

第九十四回国 参議院 社会労働委員会 會議録第七号

昭和五十六年四月十四日(火曜日)

午前十時三十三分開会

委員の異動

四月十日

松尾 官平君

補欠選任

森下 泰君

秦君

四月十四日

辞任 香脱タケ子君

補欠選任

小笠原貞子君

小笠原貞子君

出席者は左のとおり。

委員長

片山 甚市君

理事

遠藤 政夫君

佐々木 満君

高杉 純忠君

小平 芳平君

委員

石本 茂君

齋藤 十朗君

関口 恵造君

田中 正巳君

福島 茂夫君

丸茂 重貞君

村上 正邦君

森下 泰君

丸谷 金保君

安恒 良一君

渡部 通子君

小笠原貞子君

香脱タケ子君

柄谷 道一君

前島英三郎君

山田耕三郎君

政府委員

厚生大臣

厚生大臣

内閣官房内閣審議室長兼内閣総理大臣官房審議室長

内閣総理大臣官房管理室長

厚生大臣官房審議官

厚生省公衆衛生局長

厚生省医务局長

厚生省薬務局長

厚生省社会局長

厚生省児童家庭局長

厚生省保険局長

厚生省年金局長

厚生省援護局長

社会保険庁医療保険部長

常任委員会専門員

内閣官房内閣審議官

総理府恩給局恩給問題審議室長

外務省アジア局外務参事官

高杉 純忠君

園田 直君

石川 周君

関 通彰君

吉原 健二君

大谷 藤郎君

田中 明夫君

山崎 圭君

山下 眞臣君

金田 一郎君

大和田 潔君

松田 正君

持永 和見君

吉江 恵昭君

今藤 省三君

造酒置十郎君

勝又 博明君

長谷川和年君

る法律案(内閣提出、衆議院送付)

○戦時災害援護法案(高杉純忠君外五名発議)

○委員長(片山甚市君) たいだいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員長から特に発言を求め、厚生大臣にお尋ねいたします。

前国会、第九十三臨時国会におきまして、健康保険法の改正の審議に当たり当委員会の確認質問事項がございましたが、その後どのような進捗状況にあるかというところをお尋ねしたいと思っております。

前国会における約束が、具体的にどのような状態であるかというところは言うまでもございませんが、特に薬価基準につきましては、年度内に改正をするという再三にわたる約束がございましたし、また、富士見病院等の不祥事件に当たりましては、医療法等の改正も言われました。

また、特に医療費の値上げについては、四月以降に検討するということに聞いておりましたが、その後政府側から何ら御通知がございませんが、これは審議の過程から言っていますいかなるものかと存じます。

特に新聞等においては、非常に私たちの審議と食い違った発表があるので、この点を大臣にただし、大臣から御答弁を賜って、委員会を進めてまいりたいと思っておりますので、冒頭に特別に御発言を賜ります。園田厚生大臣。

○園田厚生大臣(園田直君) 前国会での健康法の審議の最終に当たって確認質問がございましたが、これはきわめて重要な問題で、健康法改正審議のいわば集大成とも考えております。すべて医療あるいは医療保険制度にとって重要な課題でありますので、誠実に努力をしてまいりましたが、いまだ不完全なものがあるいはできないもの等もござい

ます。

その中で特に直接医療保険に係るものとして、健保組合間の財政調整の実施、診療報酬の統計的審査方法の導入の検討、分岐費の引き上げ等については、答弁の趣旨に従って実施したと考えております。

退職者継続医療、五人未満事業所への適用等については、答弁の趣旨に従って実現すべく事務当局を督促しているところでございます。

室料差額の解消、付添看護における患者負担の解消については、次期診療報酬改定の際に、必要な措置を講ずる考え方でございます。

医療保険以外の事項についても、昭和五十六年度予算編成に当たって、保健所運営費補助制度の維持、結核医療費公費負担の継続等、答弁の線に従って措置をいたしております。

老人保健医療、高額医療機器の問題については、今国会に関係法律を提出すべく準備を進めております。

なお、これらの事項については着実にやっておりますつもりでございますが、いま報告しましたとおり、いままなお残っているもの、あるいは未完全のもの等もございいたしますので、今後、誠意をもってこの確認事項の達成に努力する覚悟でございます。

医療法は、たいだいま改正は鋭意努力をいたしておるところでございます。

なお、最後に御発言がありました薬価基準の改定ですが、速記録で見ましても、私の記憶からしても、安恒委員初め各委員の方々に、薬価改定は五十五年年度末、こういうことをしはしは正確にお答えしてまいりました。その後だんだん作業が進まないという実情がありました。私はさらにこれを頑強に、国会答弁はこれは最大のものであるから年度内にやれと、督促をしてまい

りましたが、作業の実情上おくれまゐりまして、その間新聞等に出ましたことがありまして、ある議員から、新聞で六月と書かれたがどういふことかという確認のこともあります。その際大臣は、まことに申しわけないが、答弁とは少し違っておくれますが、四月の初めには必ずいたしますという返答をしておいたところでありまして、残念ながら事実はそれとは違っておりまして、指導監督の任にある厚生大臣、特に責任を持って答弁した国会答弁が、私が食言したことになるまして、遺憾至極、まことに申しわけないと思存しております。

一つは、私は年度末あるいは四月の初めと答弁しましたのは、私の事務的な知識の不十分さから、当然私は告示であると、こう考えておいたわけでありまして、だんだん進んでまいりますと、それが私の勘違いもあり、事務当局の手落ち等もございまして、四月の十日に内示を各メーカーにしたところでありまして、そこで私は、まあそう言ったことは、理屈は述べないで謝る以外に方法はないけれども、新聞に書かれた六月などというのではないように、手段を選ばず急げと、こういうことでいま督促をしておるところでございます。まことに申しわけないと存じます。一日でも、一時間でも早く改定できるようにやるのがせめてもの私のおわびだと存じております。

○委員長(片山基市君) ただいまの大臣の御答弁は、当委員会それぞれ委員の方々から御質疑があらうと思存しますから、議事を先に進めさせていただきます。

○委員長(片山基市君) 障害に関する用語の整理のための医師法等の一部を改正する法律案及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

府から趣旨説明を聴取いたします。園田厚生大臣。

○園田厚生大臣(園田直君) ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

戦傷病者、戦没者遺族等に対しては、その置かれた状況にかんがみ年金の支給を初め各種の援護措置を講じ、福祉の増進に努めてきたところでありますが、今回、年金等の支給額を引き上げざるほか、準軍属の範囲及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給範囲を拡大するなどの改善を図ることとし、関係の法律を改正しようとするものであります。

以下この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正であります。

改正の第一点は、障害年金、遺族年金等の額を恩給法の改正に準じて引き上げるものであります。

改正の第二点は、満洲開拓青年義勇隊の隊員としての訓練を修了して集団開拓農民となった者により構成された義勇隊開拓団の団員が、軍事に関する業務等による傷病により障害者となり、またはこれにより死亡した場合において、その者またはその者の遺族に、障害年金、遺族給付金等を支給するものであります。

第二は、未帰還者留守家族等援護法の一部改正であります。これは、未帰還者の留守家族に支給される留守家族手当の月額を遺族年金に準じて引き上げるものであります。

第三は、戦傷病者特別援護法の一部改正であります。これは、さきに述べました義勇隊開拓団の団員のうち軍事に関する業務等による傷病により現に第五款症以上の障害がある者に、戦傷病者手帳を交付し、療養の給付等を行うものであります。

第四は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支

給法の一部改正であります。これは、昭和五十五年の遺族援護法の改正により障害年金等を受けることとなった者のうち、昭和五十四年四月一日において第五款症以上の障害を有した戦傷病者等の妻に特別給付金を支給するものであります。

以上が、この法律案を提案する理由及び内容の概要であります。この法律案については、衆議院において障害年金、遺族年金等及び留守家族手当の額の改正規定のうち、昭和五十六年四月一日から施行することとなっているものを、公布の日から施行し、五十六年四月一日にさかのぼって適用することとする修正がなされております。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(片山基市君) 以上をもって趣旨説明の聴取は終わりました。

これより両案に対し質疑を行います。

○安恒良一君 本来でありますならば、いま提案をされた法律の中身に、直ちに質疑に入らなきやなりません。委員長からも特別に御発言をされて、大臣に報告を求められました問題について、まず私はそのことについてきょうはひとつ質問をせざるを得ません。それはなぜかと言うと、厚生行政に対する信頼の問題でありますから、信頼のないところに法律の審議をやってもまた裏切られてはいけませんので、あえてそういうルールを百も承知をしながら、きょうは薬価問題について質問をしたいと思存します。

まず第一に、いま大臣は大変部下をかばわれまして、食言をしたとか、自分が事務的に告示ということについてそれまでの日程とか手段、そういうことを十分承知しない、そこに問題が起った、こういう部下をおかばいいたがる気持ちはよくわかります。しかし大臣、それはそういうことにはならないのであります。

昨年十一月十八日の議事録第七号をひとつ開いてお読みをいただきたいと思存します。そのときにはそういう手段、方法等も含めて私は質問をいたして

たしてあります。たとえば大和田君は、「第六次経変の結果、薬価算定の補正作業が十二月いっぱい、こう言っています。そして、それ以降日程がこれだけかかります」ということで、薬価改定の影響率、それから作成、薬価基準の告示まではやはり二カ月はかかります、こういうことを大和田君は言ったわけですか。そういうことを受けた中であなた自身が、「私の判断では今年度末か来年度初め、一日も早く改定したいと思存しますが、いまのところの見当では今年度末か来年度初め」となるざるを得ないではないでしょうか。やりとりがはっきりしておるわけですか。

というのは、私も昭和三十七年から中協の委員を国会議員になるまでやっております。薬価改定にどういふ作業、手段が要るか、どれだけの日時がかかるかというのは専門的に承知をいたしてあります。そういう角度からあなたにそのことを詰めて、しかもこの原稿は非常に重要だということ、大臣答弁は、当時事務局が起草をして大臣が御答弁になつておりました。でありますから、その限りにおいて、いまあなたがおっしゃったような、私が食言をしたとか、事務的に詳しくわからなかつたからばくが誤りを起こした、こういうおかげは間違いであります。そこで、これは真相を明らかにせざるを得ません。

それからさらに、三月十二日、私は予算の総括質問をする前に保険局長を呼んであります。同じく十八日にこの問題で大臣と明らかにやりとりをしております。この議事録もひとつ読んでいただくと、やはりその中でも明確に、若干は、少しおくれたがしかしやりたいというところが、まず大臣は、私がこの前の国会の議事録を引用して質問しましたが、「答弁したことも覚えておりますし、安恒さんの御意見もよく覚えております。当時と変わりがございませぬ。」、こういうことを答弁されてあります。そして、「御指摘のとおり作業がやらずに済んでおりますが、それでもいろいろな情勢からせいで年度内には作業の解決を終わりたい」と思存します。そしてさらに、「年度内にこれを仕

上げるように全力を挙げます。」と。そこで私は「年度内には必ず約束どおりやっていたら」と、こういうやりとりを実は三月十八日にいたしました。それで、このときに初めて公式の席上であなたから、いわゆる引き下げ率についておねこの見当ということがあると聞かれています。

続いて、四月一日であります。新聞にどうも六月というところが一部報道されました。そこで、私はわが党の和田委員の締めくくり発言でそのことを確認する必要があると思いましたが、一日、予算委員会終了後直ちにあなたのとこに参りまして、あなたがいま言われたとおり、大臣、六月と書いてあるが約束が違わないか、どういふことなんだと言ったら、いや三月三十一日はもうずれたけれども、できるだけ四月早くやりたい、これで了解してもらいたい、こういうことではございませぬ。そこで、私も四月二日の総括の締めくくりのときにその質問はやらなかったわけです。

こういう経緯から言いますと、いま大臣がおっしゃいましたような、その事務的とか詳しく手続を知らなかつたというところでおかばいですが、私は何かか動いてると思ふ。何かか動いてる。というのは、私は厚生行政というのに対して、ある場合には医師会が圧力をかけるとか、健保連が圧力をかけるとか、もしくは被保険者が圧力をかけるとか自民党が動くとか、野党が動くとか、こういうことは政治であります。しかし、私はやはり公平に政治というものはやってもらわなきゃいかぬと思ふ、公平に。公の席上で、しかも重要な昨年の健康保険法、何年越しの健康保険法を上げるときの大きな条件として約束されたことが、破られるということについては私はわかりません。

しかも、ことしに入つて予算委員会ではしばしば大臣にお尋ねをされている。その際も明確にされておるの、実は四月の七日の日に突如として私の手元に保険局の医療課長と業務局の経済課長が参

りました。私はいませんでした。秘書にこの文書を置いて帰られました。それには「薬価基準の全面改定スケジュールについて」と書いてありまして、薬価基準の改定のため第六次経時変動調査に基づく最終の改定作業は三月末日までにおおむね終了いたしました云々というところで三項目の文書を置いていかれました。そこで私は、これは大変なことだということと八日の日に直ちにぼくのところに来るようにと、こう言つたら経済課長だけが参りました。医療課長はちよつと御都合があつて来られなかつた。そこで私は、何だ、こんな重要な問題をどういふことと山崎業務局長にまず電話をして話すと同時に、保険局長に来るようにと言つたら、大蔵省に行つておつてわかりませんということと、五時半ごろ私のところへ来ました。そしてこの文書について初めて説明を徴したわけでありませぬ。もしもこういうことになるんだらうして三月の十二日、十八日、質問の前に話し合ひをしたときに話をしないのですか。

さらに四月一日の日に、終括締めくくりのためにやらなきゃならぬことがありますから、わざわざ私は大臣のところへ伺つて新聞にそういうことが出てくるがどうなんですかと聞いて聞かされたときに、どうしてそれをおっしゃらないんですか。そして突然二人の課長が私のところを訪ねてきて、この文書を置いていく、こういうやり方は、私はそれはいけないことだと思ふ。大臣、官僚をおかばいになつてはいけません。私から言わせると、そういう約束を、大臣が国会の席上で約束されたことを故意に曲げて破るような官僚がおるんならば、それは厚生官僚として不適任であります。国民の厚生行政を今後任せるわけにはいきません。こういう問題についてひとつ大臣のお考え方と、それからこれは大臣だけじゃありません、事務当局として詳細にどういふこととどういふことと、作業日程がどうなつたのか、なぜうそを言ったのか、予算委員会のためにしばしば呼んで聞いたのになぜうそを言ったのか、安恒さん、実はこういうことになっておりました、これ

だけおくれますという話は全然ありませんでした。三月三十一日にはちよつとおくれる、できれば四月十日ごろになるかも知れませんと言つたら、それはまあ十日間ぐらゐのことなら、作業日程、告示までにそんなことがあるだろうと思ひました。しかしそういうときに話をしないで、一片の文書を持ってきて、そしてこちら側が呼ばなければ来ない。私はそういう政治的な姿勢はよくないと思ふ。

ですから、このことについてその間のいきさつをまず明らかにしてもらいたい。どこでどういふふうに、あれだけ国会でやかましく、というのは、薬価の改定については昨年の予算委員会での問題になつて、通常国会終了までというのやりとりがあつたんです。その後、いわゆる第六次経時変動調査をやるために遅くなるということと、それも十二月末には終わるといふことがしばしば答弁をされて、そして年度内、三月いっぱいということにこの議論はなつておるわけですから、もう去年の予算委員会からつと経緯があるわけですから、それがこのようになるというところは、私はいけないことだ、何が起つたんでしようか、何があつたんでしようか、ひとつそのことを明らかにしてください。

○国務大臣(園田直君) いま安恒さんが述べられた事実は全くそのとおりでございます。しかし、何といたしましては機関の長たる大臣の指導監督の問題でありまして、最終の責任は私であると考へております。

○政府委員(大和田潔君) お答え申し上げます。大変申し上げたいこととございます。初めにおわびを申し上げるわけでございます。実は三月の中旬の時点におきましては、まだ私も三つ申し上げたのは、何とかして早期に告示にこぎつけたというところを必死に考へておつたわけでございます。で、その時点におきましては、年度内には非常によくおこなつてきたと、しかし四月の中旬、そのころには何とか告示が間に合ふんではなかつたかというところで、努力を凝らしておつたわ

けでございます。大臣に對しては、作業が若干遅れ込んでおられますけれども、何とか四月の上旬にはその告示が出せるのではないかと、御報告を申し上げておりました。その後、そういう御報告のまま推移をいたしてまいりまして、大臣に對しては私、補佐に欠けるところがあつたことは大変申し上げたいことであるといふふうに考へておるわけでございます。

実はその後、三月の中旬以降でございますけれども、どうもそこでやつております一万三千品目につきまして、最終的に改定薬価の確認であるとか、改定薬価の場合再チェックでございますが、そういうもの、あるいは前回は薬価基準改定いたしました後三年間に、いろいろ変更がございました。そういうことにつきましてチェックをいたしましたために、全品目の品名とか規格等の確認をいたしておつたわけでございます。それが意外に実は手間取つてしまつたわけでございます。

そこで、官報の仮原稿というのがあるわけでございますが、その官報の仮原稿の印刷局への投入、これが三月の末になつてしまつた。もつとこれは早く、三月の上旬に何と出たかと思つたわけでありませぬ、そんなふうになつてしまつた。もういけません、いろいろと印刷局の方では実はもう年度末から年度初めにかけて、各種の法律であるとか、あるいは予算書、あるいは各省庁の省令、告示等、これが非常に詰まつておるというところで、どうしても相当の日数が要するというようなこととございまして、四月の中旬には何とかと私も思つておりましたし、また大臣にも申し上げてまいりました。けれども、それがありません、現段階におきましては、まだ告示されてないというふうな状況でございます。

なお、その間、安恒先生がおっしゃいましたように、いろいろと私も御説明等いたしました。手落ちがございました。そういうことで、いろいろ私どもの方で申し上げることがあつたことを深くおわびを申し上げる次第でございます。

○安恒良一君 子供だましをしてはいけません。三月の中旬、私がやりとりをしたところは何とか間に合うと思つたが、その後間に合わなくなつた。そんなばかな話はないんですよ。薬価の改定にはどういふ作業をするかというのにもういふにば議論をして、明確にどれだけの日にちがかかるかというのを知っているんですよ。そういうことを知らぬ人なら、あなたのいまの答弁で、ああそうか、しよやがないかと。私は納得しません。まず薬務局が調査をして結論を出して、九〇パルクに入れてきちつと結論を出して、保険局が受け取つて、そしてここに書いてあるような手続をすべつて、そして告示をする、告示をしてからどれぐらいで実施をします。そういうことを全部承知をした上で、私は質問をしているんですよ。それを三月の十八日の質問のときまでは、年度内には間に合わないけれども、四月十日ぐらには何とかしたいと思つたということを言つておつて、そしてその後事情が変わつたなどというのは子供だましだよ。人をばかにしてはいけません。本当のことを言つて下さい。大臣。そんな子供だましは通用しません。そういうことを熟知した上で話し合ひをしていくんですから、どのくらいかかるかということも十分承知をした上で何回も詰めていく。それを三月の中旬ごろには何とか間に合つてもいいですね。——薬務局長、君のところでは作業を終わったのはいつですか。保険局にいつ渡したか。保険局はどうしましたか。

○政府委員(山崎圭君) 私ども薬務局としましては、調査を受け持つておるわけでございますが、御案内のように、昨年九月に第六次の最終的な経時変動調査を行いました。その結果は、最終の薬価算定作業に必要な資料といたしまして、昨年末に保険局に引き継いでおります。

○安恒良一君 大臣、お聞きのとおりです。ですから、それまでは約束が守られているわけですから、問題は、昨年末保険局が受け取つてから何が起つていっているんですか、何が起つていっている。いななことを言つて——私はこの前のやりとりのときに、薬価の引き下げと医療費の改定はまたまリンクする場合もあるけれども、今後は薬価は毎年、一年に一遍きつと調査をして下げてもらいたい、医療費というのは、こういう低経済成長になつたら毎年毎年というわけにいかないでしよう、しかし三カ年据え置いているのだから、医療費の引き上げの時期はいつですか、こういうことで、大臣から五十六年度明けたらやらなきゃならぬだろうと、こういうことで私はそうですかと、五月か六月になりますね、そういう話までずつとしながらこれは詰めていっているわけですよ。いまの日程でいきますと、私のところへ来た日程によりまして、「このため四月六日より四月十五日まで、改定薬価基準の内示及びヒアリングを実施し、そのうえで官報掲載の手続きをとる。」こう書いてある。この日程でいきますと六月になりますよ。いわゆる医療費の引き上げと薬価の引き下げを一括にやろうとする意図が動いているじゃないですか。意図が動いているじゃないですか。国会でしばしばそのことについて議論し。そして最終的には、高杉委員が十一月二十七日の日に大臣と一問一答の中で確認をしております。

しかも四月の一日の日に私は大臣と話している。一日の日に話してありますね。だから保険局長が言うように、三月の十八日以降おかしなやつと云つたら、四月の一日の日に、率直なことを言つて——あなたは鈴木内閣でナンバーフォーと言われている実力大臣ですよ、そういう大臣までだますというやり方はよくありません。私どもをだまされただけじゃない、あなた自身がだまされている、あなた自身が官僚によつてだまされている、そういう厚生行政は私にはよくないと思う。あなた自身がだまされている。あなたは、私の質問を受けるときには、十八日のときにもちゃんと答弁について保険局長や薬務局長と打ち合わせた上で私に答弁をされているわけですから、ですから、あなた自身をだましていっている。どこに何が

あつたか知りません。私はどこに何があつたか、保険局長との間に何が起つたか知りません。起つたか知りませんが、そういうことを平然とやられているというところに大臣どう思ひますか。いま私とのやりとりを聞かれて、だれが納得しますか。三月十八日以降いろいろやつてみたら、どうも間に合ひそうもなくなつた、情勢が変わつたと言つていられる。ばかじゃないかというんです、そんなこと。そういうことはいけません。そして、いまになつて連絡が不十分でございまして、何ですか、一片の紙切れをもつてほんと置いていって、こちらが呼ばなきゃ来ない。それで連絡が不十分で、こんなことで済んで、それで許されるのだったらだれでもやりますよ、そういうことは。ぼくはきのう大和田君に言ったんですよ、おまえさんはこまごまのことをやらした以上、出処進退を明らかにしたらどうだ、出処進退を明らかにしないと。大臣にこれだけの御迷惑をかけているじゃないか。野党にこれだけの不信感を買つて、今後は厚生行政を、君、やつていけるか。私は少なくともきょうはやりとりしますよ。この次から彼が出てきて答弁したら答弁を拒否します。そういうのを言う人間に答弁をしてもらう必要はありません、うそを言う人間には。答弁は拒否します、これから。ちゃんと正直に私は事態を報告して、事態の收拾に当たつてもらいたいのと思うんです。これだけの大きいことをしでかした以上、出処進退はやっぱり明らかにするものはないものはないようにする。子供だましではいけないです。薬価改定にどういふ作業があつて、どれだけの日時がかかるかというのは百も承知した上でずつと議論してきているんですから、それがどこでどう狂つたのかということなんです。ひとつ、大臣並びに保険局長、考え聞かしてください。

○政府委員(大和田潔君) 一つ申し上げなきゃならぬのは、先ほど申しましたように実は、三月の中ごろまでは本当に告示が四月中旬にはできると、こういう予定で私も考えておつたことは、これは間違いないでございまして。私どももそれで、大臣には告示は四月にできるということを申し上げて、結果的に私どもの見通しが大変甘かつた、非常に甘かつたということで、それで大臣にも大変御迷惑をおかけしたと申しわけなく思つておるわけでございますけれども、何も先ほど先生おっしゃいましたように、特段のことがあつてそれを要えたということでは全くこれはございませぬ。その点はひとつどうぞよろしく信じていただくたいと思つてございまして、そういうふうなことで、私ども非常に見通しが甘かつたということとを反省しておるわけでございますし、またその結果、いろいろ多方面に御迷惑をおかけいたしましたことをおわびいたすわけでございまして、そういうふうな状況でございまして、御了承いただきたいと思います。

○国務大臣(園田直君) 一言も弁解いたす余地はございません。今後十分注意をして、部下の指導監督に精励をいたします。

○安恒良一君 大変甘かつたなんて、まだ君はここでしらを切るのかね。薬価基準収載全品目について、品名、規格の確認、供給継続の有無等につき収載会社の確認を求める。

このため四月六日より四月十五日まで、改定薬価基準の内示及びヒアリングを実施し、そのうえで官報掲載の手続きをとる。こういうことになつていられるんですよ。三月の段階ではこういうことも全部できなければ、君が言うように四月十日ごろには告示はできないんですよ。そのころはこういうことまでやれると言つておつたのが、何で急に四月になつてこういうことをやらなきゃならぬのか。そんな、見通しが甘いとか甘くないということじゃないんですよ。保険局長を務める者が見通しが甘いで済みますか。うそを言いなさんな、うそを。うそを言つてはいけませんよ、うそを言つたら。こういう作業日程は全部承知の上で、三月の十八日にぼくが質問に立つ前に君を呼んで聞いているんだぞ。何をうそを言うんだ。どうしてそういううそを言う。

大臣、私の時間をこれだけで費すわけにいきませんから、私はこれより以上あんなうそを聞きたくありません。白々しいうそです、全く白々しいうそ。見通しが甘かった、申しわけない、——そんなことで保険局長が務まりますか。保険局長たる者が、薬価改定にどういう作業が要って、どれぐらいの日時が要るかというのをわからぬで、保険局長が務まったらたまったものではありせん。全く白々しいうそです。いわゆる何らかの動きがあつて、大臣が知らないところで、医療費の引き上げと薬価の引き下げを同時にやらなきやならぬ、こういう意図が動くから、この場面に来て全く白々しいうそを言わなきやならぬ。薬務局の作業は昨年が終わつてゐる。終わつた後三カ月も四カ月もこんなに長くかかるはずはない。あなた自身が去年、二カ月あればできると言つてゐるんだ。それがいまになつてそういうことをいろいろ言つてゐる。ですから大臣、このことだけはひとつはつきりしてもらいたいんですがね、私はいま申し上げたように、こういう人は厚生官僚として不適任だと言つてゐるんです。こういうことをやっていますから、これはやはり処断してもらはぬと困ります。白々しいうそを言つて、薬価が下がる時期が一カ月でも二カ月でもおくれることは医療経済にとつて重要な問題です。国民経済にとつても重要な問題、しかも今回は、一八%以上も下がるということですから、それを恣意的に大臣の意図まで押し曲げてやるといふ官僚がおつたならば、これは許すわけにはまいりません。ひとつ大臣の点について、いま申し上げたように、これは私はきのう事務次官にも言つておきました。事務次官は、省内的な処罰はきちんとやります、御勘弁と、こう言つてきています。私はそれはだめだと、私と事務次官の話じやない、公の場に出して大臣にそのことを求めるというところで拒否しておきました。

ひとつ大臣、どうですか、いまいろいろやりとりを聞かれてあなたがかわびされる、厚生省の最高責任者としてかわびされるその気持ちはわかり

ます。しかし、そういう問題じやないんです、この問題は、あなたのミスではないんですよ。あなたの意図を曲げてこういうことをやった以上、やうな人が深くこういう問題について責任を明らかにする、これが私はやり方だと思つてゐます。そういう意味でぜひ大臣、ひとつこの点について、私はもう大和田保険局長というのには信用なりません。そういう人に厚生行政を任せざるわけにはいきませんので、私の要求として本人の更迭をお願いいたします。大臣、このことについての考え方を聞かしてください。

それからいま一つは、今後私は、少なくとも私の質問に保険局長が出てきてやらちやら答弁をするのも真つ平であります。このことも明らかにしておきます。

前段について大臣のお考えを聞かしていただいて、この事態をどういうふうにするか。それからいま一つは、できるだけ早くと言われましたが、いつやられますか。私のところに来てゐるこの作業日程でいきますとほぼ六月になつてしまつて、どうされますか、大臣。抽象的なことでは困ります、ここまできて、できるだけ早く、一日も早くとか、もうそんなことを言つたつて、いままです議事録に何回もあなたが言つてそのとおりにならないんですから。どうされますか、その二つについて。

○國務大臣(園田直君) 第一に、先ほど申し上げましたとおりに、この薬価の改定が断じて六月にかかつてはならない。これがせめて私の私のおおびの第一だと存じますので、事務的にはここまできたらなかなかむずかしいと首を振つておられますが、私は事務的な慣例等は破つてもこれは六月にかかつてはならぬと、こういうふうに指示をしておきます。

なおまた、事の経過は別にいたしましたして、大臣が国会で答弁をしたことが全く違つておつた。私は政治生活三十五年間に、国会で答弁をして力が足りずにできなかったことはたくさんございませうが、全く違つた答弁したことは今度が初めて

でまことに残念でございます。もちろん、こういう事件が起きたわけでありますから、経緯は別として何らかの方法を考えなきやなりませんけれども、そのことについては、これは単に一人の問題ではなくて、私が使ひ、お願ひをしてゐる厚生官僚全般の今後の士気にも関することでありますから、いまの御発言は十分、私、胸にくみまして善処をいたしますので、しばらく時間をかしていただきたいと存じます。

○安恒良一君 わかりました。大臣が時間をかしていただきたいということ、それはかします。ですが大臣、やはり事の真相はぜひひとつあなたの調査によつて究明をしてください。

ここでもう、いろいろなやりとりをするのに時間がありせんから、幾ら保険局長が抗弁をしようとするとならないんです、これは。ですから、なぜこんなにおくれたかというの、大臣が三十七何年も国会議員をされておつて、大臣の趣旨とこんな反したことはないとおつしやつてゐる。私も昭和三十七年から中医協の委員をやらされてきた。私も昭きました。国会議員としては新しいんです。しかし、いままでもこんな約束をしたことを裏切られたことはありせん。初めてです。昭和三十七年から中医協の委員や社会保険審議会の委員等もしました。いろいろなことを議論しましたが、こんな裏切りをされたことは初めてであります。でありますから、どうかそういう意味で、私の趣旨を十分分けておつしやいましたから、ぜひその方面でこれをやつていただきたいということをお願いをして、それから二度とこういうことがあつてはいけないと思つてゐます。私は、こういう点は厳しくひとつ処置をするものはして、今後の厚生行政がいわゆるゆがんではいけません。そして、やはりこのことが今後の戒めになつて、全体がよつぱりきつと引き締まつて、せめて国会で所管大臣が答弁をされたことは全官僚が全力を挙げて実現をする。そういうことをやつていただきたいし、それからいろいろの圧力がかかることは知つていませう。しかし、やはり行政というものは中立であら

なきやなりませんし、公平であらなきやなりませんから、どうかそういう点についても、ひとつ大臣、ぜひ今後とも十分な御指導を厚生官僚にやつていただきたい。こういうことをお願いいたします。また、この問題は大臣にお預けいたしますから、ぜひ私の趣旨を体して、処断するものはないと申したいということをお申し上げておきたいと思つてゐます。

次に、きょうの議題でありますところの戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部改正について、二、三の点を質問をしたいと思います。

この問題は、きょうされております委員長の初め、野党各委員の先生方から本法案が国会に提出をされるたんに、いわゆる軍属とか軍人とかその遺家族だけではなくて、一般の国民、戦災者に対して、そういうことについての適用については、ぜひ真剣な議論がされてきたところでありませう。そういう中で、たとえば日赤の従軍看護婦であるとか、満蒙少年開拓義勇軍の問題であるとか、さらに陸、海軍従軍看護婦さんの問題であるとか、そういう点で、各委員の御努力の中で、一歩前進をしてきたことは事実であります。そのことについても私は評価いたします。しかし、一番肝心になります、たとえば去年、片山委員長が野呂厚生大臣との間にもきわめて厳しいやりとりがされていまして、いわゆる一般戦災者の問題については依然として進んでおりません。

ただ、私がいま聞きたいのは、五十五年六月に戦災者の一般調査、これをやる、そしてその調査が五十五年六月にはまだとまる、こういうふうになつておつた、片山委員長や浜本さんから、それがまとまつたなら、それに従つて、その上で作業をどのようにするのか。こういうことで、去年のこのころのやりとりは、この一般調査が五十五年六月にまとまる、まとまつたならばその結果を見た上で、かねがねこの法案との関連もしくは、どうしても聞いてもらえぬのですから議員立法という形で野党共同提案を出してまいりましたところの、一般戦災者問題についてのやりとりは去

年はそこで終わっています。

すでに調査は完了していると思えますから、調査の結果はどうなったか、どのような分析をされたか、そしてそれを、今度のこの法律にどう反映をさせるか。これを見る限りにおいては全然反映しておりません、反映しなかった理由は何なのか、このことについて考えを聞かしてください。

○政府委員(持永和見君) 先生御指摘になりました一般戦災者の調査でございますが、これは五十五年に行いました身体障害者実態調査の中で、一般戦災者に関して調査を行うことについていたしました。

それで、実は昨年の国会の論議の過程で、先生御指摘のように昨年の六月ぐらいに調査結果について中間報告が出るというようにことを言っておいたのは事実でございます。しかしながら、実際に調査の過程で、これは社会局が全体として身体障害者の調査をやっておられるわけでございませぬけれども、これが実は調査票を交付して、それを郵送で回収するという調査であったようございまして、そういうことで、記入ミスあるいはデータ集計、そういうものに多少時間を要しました。そういうことで、昨年の九月に中間報告という形で出ております。昨年の九月に中間報告という形で出ておまして、この結果によりまして、いわゆる戦傷、戦災者——戦争を原因として傷を受けた方、そういう方がおおよそ九万七千人おられます。それからこのうちで、いわゆる国内の空襲、そういったもので障害者になられた方が七千人おられます。このほかにこの調査では、顔にやけどをされたというようないわゆる火傷者、空襲で火傷をされた人たちを、一応その調査票をお渡しして推計をいたしておりますが、その推計が大体三千人ということになっております。

それで、数の把握は一応こういうことで概括的に行っております、なお、現在のところ最終的な結果を御報告申し上げるまでにはいってないわけでございますが、現在のところおおよそ概括的に見てみますと、就労状況あるいは公的年金の受

給状況、課税状況、そういったものにつきまして、一般の障害者の方々とあるいは戦災障害者の方々とさほど大きな差は見られないというようない実態ということでございます。

なお、私どももいたしましてはこの調査の最終的な分析を待ちまして、それによって今後、いろいろと御議論されております一般戦災者の問題について、どういふふうに取り組みかというところは検討いたしてまいりたいというふうにご考慮願うわけでございます。

○安恒良一君 納得できません。なぜかという、去年の五月に、六月には調査の結果がまとまると。それが九月になったというので三カ月ずれてますね。まあ、それ、やむを得ないことだと思えます。しかし、もう去年の九月から、ことしはいま四月なんですからね、それをいまもあなた最終的な分析をしまして、「こう言ってますね、いまも私は言ったでしょう、物をはつきり言うときは言いなさいと、問題を後に後に送っている、その場しのぎではいけませんよ。いまあなたは何と何と云ったのですか、一般の障害者と大した差はないと。ないという事は、あんまりこういうことはやらぬということじゃないですか。私どもが長年追及してきたことは、一億本土決戦という形において東京の大空襲を初め、多くの人が亡くなった戦災に遭っているじゃないかと。だから、軍人、軍属だけやるのは間違いないか、そのことで議論をずっと続けてきた結果、去年、野呂さんが片山委員長や浜本さんに追いつめられた結果、実態調査をやります、やったら上でどう言って答えておいて、いまになったらまだ一年たって最終的な分析が済んでません。それで、何かやるのかやらぬのか。そういうところにかん法案を通せばいいと、通すためにそのときは言い逃れをして、そして自分でだんだん追いつめられていくんじゃないですか。

私はそういうやり方はいけないと思う。私は、少なくとも実態調査をやられたならば、それをきちっと分析をした上でかくかくしかじかしたい、

こういう考えを出して、この法案の中で議論をすべきだと思ふ。大臣どうですか、いまのように去年の九月終わっておきながらまだ最終的分析はしておりません、これから分析をいたしました上で、きょうはこれで逃げたおけばまた一年間時がかせげると。ところが、片山先生もおっしゃっているように、戦災者の方だんだん高齢化して、亡くなっていく方は幾らでもあるんですよ。もう戦後幾らたつてますか。もう結論を出すときじゃないですか。ただ、去年は実態調査をしていうから、それじゃその実態調査の結果が六月にまとまるというから、それを踏まえて何らかの——あれだけ議論をしたことですから、やや前向きな問題が出てくるだろうと思つて期待をしておいたら、いまあなたの言ひ方聞きますと、最終分析はまだこれからでございます。そして、最終分析をした上でいろいろなことを考えたいと後段は言うし、前段では、いままで調査した結果においては、一般の身体障害者と何ら特別な配慮する必要がないようなことを言外にあなたはいま言ったんですが、私はそういうことはいけませんよ。どうしますか、この問題は。

○政府委員(持永和見君) 私が、先生御指摘になりました一般の身体障害者の方々と差はないということを申し上げました。これはいま私が申し上げましたように就労状況とか課税状況とか、そういった生活の実態、いわゆる社会保障施策としてやる場合に、何かやる必要があるのじゃないかというふうな観点から見れば、こういう問題が出てまいりましたわけでございまして、これまで最終的に身体障害者の調査結果とあわせて待つてこの結果が出るわけでございまして、身体障害者の調査結果がまだ最終的に出ておりませんので、最終的なことまで申し上げるわけにはいきませぬけれども、おおよそ現在のところの概括的なこととは、そういうことで申し上げたわけでございまして、ただ一般戦災者の問題は、こういった社会保障施策の問題とは別個の問題として、いわゆる戦後処理の一環として、そういった人たちに對

する国の保障をどうするかといったような問題は、別の課題としてこれはあり得るかと思ひます。

○安恒良一君 私たちは一貫して、社会保障政策の一環という議論は一つもしてないんですよ。やはり軍人軍属も一般の国民も一億総動員で大変な戦災に遭つたじゃないかと、戦後処理として西ドイツにおけるやり方等を事例に挙げながらやるべきだということであつて、攻めてきている、で、それに対して去年、とにかく実態調査をした上でどういふことを言われているわけでございまして、調査をした上でどういふことを言うわけです。最終分析が済んでない、こういうことを言うわけです。それでは最終分析はいつ済みますか、いつ分析をした上で具体的にあれしますか。いまもつて、いまさつき保険局長がやり込められたように、いいかげんな答弁じゃなくて明確にしてください、最終分析はいつ済みますか、いつ作業に乗せますか、どうしますか。

○政府委員(持永和見君) 先ほど来申し上げておりますように、これは一般戦災者だけの独自の調査ではございませんで、身体障害者全体の調査の過程でこの一般戦災者の調査をいたしておるわけでございまして、身体障害者の調査の結果につきましては、現在鋭意最終的な分析を行われるということでございまして、できるだけ早くやりたいというのが社会局の方の意向でございます。

○安恒良一君 社会局長、大臣、いつ終わりますか、これ。できるだけ早くとか何とかそんなもの全然信用ならぬです、厚生官僚は。できるだけ早くとか一日も早くと言って、ずるずるやるんですから、どうなりますか、大臣、その分析がいつ終わるんですか、明確にしてください、分析はいつ終わるなら終わると。できるだけ早くとか一日も早くと言って、また来年になったら終わっていませんでしって、そんなばかげた答弁、聞く気はありません、どうしますか、明確にしてください。少なくとも分析がいつ終わるかぐらいのこと

は明確に言ってください。——何で来ていないんですか、社会局長。きょうあなたこういう重要な問題やる時関係があるでしょう、社会局長はどうして来ていないんですか。大臣、どうして来ていないんですか、あなたの部下、きょう全部出てこにやいかぬですわ、これ。

○政府委員(持永和見君) 調査について先ほど来申し上げているとおり、現在鋭意取りまじめといたうことで社会局の方で行われているようでございます。できるだけ早くということが社会局でございます。私どもとして、具体的にまだいつ、何月ということをお約束できる段階ではないと思っております。できるだけ早く作業を急ぎたい、こういうことでひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○安恒良一君 理解できません。社会局長呼んでください。できるだけ早くなんて一番あいまいなんです。少なくとも作業のことですからね、おむねこれぐらいで終わるといことは言えるはずで。理解できません、社会局長を直ちに呼んでください。それまで休憩してください、こんなあいまいなことは困ります。このことはきのう、このことを聞くことは通告してあります、ちゃんと。援護局長呼んで、こうこうでこれは詰めるぞということを言っております、ちゃんと。

○委員(片山基市君) 速記をちょっととめてください。
〔午前十一時二十九分速記中止〕
〔午前十一時四十四分速記開始〕

○委員(片山基市君) 速記を起して。
○安恒良一君 それじゃ、いま私が質問したことに、社会局長も見えたんですから御答弁を願いたい——中身は聞いていますね。
○政府委員(山下真臣君) 昨年実施いたしました身体障害者の実態調査、総数その他につきまして取り急ぎまして第一次の中間結果を出しまして、昨年発表いたしましたところでございますが、引き続きその詳細な内容につきましての第二次の解析を現在行っておりますでございます。目下鋭意努

力をいたしておるところでございます。二、三カ月めどにこの結果が出るように努力をいたしたいというのが現状でございます。

○安恒良一君 大臣、いま言われましたように二、三カ月めどに大体作業が終わるようでありますから、私は早急に、やはりもう長い間のやりとりは大臣十分御承知だと思えます。私は戦後処理は終わってないと思っております。やはり当時のことを考えますと、内地におろすと何であろうと、一般国民の中で戦災に遭った人と軍人、軍属を私は区別する理由はないと思えます。そういう意味から言って、ひとつ本年度この法案に反映してないことは、私は大変残念に思えます。思いますが、いま言いましたように、一般障害者と絡まして、それとあわせて調査するというので去年は逃げ切っておりますし、ことしになりますと第一次中間終わったが、精密調査はまだ終わってない、それに二、三カ月かかるということ、これでまた逃げ切ることになります。私は余り逃げ切りをやつてはいけなないと思えますから、ぜひ早急に調査結果を待つて、ひとつどうするかというのをお考えを願いたい。

そこでちょっとお聞きしたいんですが、きょうは総理府の方からお見えになってますが、どうもいつかわかりませんが、大分ずつと古い話ですが、一般の国民の戦災者の方についてはもう戦後処理が終わっている、こういうメモが実は自民党と総理府との間に取り交わされている。それがあつたにどうしても、これだけ国会で幾ら野党から攻められても社会保障の一環として、こういうことを答えるを得ないということになっていようであります。その点は事実でしようか。

それから大臣、その後いわゆる満蒙開拓少年義勇軍であるとか、日赤の看護婦さんであるとか、陸海軍従軍看護婦さんであるとか、だんだん枠をきちんと広げてきてます。さらに、国会のこの議論を踏まえられて、ひとつ大臣、この問題について調査の結果と相まって前向きにどうしようとき

れるのか、このところはひとつ大臣のお考えを聞かしていただきたい。前段のところはそういう事実があるのかどうかと、総理府も来てもらつてますから、それらを勘案して考え方を聞かしていただきたい。

○政府委員(石川周君) ただいま御質問のございました戦後処理一般に関する政府・与党の政策姿勢を明らかにいたしましたものといたしまして、昭和四十二年の六月に引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律を提出いたしましたときに、党と政府の間で「本件措置をもって、あらゆる戦後処理に関する諸措置は一切終結したものとす。」という政策意思決定が行われております。この趣旨は、その後いろいろ機会にいろいろな方が御質問に応じて御答弁されておられますけれども、いろいろお話がございますように、戦争というものはわが国にとりまして未曾有の事態でございます。すべての国民が程度の差こそあれ戦争によりまして生命、身体、財産上の何らかの犠牲を余儀なくされたところでございます。こうして戦争損害につきまして完全に償うということとは実際上できない、不可能である。そういう意味でいろいろな傷跡が残っているということ。は事実だろつと考へておられますけれども、そうした戦争損害につきましては、結局は国民の一人一人にそれぞれのお立場で受けとめていただくを得ないというものを考へられているわけでございます。しかし、それは言いつながら、戦没者の遺族や戦傷病者あるいは生活の基盤を失つた引揚者など、一般の国民と異なりまして特別の施策を必要とする者につきましては、援護等の措置を講じてきたところでございます。それまで講じてきました一連の措置をもつて戦後処理に関する措置は終了したものであるというふうな政策意思決定が、先ほど申し上げました合意書、了解事項というものと考へております。その後もいろいろな御質問、あるいは閣議決定を通じての御答弁とか、本会議での総理の御答弁とか、何回か同趣旨の政策方針、考え方というものが答弁されてい

るところでございます。

○安恒良一君 大臣ひとつ、まずお考え方聞かしてください。
○國務大臣(園田直君) いま総理府から発言いたしました了解事項は、私も拝見しております。しかし厚生大臣としては、戦後の処理が終わつたと、行政府としてはもうこれ以上は手が出ませんというか、あるいは一応終わったというのはいわゆるですが、まだ大変な災害で戦地に行った人よりもひどい思いをした人はたくさんおられるわけでありまして、戦後処理が終わつたなどという傲慢な考え方を持っております。今後、なかなかこれは現実の施策としては困難ではありますけれども、やはり日本の戦前処理はありまして戦後処理でありますから、戦前処理なら別であります。戦後の処理でありまして、もう二度とこういうことをやつちやならぬということが一貫して政治になさなければならぬ。そういう理論から言つて、国家から召されていったから、あるいはそうじゃなかったからということでは本当は区別するのは理論的には間違ひであつて、やはりひどい目に遭つた程度によつて区分するのが本当の私は理屈だと思えます。しかし、現状としてはなかなか現在ではそれは困難であることは私も承知しております。

○安恒良一君 大臣ね、私は当時一億総国民が肉体的に、精神的に、財産的にいろんな被害を受けたことは承知しております。しかし、私どもが言つていられるのは、たとえば空襲で亡くなつた方、空襲の中で戦傷、いわゆる傷つてられた方、そういう一般の戦災者についていわれるこれは見るべきではないかと、こういうことを言っているわけでありまして、それを、当時四十二年にそれは自民党の政策としてあつたというのはいふたのでしよう。しかし、そんなものは自民党と政府の話でありまして、少なくともそれを守らななきゃならぬということにはならぬわけでありまして、でありますから、私はやっぱり、いま申し上げたように、空襲のもつて亡くなつた人とか大変な被害をされた方がたくさんいるわけですから、そういう方々

と、軍人と軍属とを区別をするというのは、平和憲法下において国民の平等の権利から言っても私はおかしい。ですから、少なくとも私も同僚委員がずっといまままで追及してまいりましたように、まず実態を調べて、そしてどのぐらい、それを救うのにはどれだけ財源がかかるのかと、そしてこうしたいと、こういう私は提案があつてしかるべきだと思ふんです。それがやると去年になつて実態調査、そしてことしになつて実態調査の集計がさらにまだかかると、こういうことでありますから、ぜひこの問題につきましては、私いまだ臣がおっしゃったんで、私も戦後処理は済んでないと思ひます。また、同じ第二次大戦で大変な被害を受けた西ドイツにおけるいわゆる救済方法等も非常に参考に私にはなると思ひます。私は、精神的な問題まで全部救済などということを書いていくわけじゃないんであります。とりあへず、国民の中で戦災に遭つた方々について実態を把握をし、それに対して同じような援護措置をこの際考へていくべきでないだろうかというのが、長年わが党がずっと主張してきているところでありまして、どうかそういう意味でこの問題については、いまま大臣から戦後は終つてない、それから大変な被災を受けた方々については何らか考へなきやならぬと、こういう前向きな答弁もございまして、早急に実態調査を集計をされまして、その上でまた来年これと同じような提案をされないように、この際強くそのことはお願いをしておきます。

そこでその次の、時間がもう十二時までしかありませんからお聞きしたいんであります。いわゆるこれも去年問題になりましたが、ソ連の抑留者の問題について野呂さんは、厚生省としては援護局にプロジェクトチームを設けてまして、その実態調査に当たつた上で云々というやりとりがなつていますが、厚生省ではどういうプロジェクトチームを設けられまして、その後実態調査をどういうふうにされて、そしてソ連の抑留者の援護についてはどういうお考えをお持ちなのか、ひとつ聞

かせてください。

○政府委員(持永和見君) 先生御指摘のとおり、昨年の社会労働委員会が野呂厚生大臣が、ソ連抑留者の実態から考へて、いま先生御指摘のようなことを言つておられるのは事実でございます。ただ、この文章の中で、いろいろとございまして、援護法の接点にあるもの、恩給法上の接点にあるもの、そういう言葉がございまして。私どももいたしましては、国会でいろいろと御議論になつた接点の問題がございまして。今回御提案いたしました御審議をいたしております満州の青年義勇隊を卒業いたしました開拓団の問題でございまして、あるいは外国に籍を置いておられる日本の元軍人、軍属の人たちの処遇の問題でございまして、か、そういった現在の恩給法あるいは援護法の接点になつておる問題がございまして。そういう問題については私どもプロジェクトチームを設けてまして、それぞれ検討をし、その結果、今回御提案いたしております青年義勇隊開拓団の処遇ということになつたわけでございますが、ソ連抑留者の実態につきましては、これは援護局本来の仕事として、引揚援護業務、あるいは未帰還者の調査業務、そういったものがございまして。したがいまして、ソ連抑留者の実態、そういうものにつきましては、これは私ども特別にプロジェクトチームを設けるまでもなく、本来の業務としてこういった実態調査を、ずっと戦後今日までやってきたというのが事実でございます。

で、ソ連の抑留者の援護法上の措置でございまして、援護法上の措置につきましては、これはソ連抑留期間中に死没された方、あるいは障害を受けられた方、そういった方々に対しては、援護法による遺族年金あるいは障害年金を支給しているというふうなことでございまして。

○安恒良一君 そんなことを聞いてるんじゃないんですよ。現実がどうなつているかというのを知の上で聞いているのは、去年野呂さんが言われたのは「なかなかこういう援護法の接点にあるもの、恩給法上の接点にあるもの、そういった問題

全体の中で、ソ連の抑留者の実態から考へて、今後これに対してどういふ処遇を与えていくべきかということについて、厚生省としては援護局にプロジェクトチームを設けて、と、こういうふうになつておられるわけですか、設けたのですか、設けないのですか、設けて、野呂さんが言つたようなことについてはどこまで作業が進んでい

ますかと、どうなつていますかと聞いています。いまあなたの答弁は、そんなもの設けるまでもなく、プロジェクト設けるまでもなくやつていますよと申して、また大臣が言つたことと違ふことをあなたと言つたことになるよ。大臣はそういうことを言つて、去年浜本さんの質問に対して、このところは次に送つておられるわけですよ。浜本さんからいろいろ、ソ連抑留者についてどうしたい、ああしてほらいたいというのをずっとやりとりした中の最後のやりとりがこうなつておるから、私はその後どういふふうな作業が進んでおられますかと、こういうことを聞いておるわけですよ。

○政府委員(持永和見君) ソ連抑留者の実態そのものについてのプロジェクトチームというのは、実は私も設けておりません。これは、この大臣の御答弁そのものについて、やや舌足らずの点があるんじゃないかと思ひますが、そういう点については事務当局として説明不十分であつたということも十分反省いたしておりまして、申しわけなく存じております。また、この段階でお補足的な事務的説明もしておらないわけでございます。そういう点ではおわびを申し上げる次第でございますけれども、実は先ほど来申し上げておりますように、ソ連抑留者につきましては援護法上の処遇は行つておりますから、ソ連抑留者で私どももやつておりますのは、引揚援護あるいは未復員帰還調査、そういったものに対する調査を行っているというのを申し上げたわけでございます。

○安恒良一君 もう時間がありませんから。——何ですかあなた、大臣が答えたのに、舌足らずとかんとか、そんな失礼なことを言つていいの。もう大臣やめたかと思つて、いまになつたら今度は舌足らずとか、そんなばかなことないでしょう。少なくともやりとりするときには、ちゃんと大臣が答弁をするのには、事務局とも打ち合わせをした中で、そして全部大臣が答弁されているんですよ。舌足らずだとか。そして、大臣はこういうふうな結びをつけておられますよ。厚生省の関係法律で対象にならないものにつきましては、これは総理府と厚生省とが十分話し合ひまして、こうした戦争犠牲性に対する今後の処遇をどういふふうな方向で持つていくかということについて、根本的にひとつこれは政府全体の問題として検討する必要がありますと、こう言つておられるので、だから私は、政府全体としていふんことをどういふふうな問題をやつたのかと聞いておられるので、それを君はいまになつてあの答弁は大臣が舌足らずであるとか、私たちが説明足らぬとか、大概いかげんなことを言つたらいかぬわね。それがため公式の議事録というのこれちゃんとあるんだからね、言ったことに基づき責任を持つて、たとえばその後こゝまで検討してますとか、こういうふうになつてますとか、こういう点が問題がありますと、こういう答弁ならわかるけれど、いや実はあれは大臣が、食言したとまで言わぬけど、舌足らずとは何だ、舌足らずとは、説明が不十分だといふのはどういふ意味なんだ、それ。

○政府委員(持永和見君) 発言が適切を欠いて申しわけなかつたと思ひます。これは先ほど申し上げましたように、事務局として大臣に対する説明が十分でなかつたということに尽きると思つております。

なお、後段で大臣がおっしゃいましたこの厚生省の関係法律で対象にならないものという問題は、ソ連抑留者につきましてはいろいろとソ連抑留中の期間の労働補償、その他の問題がございまして、こういった問題につきましては、審議室長がお見えてございまして、審議室長からお答えい

ただいた方がいかと思ひます。

○政府委員(石川周君) ソ連の抑留者の問題につきましては、いろいろ御質問、問題の提起のあることに厚生省初め関係省庁とお話をさせていただく機会がございますけれども、この御質問の御答弁のプロジェクトチームというような形でその結果としてのお話し合い、御提案というものはまだいたしておりません。

○安恒良一君 もう時間ありませんから、後で高杉さんにお話しすけれども、大臣あんな調子ですよ。片方は片方にお話ししているし、片方は厚生省から提起がないとこう言つて逃げ切るわけです。これが縦割りの官僚の実態なんですよ。少なくとも野呂さんなら野呂さんが言つたらそれに対してこういう努力をしたと、しかしここまでしかいけませんでしたとか、調査した結果、それは何ぼ野呂さんが言われても無理なら無理ですとか、そういうふうにも明確にしていかなきゃいけないと思ふんです。政治は、責任のなすり合い、一年間何しておつたかということになる。どうか大臣、こういう点もきつと精査していただきたい。私は、すべて私どもの主張が全部通ると思つていません。できないことはできぬ、できることはできると、ここまで検討していますと、こういうことは、私どもは少なくとも国民のいろんな要望を聞いて、この場において政府との間にやりとりをしておることですから、私はやつてもらいたいということをお話し上げて、もう私の時間十二時ということですから、後高杉先生の方にお願いして終わりたいと思ひます。

○委員長(片山基市君) 両案に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時三分休憩

午後一時三分開会

○委員長(片山基市君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、香脱タケ子君が委員を辞任され、その補欠として小笠原貞子君が選任されました。

○委員長(片山基市君) 午前に引き続き、障害に関する用語の整理のための医師法等の一部を改正する法律案及び戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○高杉勉忠君 私は、本法案審議に当たりまして、本委員会において後刻わが党を初め各野党共同による戦時災害援護法を提案いたしますので、その趣旨に関連をいたしまして以下の諸点について、厚生大臣を初め関係当局に質問をいたしたいと思ひます。

なお、お願いであります。午前中の審議に際しまして、あるいはまた各国会ごとに論議になつております本問題でありますから、これらについては幾つかの要請もあり指摘もいたしました。したがひまして、今後の審議については円滑にいくように特段の御協力をいただくことをまず要請をいたしておきます。

そこで、厚生大臣に伺いますが、国連は一九八一年を国際障害者年と定めて、すべての障害者にそれぞれが住む社会における「完全参加と平等」これを実現する行動計画を示し、世界各国が十カ年を取り組むべき目的と課題を明らかにしております。しかもその施策の実行を求めておりま

す。こうした中で、戦争による犠牲者である障害者にどのようかと思ひをはせて国際障害者年を位置づけておられるのか、まずこの点について明らかにしていただきたい、このように思ひます。

○政府委員(持永和見君) 先生御指摘のとおり、一九八一年は国際障害者年でございます。これは国連の国際障害者年に関する採択がございまして、国際障害者年行動計画というのがございまして、その行動計画の中で、ちよつと私読み上げさせていただきますと、国連はその国際障害者年行

動計画において、「障害者のうち多数の者は、戦争及び他の形態の暴力の犠牲者である」と述べておられる。この「事実」に想いを至すなら、国際障害者年とは、世界平和のための諸国民間の継続的で強い協力の必要性を強調する一つの機会として、最適に利用され得るものである」として、このように思ひます。

○高杉勉忠君 午前中の安恒委員からの指摘についても実態調査についてのお話がありました。それから、その中から分析なりあるいは解析をするのにまだこれから二、三カ月かかると、こういうお話であります。それを受けまして、身体障害者の実態調査で、戦傷病者の実態の把握、これはこういった戦争犠牲者の実態調査と同時に生活の実態、それからその障害がもたらす苦しみについて、こういうふうな具体的な調査というものをしたい計画なりあるいはお考えがおりますかどううか。

○政府委員(持永和見君) 現在、けさほどお話し申し上げましたように、身体障害者の実態調査の中で戦傷病者の関係の方々の調査を行つておるところでございます。その調査内容としては就労状況、課税状況など生活の実態を把握するものがあるかと思ひますが、いま先生御指摘の障害がもたらす精神的な面、こういう面については実はこの調査では行つておりません。

○高杉勉忠君 これからそういう調査をされる計画なりお考えはありますか。

○政府委員(持永和見君) けさほど申し上げておりますように、生活状況、就労状況、こういった現在の調査項目にあるものにつきまして、最終的な分析を行つておられる段階でございます。その結果によりまして、一般戦災の方々につきましては生活状況、就労状況などはある程度の把握はできるかと思ひますが、いま先生御指摘の精神的な問題、こういうことにつきましては私も調査というよりも、実際にそういう方々から生の声をお聞きする方がいんじやないかというふうにご考慮をしております。これからのそういう方々でできる

だけ話し合いをしていきたいというふうにご考慮をしております。

○高杉勉忠君 もちろん、戦後三十五年を経た今日であります。十分な補償を受けずにいままなお戦争による傷跡に苦しむつ日々の生活を送つておられる民間の被害者が存在することはお認めになると思ひます。そのような人たちの集まりでありまして全国戦災被害者連絡会があることは御存じです。

○政府委員(持永和見君) 承知いたしております。私どもの承知いたしている範囲では、全国戦災被害者連絡会、各古屋に事務所がございまして、杉山千佐子さんという方が会長でございます。で、今日までこういった会からの要求をいたしましては、戦災被害者あるいは死亡者の方々の実態調査をやつてほしいということ、それから、戦災被害者手帳、こういったものを交付してほしいということ、それから、戦災被害者及び死亡した遺族に対して援護法をできるだけ早くつくつてほしいと、こういうふうな要望がございましておるところでございます。

○高杉勉忠君 そういう人たちが今日まで要望がされておることはいま述べられました。で、空襲による死者、負傷者に対してまず弔意と、その苦難に対して報いる気持ちが欲しい、こう言つておられるんですね。そのための実態調査をすべきだと、これはしばしば私どもが言つてきたところなんです。こういった被害者団体から、いまあなたに言われたようなことは、被害者の方々から言われるまでもなく、私は当然国の責任として、政府が現在までなされておるべきだと思ひます。いかがですか。私はこの際、政府の責任において実態調査を行うこと、そして、その方々から具体的な出ておる要望についておこたえいただくことが必要だろつと、こう思ひますけれども、いかがですか。

○政府委員(持永和見君) いま申し上げました御要望が出ておるわけでございますが、一般戦災被害者の方々の実態調査につきましては、先ほど来

申し上げておりますように、全国身体障害者調査の中で、多少のサンプル的な調査ということではございますけれども、そういったことで現在調査をし、その分析を行っている段階でございます。

あと、それから戦災者の方々の用意の問題につきましては、これにつきましては総理府でございますけれども、戦災史実調査を行うとか、あるいは戦没者の大会、八月十五日の全国戦没者追悼式にそういった戦災者の方々の代表の方々もお入れするとかというように、総理府の方でそういった施策を行っております。

最後でございますが、援護法の問題でございますが、これはなかなかさほど来御論議があまりなように、非常にむずかしい問題でございます。そういった問題ではございますけれども、私どもとしては一つの課題だということで、こういった先ほど来申し上げております実態調査の結果なども見ながら、関係各省とも御相談し、政府としてこれは政策的な判断ということが必要かと思っておりますが、そういった問題について検討させていただきます。

○高杉勉忠君 厚生大臣、この際ですから、私は要望も含めて厚生大臣からお答えをいただきたいと思っておりますが、いまのお答えのように政策課題であり、その意思決定は政府の問題だということにとられますから、現政府の、しかも有力な厚生大臣であります、いままでも被害者の方々から出された要望を含めて、何らかの早期実現に向けての御決意をいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(園田直君) 先ほど申し上げましたとおり、日本の戦争被害者の方々に對する基本的な姿勢は、戦後の処理問題であつて、その受けられた災害の度に応じて考えるべき問題であると考えておりますが、現実はいろいろ違つておりまして、縦割りというか何か、軍人軍属あるいは軍の命令というふうなものが先に立っておりまして、これは私は理論としてはなかなか筋の通らぬところもある。やはり全般的に災害に、ひどい思いを

された、つらい思いをされた方々の度に応じてやるべきだと思つておりますもの、現実としては、ここまでやってきた問題を切りかえることは非常に困難である、せめてそういう網から漏れた方々を戦後の処理は終わったなどと言わずに、一つ一つの努力をして網の目から漏れた気の毒な人々に対する対応の策を講ずることが必要であると考えております。

○高杉勉忠君 一般の民間戦災者に対しては一般の社会保障の枠内です、従来そういうような答弁も繰り返されてきているわけですが、私はこの際、具体的に指摘をしながら考えを伺うわけでありまして、次のような人ほどのような所得保障の対象となるかということでありまして。

○九、この障害の場合、あるいはまた顔や頭部にケロイドが残つた障害の場合、こういう場合に国民年金の一、二級に該当しますかどうか、まづ伺います。

○政府委員(持永和見君) 国民年金の障害年金の支給対象となります障害の範囲でございますが、いま先生が御指摘になりました視力障害につきましては、一級が「两眼の視力の和が〇・〇四以下のもの」ということになっております。また二級が「两眼の視力の和が〇・〇五以上〇・〇八以下のもの」ということになっておりますので、先生御指摘の〇・〇九ということになりますと、国民年金の障害年金の支給対象にはならないわけでございます。

○高杉勉忠君 国民年金の障害等級の対象に該当しませんね。この程度の障害に該当する場合、これは戦傷病者戦没者遺族等援護法の中ではどの程度の給付を受けられると、こういうふうになるんですか。

○政府委員(持永和見君) 遺族援護法によりまして障害年金の場合でございますけれども、遺族援護法によりまして障害年金の場合には、片眼が失明で、残る片眼の視力が〇・〇九である障害の場合、こういった場合は第四項に該当いたしま

す。

○高杉勉忠君 幾らになるんですか。

○政府委員(持永和見君) 障害年金額は年額で申し上げますと百八十四万六千円でございます。

○高杉勉忠君 現在の法制度が憲法違反でないとしても、このような実態で被災者というのは納得できるかどうか、私は政治のあり方として、どうしても放置できない実態だと思つております。これも一般の社会保障が充実したからそれでよろしいと、こういうふうにしておられるのかどうか、これを確認したいと思つております。

○政府委員(持永和見君) 一般戦災者の方々ににつきましては、先ほど来申し上げておりますように、現在、特別の援護措置は行われてないわけでございます。一般的な社会保障施策の充実という形でその処遇が図られてはいるわけでございます。この点については御指摘でございますが、私どももいたしましては確かにその一般戦災の方々、戦争による被害者として大変御苦勞され、お気の毒な心情にあるかと思つております。しかしながら、現在の段階でこの一般戦災者に対して特別な援護をするということになりますと、なかなか非常に関係するところも多く、非常にむずかしい問題であると思つております。しかしながら、この問題には再々国会でも御議論になっておりますし、また先ほど大臣もちょっとお触れになりましたように、一つのこれからの課題であるというふうに考えておるわけでございます。

○高杉勉忠君 先般の太平洋戦争下において、日本の国民は國家總動員法や防空法といった法律によつて法律的側面から戦争への参加を強制されたのみならず、米軍の日本本土空襲によつて戦闘員あるいは非戦闘員の区別なく、すべての国民が現実に参加せざるを得なくなつてきて、そのために多くの国民が戦争による負傷をした、こういう事実というものはあなたも認めるわけでしょう。

○政府委員(持永和見君) 国内で空襲に遭つた方、あるいは艦砲射撃などに遭つた方などの中には、先生御指摘のように戦闘員もおられるこ

し、もちろん一般の非戦闘員の方々もおられることは事実だと思つております。

○高杉勉忠君 そこで、これまた、大臣に政治の姿勢として伺うわけですが、従来の繰り返しになりますが、第二次世界大戦について国の責任というの何だつたのか。政治家として大臣はどういうふうにお考えになりますか。この際、お尋ねをいたしておきます。

○国務大臣(園田直君) この前の戦争は、当時の為政者が誤つた道を選んだわけでありまして、その結果、国も国民も今日のようなことになつたわけでありまして。したがって、当時の為政者の責任というものは国の責任であり、今日われわれがまた責任を継承しなければならぬと考えております。

なおまた、戦争の被害というものは、年がたつにつれて戦闘員と非戦闘員の区別なしに被害を受けるものでもありまして、場合によっては、戦地でひどい目に遭つたつらさよりも、内地で日常生活をしながらひどい目に遭つた方々の方がひどい場合もたくさんあるわけでありまして、そういうことに思いをいたして、まだまだ残つた問題をいかに、しかも心から申しわけないという責任の気持ちを持つて、困難ではあるが、対応の処置を一つでも進めていかなきゃならぬと考えております。

○高杉勉忠君 昨年八月の民間被災者に対する援護法の適用に関する名古屋地裁の判決、これが出ていることは御存じだろうと思つておりますが、どうでしょうか。

○政府委員(持永和見君) 援護法の適用に關して名古屋地裁の方から、昨年の八月二十九日、判決が出ております。

○高杉勉忠君 そこでこの際、確認を含めてお尋ねをするわけですが、その判決の中で、援護法を適用しないことは法のもの平等に反しないとして、原告の訴えを却下しておりますが、判決理由の中できわめて注目すべきことが述べられてはいるわけでありまして。

この際、御紹介しておきますが、社会保障の見地に立ったとき、民間被災者である旧軍人軍属であるとかかわらず、同等の傷害を負った者に対しては、同等の保障をなすのが当然であると考え、こう述べているわけです。それからまた、戦争犠牲者に対する国家補償という面においても、国の遂行した戦争において傷害等を負った者は、民間被災者であっても、旧軍人軍属であっても、その補償の必要においては、差は認められないと、判決理由の中で述べているんですね。そしてさらに、これらの人々に対して、国が国家補償の精神に基づきできるだけの範囲にわたって、援護の措置を講じていくことが望まれ、法的にいかなる補償措置を講じていくかについては、なお、国の立法府たる国会の裁量の範囲だ、こう述べているんです。この点についてはどうでしょう。

○政府委員(持永和見君) この裁判は、一般戦災者に対して、遺族援護法を適用していないのは憲法に違反するじゃないかというように、訴えを出された裁判でございました。主文は却下ということになっています。

判決理由の中で、いま先生おっしゃいましたようにいるんが述べられております。社会保障の見地からすれば、一般戦災者と旧軍人等を区別することはあるべきではない。また戦争犠牲者に対する国家補償という面においても、原則的にはそれほど顕著な差異は認められない。先生がおっしゃったとおりでございます。

ただその後で、しかし現行の援護法は文官に対する恩給制度との均衡及び公務上の災害に対する国の使用者としての立場からの補償という見地があるから、そういう見地に立つならば、一般戦災者とそれから軍人軍属の方々、国と使用関係にある方々を区別するについては、合理的な理由があるということでの却下の理由になっておられるわけでございます。

さらに最後におきまして、いま先生お述べになりましたように、戦後三十年以上たった今日、十分な補償を受けられなくて、なお戦争による傷跡

に苦しみつつ、日常の生活を送っている民間被災者が存在することは、これをうかがい知ることが出来る。したがって、これらの人々に対しては、国が国家補償の精神に基づき、できるだけ範囲にわたって援護の措置を講じていくことが望まれるが、法律的にはいま先生お述べになりましたように、国の立法府たる国会の裁量の範囲に属するんだというふうな内容の判決でございます。

○国務大臣(園田直君) いま事務当局答弁しましたが、判決は私は非常に正しいと思っております。現行制度の援護法のあれには抵触しない。しかし、国家の責任というものはこういうものだということを書いてあるので、これは現行制度の援護法がそのままいいのかという一つの判決だと私は心得ております。

○高杉迪忠君 大臣もお認めになりましたが、繰り返して申し上げますと、一番最後に私が申し上げました関係ですね。これは国が国家補償の精神に基づき、これは大事な点だと思っております。できるだけ範囲にわたって、こういうふうにいまま大臣もお認めになったように、援護の措置を講じていくこと、これが望まれるという、この判決でも述べているんですね。最後には国会の裁量、要するにいまま幾つかの指摘をしてみましたし、あなたの方からの政策課題だという指摘もありましたから、そこで今後、いかなる補償措置を講じていくかについては、やはりこの立法府たる国会でこれを決めていってほしいというふうな私どもは思っております。

そこで、わが党が中心になりました戦時災害援護法、これを毎国会ごとに提出をしているわけですね。これは国会の裁量に基づく私どもの責任だと思っておりますが、こういう点について、大臣もいまお認めになりました。これについてはどういうふうにお考え持っておられますか。

○国務大臣(園田直君) いま御発言の戦時災害援護法、この趣旨は戦争災害を受けた者は、身分、立場、その他にかかわらずひとしく戦争災害者と

してこれに対する国の責任を果たす、こういう理論から言って私は理論はそうあるべきであると思っております。しかしながら、実際に行政を担当する私といたしましては、これが現在の政治環境からなかなか実行することは困難である、こう思っております。

○高杉迪忠君 午前中の安恒委員の質疑の中にも出てまいりました前厚生大臣の野呂大臣の答弁、あるいはまた去る五十三年、当時の小沢厚生大臣、これは本社会労働委員会における質疑の中で、こういうふうな小沢厚生大臣も述べているんです。社会労働委員会の皆さんとも相談しながら逐次援護対策を進めていきたい、こういうふうな答弁をしておりますけれども、私は安恒委員が午前中指摘をしました、そして強く要請をいたしました。各大臣なりあるいは局長が、その場しのぎの答弁であってはならない、具体的これを實現していく、この姿勢が大事である、こういうふうに思うんです。そういう点について援護局長並びに大臣に、私は基本的な政治姿勢でありますから、確認の意味で伺います。

○国務大臣(園田直君) 前大臣の二人の御答弁、これは当然私も、もって努力すべきものであると考えております。

したがって、大筋を変更することはなかなか困難であります。いまの現行制度の中で網目から漏れて、ひどい苦しみ遭われたら、なお援護の措置が講じられてない者、これを一步一步改善するという努力をいたしているところでございます。

○政府委員(持永和見君) 大臣おっしゃいましたように、私どももいたしまして、国会の御論議を十分踏まえながら援護対策を講じていくのが私どもの務めであるというふうにお考えしております。

○高杉迪忠君 昨年の本委員会における審議の際に、片山委員、現社会労働委員長の質疑に対して、こういうふうな答弁されておられるわけですね。財政的な問題は、制度を創設あるいは運営す

る場合に大きな要素になることはもちろんでございますけれども、「一般戦災者」といつた者をどういう仕組みの中でどういふふうな構築していくかという点のむつかしさを考えておられる、こういうふうな答弁されております。その後具体的に検討された結果として、こういう考え、これは昨年の答弁と全く同じですか。それとも、その考え方がどういふのは漸次前進をしておりますか。どういふように現在はお考えになっておりますか。この点も確認いたしたいと思います。

○政府委員(持永和見君) 昨年の国会の過程で、いま先生の御指摘のような議論があったことは私も承知いたしております。

これは一般戦災者の方々は、先ほど裁判のお話が出ておりましたけれども、裁判で申し上げる前に、現在の遺族援護法、これは使用者責任というものを目的とする、あるいは趣旨とする法律でございます。そういう意味合いから、戦傷病者遺族等援護法で一般戦災者を処遇するということとは非常にむずかしい問題であるというふうなことであると思っております。また、こういう人々を、しからば特別に取り上げてこれに對しどういふ措置をするかというの、先ほど来私も申し上げておりましたし、また大臣もお答えになりましたように、これからの大きな課題であるかと思っております。こういった点につきましても、ほかの戦争被害者、そういう関係の問題もございまして、いろいろ政府全体としてどういった問題と取り組む、現在の段階でなかなかむずかしい問題もあるということをお申し上げた趣旨かと思っております。

○高杉迪忠君 何回か繰り返して申し上げますけれども、政策課題であると同時に大臣からも、戦後はまだ終わっていない、こういうふうな御答へもありましたから、私は従来の答弁ではなくて、前向きに前進をさせていく対応こそ必要である、こういうふうな考えをもちます。そういう点でないと、私はいつまでも政策課題だといってあなたの方で

ばならないということから、昭和四十二年でござい
ましたか、戦後処理に関する措置は一応これを
もって終わりとするという了解が政府・与党間で
なされたところでございます。

先ほど厚生大臣から、戦後処理はまだ終わって
ないというお話もございましたが、こういう了解
をいたしましたのは、一応政府としての政策のひ
とつの考え方を示したものだというふうに私ども
受けとめておりまして、援護局の方で実態調査の
結果がおまとまりになった段階で、これとの関係を
どういうふうにかえるか、あるいはさらに戦後三
十五年を経過した現時点におきまして、改めて戦
争による被害につきましても見直しを行って特別
措置を講ずるといふことは、国民の間にまた新た
な不公平を生み出すといふことではないかというよ
うなこと等々非常にむずかしい問題を含んでおり
ます。大変むずかしい問題であるというふうにお
答えをせざるを得ないと思っております。

○高杉通忠君 大事な点ですから、これは政府と
して先ほど申し上げましたように、厚生大臣、
鈴木内閣の基本姿勢にもかかわる問題になりま
す。いまのような答弁で、私は四十二年の六月に
政策意思決定がそういうような形であったかどう
かは別として、大臣は先ほど、あるいは午前中の
安恒委員の御質問にもしばしば戦後は終わってな
い、気の毒な方の問題についても対応していく、
こういう姿勢を述べられました。いま内閣審議官
の方からのお答えですと、新しい不公平な問題に
なるような御発言であります。しかも戦後は終
わっていないんだから、戦争責任がある国の責任に
おいて、気の毒な方々に対する援護のこの策を一
日も早くしていかなきゃならぬ、こういう立場な
んであります。鈴木内閣として、私は基本姿勢と
して大事な点でありますから、大臣から特にいま
のような内閣審議官からの御答弁ではなくて、私
は新しい不公平という問題を提起されるよ
うなことがない問題だと思っておりますが、その
点はいかがでございますよう。

○國務大臣(園田直君) 現行制度の中で物を考え
仕事をやっておる事務当局の意見、最後は厚生省
も内閣の方も、未曾有の戦争であつて大なり小な
り被災を受けておるからがまんをしてもらわなき
や仕方がないと、こういう統一されたような言葉
が出てくる、ここに問題があると私は考えており
ます。問題は名古屋の判決が一番正しいので、現
行制度の援護法では一般戦災者ははからない。し
たが、現行援護法の違反ではない。しかし、
それでは国は責任は果たしておれないぞと、何か
ほかの方法を考へるのかと、こういう意味の判
断、これが私には一番正しいと考へております。政
府自体が——世の中も大分変わつてきた。財政状
態も数年間は非常に赤字財政でつらいわけであ
りますが、戦後の混乱時期から考へれば大分変わ
つてきております。物の考へ方も変わつてきてお
ります。

もう一つは、国が大変なことで戦に負けた。み
んなそれぞれ災難を受けているんだからがまんし
ると言うんなら、これは全部がまんするのが当然
であつて、軍人軍属等は特別の法律で援護してあ
る。一般国民は同じ災害あるいはよりひどい災害
を受けても援護を受けてない。ここに問題がある
わけで、そこで私は、これは戦前処理とどう言っ
ているのであつて、二度とこういうことはやらぬ
といふ後始末なら戦後処理でありますから、その
地位や身分や、鉄砲かついでいった人と内地で生
産をしておつた人との被害は同じであつて、被害
の程度でやるべきものである。しかし、現行制度
はそうなつてない。だからこれはもうここで切
り捨てなければ大変なことになるといふ考へ方か
ら、そういうひとつの理屈で政府部内が統一され
てきておつたのは事実である。しかし、いまや世
の中も変わり、だんだん変わつてきてみると、や
はり一般戦災者の人々はこれを援護法の中に繰り
入れるように考へるか、あるいは別個にこれを特
別な枠内で、いわゆる骨組みの中で考へるか、こ
ういう時代だと思ひます。しかし、正直に言つ
て、特別な骨組みをいまつてはこれははな

なが大変でございますので、当面の問題としては
いろいろ裁判になつても法律違反にはならぬと言
われるようなことがないように、そういう——落
ちこぼれと言つたら失礼であります。法の目
に、恩典に浴せぬ人々、こういう人々を丹念に
拾ひ上げて、苦しいながらも積み上げていって、
そしてその積み上げの中から将来時期を見て骨組
みを変えていく。できないからいんだと、こ
ういふわけじゃなくて、できない中に何とか正しい
道を進める努力をするのが政府の仕事であると考
へております。

○高杉通忠君 いま厚生大臣から、前向きな姿勢
での御答弁をいただきましたから、それを了とし
て、私はさらにお願ひをしておきたいのは、去る
昭和五十三年の当時の厚生大臣でも、私どもが提
案した戦時災害援護法についても、立論の趣旨
も十分検討してまいります。どういふような理由か
ら、またどういふ観点からこれを組上ら上らせて
いくか、もう少し研究の時間を与えてほしいと、
こういう当時の厚生大臣も答弁をされていられる
んです。それ以来、すでに三年が経過してはいるわけ
なんです。もう時間もかなりかけて検討もされて
いると思うんです。しかも、いま園田厚生大臣か
らは力強い御答弁をいただきました。したがつ
て、もう具体的にこれらを実現していく骨組み
等々も含めてお考へになつてい時期ではないのか
かと、こういうふうにお考へになりますか。

○政府委員(持永和見君) 先生御指摘になりまし
たように、五十三年に当時の厚生大臣が戦災援護
法の関係で、立論の趣旨も十分検討して云々とい
う議論をされておられます。私どももいたしまし
ては、こういう経緯もございませう。また、その
ほかに国会でその後もいろいろと御議論がなされ
ております関係もありまして、したがって、
まずは戦災障害者についての実態をつかむのが先
決じやないかというふうなことでございまして、
そういう意味合いで、現在昨年の身体障害者実態
調査に合せてもらひまして、一般戦災者の調査

をしているところでございます。
○高杉通忠君 大体時間も余りありませんから、
ちよつと細かい点でありますけれども、現在自治
体のレベルで戦災障害者の処遇について形慰金と
か障害手当、戦傷援護手当などの支給の例が報告
をされていられるんですけれども、こういった自治体
レベルでの支給例というものを、現在どういふよ
うに政府ではお考へになつておられるのか、ちよ
つとお尋ねをしておきます。

○政府委員(持永和見君) 自治体の中で、戦災者
に對しましていろいろ措置をされておられること
は私どもも承知いたしております。たとえば愛知
県はことしから、五十六年度からの予定でござい
ますが、一般戦災障害者の援護一時見舞金とい
ふような形で措置をされております。そのほか愛知
県のいろいろの市におきまして、それぞれ戦災障
害者に対する各種の給付を行われております。こ
れはそれぞれ地方公共団体、それがそれぞれの
立場で実施しておられる施策でございまして、私
ども政府といたしましてはそれをとやかく申し上げ
る筋合ひのものではないと思ひます。

政府といたしましては、国全体の問題として戦
災者をどうするか、一般戦災者をどうするかとい
うことについては、先ほど来御答弁申し上げてい
るとおりの方向で対処していきたいというふう
に考へております。

○高杉通忠君 自治体でこういうふうなことが具
体的にいま行われていられるわけですね。したがつ
て、私は先ほど申し上げましたとおり、国の
責任においてやはりきちつとした償いをしていく
必要があるから、毎国会ごとに私どもは戦時災害
援護法というものを提案してきています。しかも五
十三年の当時の厚生大臣も、これは十分その立論
の趣旨についてもわかりますから、これは十分検
討してまいります。しかし、もう三年も経過してい
る。
そこで、私は厚生大臣にぜひお願ひをし、これ
を実現していただきたいと思ひますが、戦後
非常にもう時間がたち過ぎていられるわけですね。

で、どのように検討するかについても、私は非常に結論を急ぐ必要もあると思ひます。したがって、被害者の方やあるいは学者の方々の意見も聞いて、ぜひ大臣、大臣のもとにその研究会のようなものを設けていただいて、具体的にやはり取り組んでいく。これがもう時期的に必要ではないかと、こういうふうに思ふんです。

そこで、安恒委員からも指摘がありました。あるいは要請もありました。あるいは昨年の現片山委員長からも強い要請があったところでありましたから、もう時間がたち過ぎております。どうかひとつ、これは実行の時期だと思ひますから、いま申し上げましたような提案も含めて具体的に取組んでいただきたい。お願いをするわけですが、大臣、いかがでしょうか。

○國務大臣(團田直君) おっしゃるとおりに、三十何年という時間が経過して過ぎております。一つ大きな骨組みが出て、これに情性でスピードがついてきた。これをかじ切ること、さびがくついでおりますから、大変困難であります。しかしながら、物の考え方というのは、これはちゃんと持っていないといけないわけ、いまの言われた援護法ばかりでなく、福祉行政で地方公共団体の方が一歩先に進んでやっておる例がたくさんございます。そこで政府としては、これは地方公共団体が行き過ぎておるんだから国としてはやる意思はないと、こういうのが大体的いまの考え方でありまして、これは私は間違ひである。少なくとも国は、世帯が、対象が広過ぎる、なかなか現在では手が及ばない。けれども、進んでいる地方公共団体を抑えるのではなくて、その水準まで国がどうやって追いつくかという努力をするという方向に切りかえていかなきゃならぬと思ひます。これも答弁は簡単であります、実際はなかなかむずかしい。しかし、援護法の問題にいたしましたも、まず落ちこぼれを拾う。本当に困っている人は救う。それから、一般戦災者や援護法の対象となっておる障害者との差を逐次是正していく。そういうところから、逐次下の方から骨組みを少し

づつ壊しながら建てかえていくのが正しいのではないかと考えております。

○高杉勉忠君 最後になります、これはお願いとして大臣に特に要請を申し上げるところでありますけれども、先ほどの質疑を通じて明らかにになりましたように、実態調査についての把握もきちつとした分析をしていて、二、三カ月はかかる、こういうことでありまして、そうしますと、その実態が把握されるわけでありまして。

そこで、いま私は最後に申し上げました、大臣のもとに学者や被害者の方々を含めて研究会なりあるいはそういう具体的な場をつくつていただいで、実態が把握できるんですから、二、三カ月後には出てくるわけですから、具体的にその援護策というものを検討される具体的な場をやはり私はつくる必要があるだろうと、こういうふうにも思ふんです。それを実現していただいで、前向きに、戦後は終わってない、大臣のお言葉のとおり、具体的な前向きな姿勢の中で取り組んでいただくことを強くお願いをし、大臣の御決意を伺い、質問を終わりたいと思ひます。

○國務大臣(團田直君) 先ほどの答弁の中にいまの御意見に対するお答えが落ちましたこと、申しわけございません。学者あるいは被害者の意見を聞くまでもなく、方針は私が言ったことが正しいと考へておりますが、さらに具体的にこれをどう進めていくか、具体的にどうやれば最小限度でありながらも皆さんの意見をくみ取っていくか、こういうために一般の国民、被害者、学者等から意見を聞くような研究班、これは事務当局とも相談をして早急に検討いたします。

○渡部通子君 私は、具体的に未帰還者の問題、それから中国孤児の件、これについて若干ただしてまいりたいと思ひます。
厚生省援護局から調査課というものを廃止いたしました経緯を述べたわけでございますが、未帰還者の調査、それはどのような体制で対処するようになっておられますか。
○政府委員(持永和見君) 先生御指摘のように、

援護局の調査課というのが従来ございました。しかし、いろいろ行財政の厳しい折から、こういった再編成を余儀なくされておりますが、現在は業務一課の中に調査資料室というのがございまして、調査課の仕事がそこが引き継いでやっております。調査課の仕事を室という形になっておりますが、中身としては従来と変わらない仕事をやっていると思っております。

○渡部通子君 国として、太平洋戦争におけるいわゆる大東亜戦域、南太平洋諸島の旧日本兵の残留者、生存者に対する捜索及び救出を今日までどのように行われてきたか、組織的に行われてきたかどうか、その結果、生存者の存否についてどのような心証をお持ちであるか、伺います。
○政府委員(持永和見君) 国といたしましては、海外に残っております未帰還者の方々、こういった方々で帰国の希望のある方々は、できるだけ早く帰すというのがこれは私どもの基本的な方針でございます。そういう立場で臨んでまいっておったわけでございます。

戦後三十五年たちまして、なおかつ海外に残存の日本兵がおられるんじゃないかという情報もございまして。そういった情報もございまして、私どもでもできるだけ実地に調査をする、あるいは呼びかけをいたしまして、日本人であると、あるいははもとの日本軍人であるということが確認された場合には、そういった人々たちについてはできるだけ帰国をお勧めしているというふうなことでございまして。

○渡部通子君 ソロモン諸島の残留者の捜索、これは今日までどのように行われてきておりますか。
○政府委員(持永和見君) ソロモン諸島のペララペラ島におきまして、日本兵が残っておりますんじゃないかという情報がかねてからございまして、そういった情報が現地住民からも寄せられておった関係もございまして、実は昨年ソロモン諸島に慰霊の巡拝に参りました。その際に、そういったペララペラ島にも特別に職員を派遣いたしま

して、いろいろ捜索活動を行ったわけでございますが、その結果、日本兵と確認するまでは至らなかつたわけでございます。その後もなおまだいろいろと情報が入ってきておるような状態でございます。そういったこともございまして、こういった日本兵の方々につきましては、捜索につきましては、今後とも引き続きまた遺骨収集、あるいは慰霊巡拝という形でソロモンに行く機会もございまして、そういった機会をつかまえて捜索活動に鋭意努力したいというふうに考えております。

○渡部通子君 日本兵という確認がなかつたというお話ですが、心証としては存否をどうおとらえになつていらつしやいますか。
○政府委員(持永和見君) ペララペラ島の日本兵につきましては、実は確証を得ておりません。で、私どもの印象として、その後も現地の人たちから、元日本兵らしいという情報もたらされてはおりますけれども、どうも私どももいたしましては、日本兵だというふうには確認し得る可能性と申しますか、日本兵じゃないんじゃないかという可能性の方がやや強いような、そういう感じでございます。しかし、これもまた実際に現地に行つて捜索してみないと何とも言えないことでございます。後とも、民間の団体でございます以上は、今会という団体がございますので、そういった会の方々と協議いたしまして検討を続けてまいりたいというふうに考えております。

○渡部通子君 この島で死亡された日本兵の数はどの程度であると把握していらつしやいますか。あるいは戦死者の名簿等は明らかになつておりますか。
○政府委員(持永和見君) いまのところ、ちょっと何人亡くなられたという数はわかりませんが、全体としての戦死者の名簿、これは私どもが保管いたしております。

○渡部通子君 いまちょっとお答えが大変漠然としていたんですが、わからないけれども全体としてというの、どうということですか。

○政府委員(持永和見君) 戦争に行かれた軍人の方々で、軍人の方々が生きて帰られたか、戦死されたか、そういったことでの調査は私もできておりますので、個々の具体的な方々が戦死されたという名簿はございますが、このペラペラ島で何人亡くなられたかということにつきましては、これはわかりません。大体ソロモン全体ですとおよそわかりますけれども、個々の島で何人ということになりますと、ちょっとつかんでいないという状況でございます。

○渡部通子君 ソロモン全体では、じゃどのくらいですか。——大体で結構です。

○政府委員(持永和見君) 後で細かいことは申し上げたいと思いますが、海外の戦没者の方々が二百四十万人おられます。この中で南方地域が百六万おられます。ソロモンはこの南方地域の中に入っているところでございます。

○渡部通子君 それじゃ余り漠然とした数で、お答えはいただけたかと思えますけれども、先般読売新聞にもいろいろ報道が出ておりまして、「昨年後半、少なくとも三人の旧日本兵らしい人物を四人の島民が目撃している」という、こういう報道が行われて、どういふ状況であったと。着ているものとか、出方とか、逃げていった様子とかというようなことが詳しく報道されました。私はこれで知ったわけでございますが、これは昨年の暮れから年末にかけての立て続けの三件の報告ということで、それ以前にもかなりソロモン会等あるいは厚生省の調査でいるんではないかという、かなり長期にわたっての調査が行われているわけですね。そういうことを考えてみますと、これはやはり、いよいよという確証の方が強いと、日本人らしくないという確証の方が強いかおっしゃるけれど、それは私はむしろ逆ではないか。

具体的にはこの読売新聞の特派員でありますお方の証言でも、現地にはいるという、それから現地に、もうすでに現地人と結婚して、雑貨商を営んでいらつしやるという横浜出身の佐藤さんという

方でギゾウ島在住とありますが、こういう方も目撃したという証言があるわけですね、日本人の中にも。それから現地人も目撃している。これだけの物証がありましたら、私はもう少し調査を急いでいただいた方がいいた方がいいか、もう当然だと思われたいわけでもないか、まあ現地の証言、いわゆるソロモン、このペラペラ島あたりの現地の人の正確度といえますかね、民度といえますかね、証言のいわゆる確実度といえますかね、そういうものに対しては、厚生省はどうお考えになっていらつしやるか。

○政府委員(持永和見君) いまの御質問にお答えする前に、先ほど私漠たる数字申し上げましたが、ソロモン諸島を含む東部ニューギニア、ピスマークこれで戦没者の数が二十四万六千三百といふことでございます。南方地域全体で百万でございますが、いま申し上げました地域では二十四万六千三百でございます。

それからただいまの先生の御質問でございますが、ペラペラ島におきましては、先生も御承知のように、五十一年から私も数字にわたる調査を行っているところでございます。私どものみならず、全国ソロモン会の方々も調査をしていただいておりますが、実際に向こうへ行きまして、現地へ行つて、そういう日本兵らしいという情報があるものでございますから、呼びかけをしましたり、いろいろと日本の資料を配ったりしておるわけでございますが、それに対して応答が得られないというようなことでございます。ただ、現地の人たちが日本兵らしいというところでございまして、報を私どもに寄せていただいているわけですが、私どももいたしましては、できればそういった日本人兵らしい人が出てきて、それで具体的に確認したいという気持ちを持って行つておるわけですが、なかなかそこまで至らないというものが現状でございます。今後とも、本年もまたそういう機会がございますれば、こういった情報をもとに現地に行きまして十分、できるだけの捜索活動を続けていきたいというふうに考えております。

○渡部通子君 非常にお答えが私は非人情だと思ふんですね。と申しますのは、民間のソロモン会はかなり長期に捜索をしていらつしやるんですね。五十一年にいらしたときは一・五カ月、それから五十二年にいらしたときは二カ月、それから五十五年にいらつしやるときはやはり一カ月、これだけの期間をかけて捜索をしていらつしやるわけですね。ところが、厚生省にいらしたのは全部一週間とか、四日とかという調査ですね。これでは出たはこれなと思つておられる、呼びかけに対しての反応を待つにしろは余りにも短期間過ぎるのではないかと、民間の方々がカンパを募つて、これだけ努力をしていらして、かなりの感触をつかんでいらつしやるという経緯もあるわけですか。去年ひそかに調査をなさつたというけれども、これもいわゆる遺骨収集とか、巡拝とかにかつてのついでの調査になつていられるわけですね。そうではなくて私は、遺骨収集よりも生きている人間がいるかもしらぬという話でありますから、これに目的をばつて捜索なり調査団なりを派遣してしかるべきだと思つて、いかがですか。

○政府委員(持永和見君) 厚生省の調査は非常に冷たいじゃないかというお話でございますが、昨年は実はそういうたいらんな情報ございましたんで、私どもの方も一カ月、これはペラペラ島に滞在いたしました調査を実施いたしましたわけでございます。その結果、確たる成果が上がらなくて残念なことをしたわけでございますが、今後、こういった情報がお来しておりますので、そういう情報を踏まえて全国ソロモン会の方々と十分相談しつ、この問題については対処してまいりたいというふうに考えております。

○渡部通子君 先ほどのお答えが漏れておりますので重ねて伺いますけれども、小野田さんの捜索、救出後の発言を聞いておられますと、原住民の情報はすべて正しかったと、こういうことを言つていらつしやるんですが、ペラペラ島の原住民の

情報に対する信頼度、それと協力体制が十分得られていられるかどうか、その厚生省の感触を伺つておきます。

○政府委員(持永和見君) ペラペラ島の現地の人たちがもうそれを申しておることはこれは言えないと思つておられる、うそを申しておるわけじゃないと思つておられる、どうも私どもとしてはまだ日本兵としての確証が得られないという段階でございます。

○渡部通子君 うそを申してないとおっしゃるけれども、非常に正直者で文化的には民度が高いというふうには一般には評価をされておると思つておられる、それから目撃者の人物の評価についても、元議員であつた人とか、あるいは牧師の娘さんの方に、全部それは評価のついでにございまして、うそを申してないとおっしゃるけれども、もう少し信頼をしてあげていいのではないかと私は思つておられる。厚生省が御苦労なさいるのによくわかります。一カ月も滞在すればかなりお金がかかることで、それで結果が出ればいいですけれども、出ない場合にはむだ金を使つたのではないかと思われれる御心配もございまして、そういう御苦労があることとはわかりませんが、事人命に關することでありまして、これだけいるかもしれないという事実が報道されているわけでございますので、もう一歩早急に努力をお願いしたいと思つておられる。

○政府委員(持永和見君) 先生御指摘のとおり、昨年行きました際に日本語のピラをまきまして、しかも現地の人たちは安心して居る人たちだから、十分に現地の人たちに連絡をとってほしいというふうなピラをまいたわけでございます。中身につ

て、ピラをおまきになつたのでございまして、平和に暮らしている私たちの常識では、理解できないという心理状態であると思つておられる。ピラの内容等については、小野田さんや横井さんの場合の捜索の成功例というものを大いに活用していただきたいと思います。

○政府委員(持永和見君) 先生御指摘のとおり、昨年行きました際に日本語のピラをまきまして、しかも現地の人たちは安心して居る人たちだから、十分に現地の人たちに連絡をとってほしいというふうなピラをまいたわけでございます。中身につ

きましては、そういったいい成功した例もござい
ますから、そういったものを十分参考にしたりや
りたいと思います。今後とも、これからもそうい
った捜索活動に当たりましては、そういった例を十
分参考にしつつ、できるだけ現地の人を信頼する
という立場でお互い臨んで、そういった日本兵の
方々が本場に日本兵であるならば、その現地の人
たちにできるだけ早く接触してほしいというのが
私どもの気持ちでございます。

○渡部通子君 こちらへお戻りになっていらっし
やる戦友さん方のお話によれば、当時の島嶼作戦
のもとで戦格的に残してきたと、こう思われる
方々がかなりいるのではないかと、こう思われる
わけです。戦後三十数年を経過しまして、作戦上残
してきたというふうな、引き揚げ切れなかったと
いうような、撤退し切れなかったという人たちは
残しておいて、本土が平和に暮らしている、それ
をいま放置しておくというのでは、何とも行政と
しては恥ずべきことではなからうかと私は思うん
です。それで、生存の当時の戦友の方から聞い
たお話でも、撤退する船に乗れなかった、あるいは
時間的に撤収時間に間に合わなかったと、こう
いう方たちがいたことは事実だと、これはお話と
しても伺いましたし、それから読売の報道見てお
りますと、撤収艦へ絶叫していた、いわゆる見切
り発車の積み残しの人たちを置いてきた、こうい
うことが大々的に報道されているわけございま
す。

だから、十二分に残っているという事は、こ
このジャングルは非常に猛獣も少ないし、食べ物
もあるしというふうなことでしてね、生存してい
る可能性というものは十分に考えられるわけござ
いまして、ちよつとやそつとで出てこないとい
う状況は考えられるわけです、幾らでも。あるい
はもう終戦は知っているだろうと思われると、し
かしながら終戦になっても軍隊は存続しているの
ではないかという観念がいまだに残っているであ
らうと、あるいははしたがって私たちはまだ軍律下
にあるんだと、こう思っているらるでしょうし、

あるいは海岸へうっかり出ていって部落民に殺さ
れては大変だというふうな、そういう心配もあ
りでしょうし、そういう状況の中で、かなり長期
にしなければ出てくる状況ではないということ
十二分に考えられると思うんです。それで心配い
たしますけれども、この地域の天候ですね、雨期
はいつ訪れますか。

○政府委員(持永和見君) 日本と大体同じぐら
いだと思います。大体六月ぐらから雨期に入るん
じやないかと思えます。

○渡部通子君 違うんです。雨期の訪れは十月
から翌年三月まで、だから私は早急に派遣をして
もらいたいというお願いなんです。雨期に入っ
てしまつたらどうしようもない。雨期を御存じない
くらいでしたら、長期派遣などということはまだ
プランの段階に入っていないからなかつたので
はないかと思つておられます。十月から雨期に
入るとなると、この調査派遣というものは遅くも
八月に派遣をしていただかなければまた来年まで
一年お流れとこうならざるを得ないわけなんです。

こちらへ軍隊として派遣された方たちというの
は、伺つてみますと、大体中国、四国地方の出身
の予備役召集、こういう人たちが終戦直前にこち
らに派遣されたところ聞きました。そうしてみ
ますと、年齢は大体六十歳を超えて、こういう状
況に思えますので、一日も早く捜索実施を行つて
いただきたいと思います。生死に対する確信というものが一
年おくれればますます持たなくなつてくるわけ
でございます。したがって、最初から申し上げてお
りますけれども、従来の遺骨収集と並行した調査
ではなくして、これを目的とした、しかも長期に
おける派遣団を民間の方と協力して早急に組ん
でいただきたいと思います。いかがでございますか。

いたしましては、従来も、昨年もやつてまいりま
したが、これからは全国ソロモン会、そういった
民間の団体の方々と十分相談いたしまして、こと
しのこのペラペラ島における捜索活動をどうす
るか、これについては早急に検討を詰めていき
たいと思つております。

○渡部通子君 大臣にも御見解を伺つておきたい
と思ひます。

これは関西の方の新聞だったもので、東京
ではあんまりごらんになってないと思つて、東
京でも、「旧日本兵三人が生存」「厚生省、早急
に捜索団」「住民、相つぎ目撃」といふ、社会面
の方では「積み残し戦友の顔・顔」といふ、社会面
早く「こういう報道が大々的に行われたわけ
です。東京版には出ておりませんでした。東京版に
はこういう五段記事でございました。すけれども
ね。

私は、これだけやつぱり大問題になつてい
るということに、またこれ大変なことになると
いうことは、またこれ大変なことになると思
うわけでございます。大臣、やりとりをお聞きで
十分問題は認識していただいたと思つて、とも
かく雨期に入らない前にやらなければならぬ
それから、やればお金のかかることございま
す。そしてことし一年で成果が出るか、来年も
たもう一回やつてみなければ出ないかもしれませ
ん。しかしながら、一人の人間を赤紙一枚とつ
て、生きていくかもしれないと、これだけの情報
があつた限りは国として徹底した捜査をする責任
が重々あると思ひますけれども、これに対する大
臣の、少し具体的におっしゃつていただければ大
変ありがたいでございますが、調査団の編成等
についての御決意を伺いたいと思ひます。

私どもとしてはその情報を踏まえた形で捜索を続
けたいという気持ちは持つております。

○渡部通子君 それでは、大臣もおっしゃつて
いただいたことでありまして、それについては厚
生省内で早急に対策をお考えをいただきたい、心
からお願いをいたしておきます。

次に、中国残留日本人孤児の問題について、若
干の御質問をさせていただきます。

これについては、いろんな角度からもうかなり
委員会等でも議論をされておりますので、なるべ
く重複を避けていきたいと思つておられます。な
るべく、最近の事件の中で、これほど戦後は終わ
つていないという現実を見せつけられた国民の大
きな関心事を呼んだことでございます。新聞報道
によりまして、大臣は八木事務次官を中国へ謝意
を表明するために派遣をなさる、こういうこと
でございますけれども、それはどんな資格で、ま
たいいかなる日程で派遣されたのか、まず伺いま
す。

○国務大臣(園田直君) 資格は、私の代理とい
う資格でございます。手紙、それから私から直接中
国に電話をして、八木次官に援護局から一名つ
けて向こうへ派遣をいたしました。その結果、中
国では特別の待遇で、次官であつたにもかかわら
ず黄華副総理などが会つてくださりまして、そして
目的は、いままでの親探しの調査についての中国
の政府並びに国民及び養つてもらつた親御さん方
に対する謝礼、今後、これに引き続いてさらに調
査、親探しを続けたいという相談にやつたわけ
であります。

なお、柄谷委員初め各委員から言われておつた
北朝鮮問題についても中国側から側面から援助願
いたい、こういう大体趣旨だけ申しましたが、こ
ちらの想像以上に非常に好意的で、しかも、今後
もこの問題については両国で相談をして具体的に
調査を続けよう、そしてなるべく早く事を進めて
いこうと、こういうことでもあります。北朝鮮はい
まちようど微妙な段階でありますけれども、それ
でもやはり赤字が中心になつて、わが方もこれ

か
○政府委員(持永和見君) いま先生おっしゃいま
したように、私どもとしては、人道上の立場から
本場に日本兵ならばできるだけ早く捜索して、で
きるだけ早く救出するというのがこれは基本的な
心構えだというふうな考えております。私どもと

か
○政府委員(持永和見君) いま先生おっしゃいま
したように、私どもとしては、人道上の立場から
本場に日本兵ならばできるだけ早く捜索して、で
きるだけ早く救出するというのがこれは基本的な
心構えだというふうな考えております。私どもと

か
○政府委員(持永和見君) いま先生おっしゃいま
したように、私どもとしては、人道上の立場から
本場に日本兵ならばできるだけ早く捜索して、で
きるだけ早く救出するというのがこれは基本的な
心構えだというふうな考えております。私どもと

か
○政府委員(持永和見君) いま先生おっしゃいま
したように、私どもとしては、人道上の立場から
本場に日本兵ならばできるだけ早く捜索して、で
きるだけ早く救出するというのがこれは基本的な
心構えだというふうな考えております。私どもと

に対して側面からという趣旨の、向こうは日本と違つて赤十字の会長は厚生大臣と同じ方でございますから、こういう趣旨の予想以上の成果を挙げたいと思つて、そこでお引き続きたいと思つて早く、阿波丸の遺骨の整理もできたから早く来たいということでございますから、連休明けぐらいにはさらに私の代理に局長を主席随員としてついでついで、そういう問題で詳細に御相談もし、事を進めていきたいと思つておられます。

○渡部通子君 それは大変にありがたうございまして。

それで、伝えられるところによりますと、現在までに北京の日本大使館等に身元調査依頼があつた残留孤児は約千二百人、そのうち四百五十余人が身元が判明している状況にある、こういうことでございますが、その背後には何らかの事情によつて日本人と名のり上げていなかったり、あるいは知らされていない多数の孤児が存在するといわれまして、その数は数千とも一萬とも、ちよつと膨大なことがいわれていることでございますが、その実態が明らかになされていないのが現状ではないかと思つて、したがつて私はこの際、政府ができる範囲でまず実態をつかむことが大事ではなからうかと思つて、いかがでございますか。

○政府委員(持永和見君) 先生御指摘のとおり、現在私どもでつかんでおります数字というのは、日中国交回復後、孤児の方から調査依頼のあつた人たちの数は具体的につかんでおるわけでございます。その背後にはあるいは数千、何万という孤児がいるんじゃないかということがいわれております。私どももいたしましては、できるだけ早く、この対策を立てるにいたしましては、まず分母がどの程度かということをお早くと確定する必要があります。したがつて、そういう意味でいま中国大使館を通じて、こういった孤児の実態の把握についてどういふふうにしたらいのか、あるいは私ども自身が調査に出かけていって、もいいというふうなことも申し入れをいたして

おりまして、できるだけ早く、中国側のこれは御理解を得ないと、御協力を得ないとできない問題でございます。そういう意味合いで、いま中国大使館を通じてそういった意向というのを私どもは伝えていこうと思つておられます。

○渡部通子君 そこで外務省に伺いますけれども、非常に複雑微妙なこういう問題を解決するためには、やはり現地でかなり情報収集なり相談体制なりをつくらなければ無理ではなからうか、こういう気がいたしまして、多数の関係者が存在いたしました旧満州地区、そこに領事館なり何なりを設置して現場での情報活動や相談体制、これを何か置かなければ無理ではなからうか、という感じがいたします。去年末の日中関係会議での共同声明を見ましても、中国政府の合意と協力が表明されておりました、かなり外交的環境も整つていられると思つておられますけれども、外務省の対応、その辺はいかがでございますか。

○説明員(長谷川和年君) お答えいたします。

先生御指摘のとおり、東北地区——これは吉林、黒竜江、遼寧の三省でございますが、には残留日本人も多く、また残留孤児も多くと承知しておりますが、こういった問題につきましては、私たちが現地の公館を通じて、あるいは中国側とも接触をしまして努めて事情を瞭解し、またより多く資料を求めようと思つておられます。

一方、総領事館を東北地区に設けるという件に關しましては、やはりこういった問題もございませぬけれども、日本と東北地区全般との關係を総合的に判断した上で、もちろん先生御指摘のこういった孤児の問題も含めまして、そういった総合的な判断の上で今後検討してまいりたいと思つておられます。

体どういふことなのか、特に養父母さんあたりの感情はどうなのかというふうなことは非常に心配なんですけれども、日本に対しては報道がほとんどないというのが実情でございます。私、いつの場合にも日本国がこういうことを行うときに、外国人に、相手国に対する配慮とか報道が足らな過ぎるのではないかと、日本人中心視し過ぎるのではないかと、この際外務省に伺つておきたいんですけれども、この親探しに對する中国人民の感情、あるいは養父母の実情、こういった点をある程度外務省は把握をしておられるのかどうか、これを伺いたいです。

○説明員(長谷川和年君) こういつた残留孤児の養父母の問題につきましては、日本と異なりましてお国柄が違つたものですから、簡単に私たちが接触はできないという事情がございますが、政府としては、こういった孤児が長い間、大部分の人間が中国籍を持って、中国公民としてこういった養父母に長い間養われていたということもございませぬ、直接には接触はできませんけれども、中国政府に對して先般伊東大臣が謝意を表明した、あるいは今般、八木厚生事務次官が行かれました、園田大臣の代理として向こうに謝意を表明されたという経緯がございますが、私たちの感謝の念は伝えておられます。

一方、養父母のこういった残留孤児に關する感情とか、こういったことにつきましては、必ずしも私たちが十分情報を持っていないし、接触もしていませんけれども、今後、中国側政府ともよく接触をしまして、可能な範囲内でそういったことがわかるように努力をいたしたいと思つておられます。

○渡部通子君 可能な限り努力をいたしたいとおっしゃるので、ぜひお願いしたい。個別に一人、二人の養父母の発言とかそういったものを日本側に報道として流していただくだけでも、私はずいぶん認識が変わってくると思つておられます。心ある日本人というのはみんなそれを思つておられます。それはこつちで親が見つかったのはよかつたけれど

も、孤児といったつてもう一人前の壮年でございませぬから。それまで育てていただいた向こうの親は一体どうするのか、大體育てて引き取つていただくときにおいては、私たちに想像を絶するものがいろいろ複雑にあるのではないかしら。

直接実際にかかわるのが困難だといふ仰せでございますが、中国政府を通じてでも構いません、養父母の実情とかこのお気持ちとかというものを多少なりとも把握をしたならば、それを日本国民に知らせてもらつて、義務が外務省にはおありだと思つたので、それをぜひお願いをしたいということ。

○説明員(長谷川和年君) 先ほどお答えいたしましたとおり、外務大臣からも中国政府に對して養父母に對して謝意を表明するように要請した経緯がございますけれども、お国柄のこともございませぬ、私たちがとしては当面は、こういった心からの協力に對して心から謝意を表明して、また今後とも中国側の協力をお願いするということをやつていきたいと思つておられます。

一方中国側は、当方が謝意を表明しました際に、日本側からのこういった謝意につきましては養父母の方に間違いなく伝達いたすと、そういう約束を得ておられます。

○渡部通子君 もう一つ外務省に伺つておきますが、中国孤児の問題については、国籍、言語、雇用、生活面、もういろんな問題が絡んでおられますけれども、各省庁の中心連絡センター、これを促進を図るものは外務省と、こうなつておられますか。

○説明員(長谷川和年君) 現在、行政簡素化が提起されている時点におきまして、こういった中国残留孤児の問題につきましても新たな機構を設けるということはいかがかと思われませぬので、關係各

省庁間の総合的な対応とか、あるいは対応策の調整とか、こういう観点から七省庁が昨年十一月に会合しまして、本件に関する第一回の連絡会議を開きまして、今後また改めて第二回の連絡会議を持つこと、こういったかっこうを通じまして、このような問題につきまして意見を調整し、対応に遺漏なきを期すというように体制が整っておりま

○渡部通子君 じゃ、大体外務省が中心連絡促進センターになるみたいなお話でございますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。そして外務大臣が謝意を表明したと、こうおっしゃっていただきまして、先ほどは厚生大臣がかわりとして次官を派遣なすって、今後ともそうしたいと、こういう仰せで、すべての大臣がそうしたいと、どうしても結構なんですから、その辺調整を、日本政府としての対応というふうにもう一歩強力にするという、そういう方向はお考えにはならないわけですか。

○説明員(長谷川和年君) 先ほどお答え申し上げましたとおり、政府としては、関係省庁が連絡体制を持ちまして、随時意見を交換して、こういった問題について万全を期すという体制でございますが、この謝意の表明につきましては、伊東外務大臣が指示をしまして、三月の二十日、中国の外交部に対して当方から、中国側の好意に対して謝意を表明したという経緯がございますが、なまた中日中間の関係が最近多岐にわたって深くなっておりまして、こういった観点から、厚生省関係の案件も非常にふえておりまして、かかる観点から、日中間で理解を深めるといふ目的を持ちまして、先般厚生事務次官が訪中されまして、同時にもう一つの目的として、園田大臣の代理として中国側に、中国の残留孤児の問題でもって謝意を表するということで、日本の重要な大臣が二人中国側に謝意を表明されたという経緯がございますが、政府としましては、先生御指摘のとおり、今後できるだけ積極的に、本件について取り組みたいと念じております。

○渡部通子君 いまの問題については、外交通でめられる大臣の御見解もちよつと承りたいと思

○國務大臣(園田直君) 外交折衝でありますから、外務省が主にやっていたことは当然でありま

○渡部通子君 いま、大臣から大変いい御答弁をいただきました。私どもも考えたいところがございます。

○渡部通子君 いま、大臣から大変いい御答弁をいただきました。私どもも考えたいところがございます。

いまして、養父母に何らかの政策的配慮、これを何かきめ細かくできないものかしらと、私も考え

○政府委員(持永和見君) いま大臣がおっしゃ

○渡部通子君 わかりました。

○渡部通子君 そこで、今秋にも第二陣として

で、孤児の人たちの数ができるだけ多いような方

○政府委員(持永和見君) 日本で、肉親のわ

○渡部通子君

○政府委員(持永和見君) 三月の訪日調査では、

先生も御承知のとおり、二日から十六日までとい
う十五日間日本に滞在してもらいまして、いろいろ
と肉親解明の調査をいたしたわけでございませ
す。で、この期間が短かったという説ももちろん
ございませぬ。もう少しいければもう少しわかっ
たんじゃないかというような孤児の方々もおられ
ます。ただ私どももいたしまして、この期間をいた
ずらに長くしてしまふこともいささか問題であ
ろうかと思っております。私どももいたしまして
は、調査がどこまでできるかということも十分踏
まえて、調査に必要な時間は十分とらにや
いぬと思っております。そういう意味合いで、関係者寄
り寄り集まりまして反省会など開いて、この滞在
の期間について、二週間でもいいのか、あるいはも
う少し延ばさなきゃいかぬのか、その辺はこれか
ら十分勉強させていただきたいと思っております。私
どもも、私どももいたしまして、いたずらにこう延び
ますと、実は先般の訪日調査の中でも、これが最
後だよ、というテレビを見まして、それで駆けつ
けた親御さんもおられます。したがって、まあ親
御さんの気持ち、なかなか自分が名のろうか名の
るまいかというような気持ちも、迷っておられる
方もいろいろあるんじゃないかと思っております。ど
こまでもだらだらいたしまして、そういう方にと
ってかえって名のりにくいというような問題もご
ざいませぬ。私どもの肉親解明という調査の立場か
ら、それに一番ふさわしい期間はどのくらいだろ
うかというのを、先般の訪日調査しましたこの実
績につきまして十分反省をいたしまして、この期
間について、秋に呼びます場合にはまた中国側と
も相談いたします。中国側におきましても実はこ
の間、先ほど先生御指摘のように、働き手を日本
によこすわけでございませぬ。養親の問題もござ
いませぬ。中にはそういった二週間、あるいは中国側
を入れずとも一月近くになります。一月近くの
間日本に行かせますと、その間働きがないという
ようなこともございませぬ。そういった問題もご
ざいませぬ。そういった点も踏まえて総合的な
形でひとつ反省をしていきたい。私ども、二週間

にはこだわっておりませぬけれども、その点は今
後詰めて検討していきたいというふうに考えてお
ります。

○渡部通子君 私の希望として、もう少し長くし
てあげてほしいということをお願いいたします。

関連して、招待枠の問題でございませぬけれども、
六十人、六十人、これでやってまいりませぬ
と、いま北京大使館に肉親探しを求めた孤児の數
が七百数十人と。これで計算をいたしますと、や
はり現在のペースでも十年以上かかる、これを
年二回にいたしまして五年かかると、こうなっ
てみますと非常にこれは先の長い話で、何とも歯
がゆい感じがするわけですが、これの枠の拡大と
いうことが大幅にできないものかどうか。まあ全
部お金のかかる問題でありますけれども、早急に
できないものかという点を伺います。

○政府委員(持永和見君) 実は、今回の訪日調
査——そういった残留孤児の人たちの調査活動を
訪日の形で行いましたのは、今回が初めてでござ
いませぬ。私ども、多少の不安もございました。し
かしながら、国民の皆さん方の大変な御支援をい
ただき、またテレビ、新聞、そういったマスコミ
の関係の方々の方々の絶大な御協力いただきました。予
期以上の成果を上げることができたことについて
は、心から感謝をいたしておるところでございま
す。そう、そういった実績がございませぬ。そういった
実績がございまして、実は五十六年度におきまし
ては秋に六十人呼ぶという予定をいたしておいま
す。今後の問題といたしましては、先ほど先生お
話になりましたように、まだまだ残留孤児の數
は相当多うございませぬ。こういった人たちのま
ず実態調査も十分やらなきゃいかぬと思つて、
そういった実態調査を踏まえて、お話しのような
枠を拡大する方向でやっていきたいと思つていま
す。

ただ、私どもこれをやりませぬ場合には、浅く広
くやつたんじゃないか。せつかく訪日されて肉親
を解明される以上は、やはりそれなりに専門家に
よって徹底した調査をやつてあげたいというのが
希望でございまして、ただ単に訪日して、さつと

通り一遍の調査をして帰させるというようなこと
であつてはならないわけでございます。そういう
意味合いで、私どもの方の事務的な受けざらの方
題もございませぬ。そういった点も、できるだけカ
バーいたすような努力をいたしたいと思つていま
すけれども、そういった問題もございませぬので、枠は
拡大するという方向で十分前向きに検討してまい
りたいと思つておりますが、総合的な立場から、
ひとつこれからの問題については努力をしてまい
りたいというふうに考えております。

○渡部通子君 いま御答弁ありましたけれども、
大臣、見通しいかがでございませぬか、この中
国孤児の問題、いつごろ完結していただけるか、
大体のめどがございませぬか……。

○國務大臣(團田直君) いまの御答弁は全部よく
わかりました。いつごろ終わるかということは、
これなかなかむずかしい問題でございませぬが、た
だ一言聞いていただきたいのは、中国人も東洋
人、日本人も東洋人でありまして、われわれ自身
も、親探しがこんなに皆さん方から協力を受けて
激励受けるのは夢にも思つておりませぬでした。
また逆に、正直言つて、中国の方も非常に神経質
に、この問題をどう日本国民が受け入れるだろ
うか、たとえば——たとえばの話であります。た
えば親から離れて、養い親で育ててもらつたとい
うのは、日本国内であつても子供本人にとつては
相当悲しい毎晩、毎日が続くわけでありませぬ。そ
れを中国におつたから苦勞したと、中国が虐待し
たととられるようなことではないか……という非常
に細心の注意があつたやうで、そこで第一一回お
いになるおきにも、団体行動を解かないでくれと
かいられる心配が寄せられました。したがいまし
て、いまおっしゃいましたことは、中国の方によ
く事を分けて相談すれば、先生のおっしゃつたよ
うなこと、枠もだんだんふえてまいります。し
それからまた時期も、回数ふやすとかいうこと、
それから向こうからこちらへ来ておるといふこと
もありませんが、問題は子供を争つて、養い親と実
の親とおれのものだといふけんかするやうな感情

には持つていきませぬので、先ほどおっしゃいま
したように、相手の中国のお気持ちというもの
も、これは理屈ではなく感情を考へながら、向こ
うの方からこちらが願つておること、もちろん願
いはしますが、それがいいぞとおっしゃるやうな
ふうにお心配りながら、いまの先生の御意見が通
るやうに努力をしていきたいと思つております。

○渡部通子君 いまの御答弁のとおりだと思いま
す。私も相手国の感情なりその実情を、それを非
常に配慮をしたいと思つております。

で、最初外務省にお願ひいたしましたけれども、そ
れらが日本に報道されない、知らされないう
ところは大変片手落ちがあるのではないかと
ことをもう重々感ずるものだから、ひとつ中国
側に対する配慮、中国人の気持ち、そういったも
のをもう少し日本側に知らせる努力をしていただ
きたい。私、何でもかんでもほじくり出して日本
へ連れてくればいいとは決して思つておりませぬ
で、むしろかえつてそつととしておいてあげた方が
いいのではないかと、大騒ぎしない方がいいので
はないかと、こう思つて一面からございまして、大
体きよう私が質問に取り上げた趣旨も、中国側
に対する配慮、向こうの中国人の方たちの感情を日
本に知らせる努力、余り騒ぎ立てない努力、こつ
ちの方がむしろ必要ではないか……ということを言
いたいがためにきよう質問に取り上げたといふやう
な状況でございませぬので、それはもう大臣にくれ
ぐれもよろしくお願ひをしたいと思います。一点でござ
いませぬ。

で、これは改めてまた申し上げることもあり
ませぬけれども、帰国が実現した人々に対する言
語や仕事、こういう定着する指導でございませぬ
ね。これに対してはまた特段の御努力をいたされ
たいと思つております。何しろ社会体制の違つたこ
ろで育つておいて、言語が、全く日本語はむずか
しいといふやうなハンディがございまして、日中
国交回復後八年たつておりますけれども、こちら
に帰つてきた孤児たちが、八年間生活がどのぐ
らい定着したかどうか、この辺を厚生省はどうつ

かんでいらつしやるか。また今後の定着に対する労働省や文部省に対する促進方、こういった点でも一段の努力をお願いしたいと思つております。これの御答弁を求めてこの問題は終わります。

○政府委員(持永和見君) 日中国交回復いたしました以来、中国からの引揚者あるいは一時帰国者が出ておるわけでございますが、五十五年の十二月までのところ、引揚者といたしまして、いわゆる日本へ永住帰国するわけでございまして、そういった方々が世帯にいたしまして九百十九世帯、二千七百五十三人の方が帰ってきておられます。それから一時帰国の方でございましておられます。一時帰国の方々は、往路中国からこちらへ渡つた方、中国から日本へ帰られた方が世帯にいたしまして三千二百二十一、人員で五千百六人でございます。こういった方々は一時帰国でございまして、また中国へお帰りになるわけでございまして、お帰りになられた方々が世帯にいたしまして二千九百七十六、人員にいたしまして四千六百八十人ということになっております。

○渡部通子君 数でなくて、生活が定着したのかどうか。日本になじめたのかどうか。その辺が八年たつて現在いかがですか。

○政府委員(持永和見君) 率直に申し上げまして、永住帰国された方々は、それぞれの故郷へお帰りになりました、日本人たち、社会に飛び込んで、その中で生活をされるわけでございまして、一番大きな問題はやはり言葉の問題のようでございます。特に言葉につきまして私どもの方で調べたところ、子供さん方は非常に早うございまして、子供さん方は比較的二年、三年で言葉を完全に覚えるようでございますが、大人の方々は、こういった方々は相当長期にならないとなかなか日本の言葉が覚えられない。そういった意味で一番こういった方々がいま悩んでおられるのは言葉の問題でございます。それから、これはあとと個性の事情になりまして、なかなかやはり三十五年という間中国での生活をしてこられて、日本の社会へ飛び込んで帰ってこられたわけでございまして、

○政府委員(持永和見君) まず、事実関係を私の方から御説明させていただきます。いま先生御指摘のように相談員の方々の謝金、これは一応性格としては交通費なり通信費といったような実費弁償的なものでございまして、一人年額五十六年度で一万六千円というようになっております。先生御指摘の民生委員、それから確かに婦人相談員、そういった方々と比べてますとかなりの格差がございまして、実は身体障害者の相談員あるいは精神薄弱者の相談員、そういった方々よりはちよつとばかり上の金額ということになっております。もちろぬ私どももいたしましてこれでも十分だとは

思つておらないわけでございまして、これも年々というか、その必要の都度改善してきております。昨年は一万五千元でございましたのを、ことし一万六千円というふうに改善いたしましたわけでございまして、この改善につきましては今後とも努力をする所存でございます。

○小笠原貞子君 経済大国日本と言われ、また、いまは花の盛りの春でございます。そして、この法案が毎年かかりますたびにいろいろな理由は述べられますけれども、戦線であるうと戦後であるうと戦争で受けられた当事者にしてみれば、これはもうかけがえのない自分の一生の問題でございまして、そういうことから考えますと、私は本當にいまの政府の責任というものを考えていただきたいし、政治とは何だか政治というのは国民の命を守ることに、そして民生の安定であると言つて差し支えないと思つてございまして、きょうも朝からその問題について各委員から話されておられますので、それを十分に体して一層の御努力を本當にやつていただきたい。毎年同じ、こんな調子でこの議題が上るといふのは、私は本當に残念だと思つて。そこにはいまの自民党の政治姿勢というものが問われることになる、そう思うわけでございまして。

で、戦後三十五年たちました。しかし、私はその問題とともに毎日本當に一日が過ぎますと、私は本當にまたつらい思いがするわけでございまして。と申しますのは、口唇口蓋裂の方々の問題でございまして、特に歯列矯正についての保険適用の問題というのを国会で初めて取り上げましたのが五十二年の十月二十五日でございます。それからこの国会で、もう一、二、三、四、五と、この本院においても五回取り上げられて、大臣は、渡辺厚生大臣、橋本、野呂そして園田厚生大臣と、こう四代にわたつておられるわけでございまして、そして御承知のとおり、四、五百人に一人の割合で出生するということになれば年間約三千数百人と、そうしますと一日約十人近くの口唇口蓋裂の子供さんが誕生するわけなんです。そのこと

を考えますと、私はきょうもまた十人のお母さんがどんなに苦しんでおられるだろうかと思つて、もう本當に胸が詰まる思いがいたします。私は、園田大臣とはこの問題では初めてでございます。いろいろと文字の上では認識されるところでございますけれども、私は感情でも本當にそのことをわかつていただきたいと思います。きょうもお母さんたち傍聴に来ていらつしやいますけれども、そのお母さんたちがまとめた。こう言つていふんです。そのときの気持ちは実際に経験した者でないといわれない、口の裂け目から舌がよろよろ出てくる様子は何とも見ていられないつらさであつたと、こわさつとびつくり、愛情などという以前の問題なんだと、そして気は動転して、そして二、三日はただ泣き暮らしました。その母親の気持ちは私にわかつていただきた。

じゃ、そういうことに対してその対応するべき産院、お医者さんたちがどういふものであつたかと。これも出てくるんです。たくさんは申し上げられませんが、助からないよ、こんな子は。育つ見込みはないよと。哺乳びんで飲めなかつたら命がありませんよと。これはもうあきらめた方がいいですよと、三日で死ぬだろうと、こういうことも言われる人がおると。そしてひどいことになる、育たないかもしれないが、縁起が悪いから退院するときは裏口から出て行けと、こういうことの中には、これがいまの現状だということと、私はどうして黙つていられない。

そこで、いよいよ本題に入りますけれども、この口唇口蓋裂の問題は、いま保険適用になつていない、歯列矯正の問題で百数十万かかるというよう大きな問題をよつておられるわけですよ。子供は子供なりにその何回もの手術に耐えていく。母親はそれを励ましなげら、そしてまたその大きな負担を強いらなければならない。

これを五十二年十月二十五日に私取り上げましたときに、ぜひ健康保険の適用をお願いしたいと申し上げました。で、そのとき厚生省としてもいろいろ

思つておらないわけでございまして、これも年々というか、その必要の都度改善してきております。昨年は一万五千元でございましたのを、ことし一万六千円というふうに改善いたしましたわけでございまして、この改善につきましては今後とも努力をする所存でございます。

○小笠原貞子君 経済大国日本と言われ、また、いまは花の盛りの春でございます。そして、この法案が毎年かかりますたびにいろいろな理由は述べられますけれども、戦線であるうと戦後であるうと戦争で受けられた当事者にしてみれば、これはもうかけがえのない自分の一生の問題でございまして、そういうことから考えますと、私は本當にいまの政府の責任というものを考えていただきたいし、政治とは何だか政治というのは国民の命を守ることに、そして民生の安定であると言つて差し支えないと思つてございまして、きょうも朝からその問題について各委員から話されておられますので、それを十分に体して一層の御努力を本當にやつていただきたい。毎年同じ、こんな調子でこの議題が上るといふのは、私は本當に残念だと思つて。そこにはいまの自民党の政治姿勢というものが問われることになる、そう思うわけでございまして。

で、戦後三十五年たちました。しかし、私はその問題とともに毎日本當に一日が過ぎますと、私は本當にまたつらい思いがするわけでございまして。と申しますのは、口唇口蓋裂の方々の問題でございまして、特に歯列矯正についての保険適用の問題というのを国会で初めて取り上げましたのが五十二年の十月二十五日でございます。それからこの国会で、もう一、二、三、四、五と、この本院においても五回取り上げられて、大臣は、渡辺厚生大臣、橋本、野呂そして園田厚生大臣と、こう四代にわたつておられるわけでございまして、そして御承知のとおり、四、五百人に一人の割合で出生するということになれば年間約三千数百人と、そうしますと一日約十人近くの口唇口蓋裂の子供さんが誕生するわけなんです。そのこと

いる御検討していただき、言葉として、緊急に保険の対象にしたい、そして次回の診療報酬改定の際に必ず保険の対象にしたいということが最終的な厚生大臣の歴代のお約束と私は受けております。園田大臣、その点について変わりはないと思えますけれども、いかがでございますか。

○国務大臣(園田直君) この問題ではしばしば先生から発言があつておられることはよく承知しております。お話しもよくわかりましたし、また御心中もよくわかりましたし、厚生大臣としても同じように考えます。

しかし、問題はそうではなくて、いつ、早く健康保険の対象にするかということが第一の問題でございます。ただいま学識経験者の方に検討を依頼して、それがまとも次第で審議をして、そして健康保険にかけよう事務的な進捗の過程でありまして、大体いつごろ入れるか、これ、健康保険——時期は後で事務的に調べて先生のところへ連絡にやります。

○小笠原貞子君 いまのような御答弁、ずっといただいてまいりました。そして厚生省としても歯科医師会としても重々お話し合いをされ、検討されてきた。五十二年から始まっているんです、この問題。もうすでに五十六年の四月でございます。三年以上たつております。相当検討も煮詰まつている段階だと思つております。

で、いろいろ診療報酬の改定の時期というふうな新聞にも言われておりますし、そしていよいよ開かれる、中医協というものが近々開かれるというふうなこともすでに報道されているわけでございますので、お約束どおりこの中医協で診療報酬の改定が行われるということですね。そうすると、そのところでこの問題がかけられるというふうな理解すべきだと思つておりますが、いかがでございますか。

○政府委員(大和田潔君) いま先生おっしゃいましたような方向でございますように、日本歯科医師会、あるいは学識経験者、そういった方々の検討をいま私ども鋭意推進していただくように努力を

しているところでございます。

○小笠原貞子君 努力はしなきゃならないんですよ。もう努力していらっしゃるといふのは三年半以上かかっているわけでございますので、だから今回の診療報酬改定に際して、その努力の結果がお約束どおりこの中医協で、今度の中医協でお諮りをいただけるということにならなければならぬと、そう思うわけでございます。

で、先ほど安恒委員の御質問に答えて、薬価基準についても六月にかかつてはならないと、大臣は診療報酬の時期をそういうふうにおっしゃったと伺いましたので、今度の中医協で鋭意——三年半もやつてきているんですからね、ここで当然かけるといふことにならうかと思つておりますけれども、大臣、そういうつもりでよろしゅうございませうか。

○政府委員(大和田潔君) そのようにできるうちに私も、先ほど来御説明いたしておりますように、学識経験者それから日本歯科医師会に検討を依頼しておるこの結果が、出ませんと中医協にかけられない。したがって、この結果がかなり具体的に、前向きに進んでおるといふふうには私ども聞いておりますので、さらにこれにつきまして強力的にお願いをいたしまして、先生のおっしゃいますような方向でできますように、十分努力をするというふうなことをいたしたい。

○国務大臣(園田直君) いまこういうていたら、何年かかるといふことは考えられませんが、そういう方向で努力するんではなくて、この審議会に私の使ひとして、中医協に間に合うように結論を出してくれと、こういう相談をいたします。

○小笠原貞子君 大臣の御答弁、そのとおりだと思つております。検討検討でいつまでも引つ張られたら大変なんです。さつき言つたようなことを考えてみれば、お約束どおり、それでは大臣のお言葉で今度の中医協にもこれを煮詰めた段階で、具体的にお諮りいただくということで、大臣の御答弁で私本当にちよつと安心をいたしました。

た。どうぞ大臣よろしくお願いをいたします。

それでは、口唇口蓋裂のいろいろな対策についてでございます。この治療に当たっては、もう御承知だと思つていただけます。生後二カ月から手術を行つて、子供の成長に沿つて適切な手術をして総合的な治療を必要としている。そのために、どうして各専門分野の、たとえば口腔外科、形成外科、耳鼻科、小児科、歯科——矯正、補綴、言語治療、精神衛生、ソーシャルワーカーと、この前も同じことを申し上げましたが、そういうふうないろいろなチーム体制が必要になってくるわけでございます。この点について小児歯科保険対策検討会、ここで、これももう五十二年以来の課題でございます。相当検討されていると思つていただけます。その御報告をお伺いしたいと思つております。

○政府委員(大和田潔君) これは唇顎口蓋裂患者に対する再形成手術、これにつきまして保険給付の対象となるや否やということでございます。これは医師が社会通念上治療が必要と判断するものについては、保険給付の対象になつておるわけでございます。そういう割り切りでやっております。

○小笠原貞子君 知つております。私が言いましたのは、そういういろいろな各科にまたがる問題でございますね、そうするとそういう総合的な対策というものが検討されなければならぬわけですね、だからその総合的な体制というふうなものが、もうこれも三年半もたつている段階ですから、相当煮詰まつてきているのではないかと、いまの段階で、この口唇口蓋裂の治療に当たる総合体制の問題はどういうふうなところまで来ているかと私は伺つておるんです。

○政府委員(金田一郎君) 唇顎口蓋裂患者に対して、この児童に対する施策につきましては、育成医療によつて医療費の助成が行われていることは先生御承知のとおりでございますが、この制度の保護者に対する周知徹底につきましては、妊娠、乳幼児に対する保健指導を目的とする、しばしば行われております母親学級の機会をとらえま

して、市町村、保健所で行つていくわけでございます。また関係の医療機関に対しても、育成医療の趣旨の周知徹底を原を通じ行つております。また、新生児に対する訪問指導の際におきましても、種々指導を行つておるわけでございます。

○小笠原貞子君 私、日本語で言つておられるから、私の言つておられることがなぜそんなにとんちんかんな答えで返つてくるんですか。いろいろな科にまたがっている、だから総合的な治療体制というものが必要であると、こうなつておるわけですね。だから、そういう総合体制の必要な中から、どの程度そういう体制というものがいまの段階では検討されてきているのかと聞いておるんです。どういふふうな指導したとかなんとかということじゃないんです。日本語で言つておるんだからわかるでしょう。

○政府委員(金田一郎君) 失礼いたしました。私ちよつと聞き違えましたので……

○小笠原貞子君 私、大きな声なんだからね。(笑)

○政府委員(田中明夫君) 唇顎口蓋裂患者に対しましては、現在、私ども厚生省といたしましては学識経験者等によつて設置されておられます小児歯科保健対策検討会におきまして、昭和五十五年度から本症に対しまして矯正治療を中心といたしまして、その他諸施策等について広く検討するため、専門部会を設けて、目下検討をしておるところでございますが、近くその検討の結果を取りまとめるべく部会の先生にお願ひいたしておるところでございます。

○小笠原貞子君 大臣、お聞きになつておかしとお思ひになるでしょう。私はその治療体制、総合的な問題がどこまで進んでいるかと聞いておるだけども、それに対して的確な答えが出てこない。出てこないというのは何だか、それはどこまで具体的にきちつとした総合体制を真剣に考えていないと言わざるを得ないわけですよ。これはたとえば歯科大学の附属病院だとか、それから

医大の附属病院というような、ごく一部のところでしかこういうチーム体制をとって治療をしていくということがないわけなんです。これはもう五十二年に言ったから私はあれしませんでしたけれども、重ねて言いませんけれども、国立病院なんか見ましても障害歯科すらないんですよ、体制としてはですね。本当に、それじゃそういう病院が幾つありますかと聞いても、これもはっきりしない。歯科大学二十九校のうち、障害歯科の講座を持つているのは一校だというふうなお答えもいただいたわけなんです。これくらい答弁がもたされたくらいにこれは非常におくれてるんだから、だから、私はこの体制を早急にとつていただかなければならないと、そういうことをどうしても考えていただきたい。つまりセンター構想というふうなものも考えられてるだろうと、そういうふうなことでぜひ具体的に進めてほしいんですわ。私、もうきょうの答弁聞いていたら、本当に手がついてないのと同じじゃないかというふうな不信を持ちましたよ。また、そのセンター的構想が中央にできるだけでは、これはまだまだ足りないと、これも大事だけれども、それと一緒に都道府県ごにも機能を充実した体制をとつていくことが必要であるというふうな考えるわけなんですわ。

それから今度、形はいろいろ手術して直すことができます。しかし、ここで問題なのは言語治療なんです。それも幼児期に言語治療をいたしませんとなかなか効果が上がりにくいわけです。そうすると、その言語治療に当たるいわゆるSTというものの非常に不足というふうなことがございます。この充実を図っていかなければならぬ。だから大臣に、もう時間がないから簡単に、やっぱり総合的な対策のできるセンター方式と言われるようなこともあると、そういう総合的なものが必要だと、これを早急に具体化するために検討もつと進めたいというふうにお答えいただけたらと思う。それから、東京だけではなくて、各都道府県ごとにも、いまずぐとは言わないけれど

も、とつていただきたいということ。それから、いま言いました言語治療のSTの育成強化についても積極的にやっていたきたい。この三つについて大臣の御見解を伺いたいと思います。
○国務大臣(園田直君) まず第一に、先ほどの保険の対象の問題であります。社会通念上どうのこうのと回りにくいことを言わずに、整形のものは対象にならない、こういう困った子供さんの手術は対象と、これははっきりすべきだと思えます。それから、いまの問題は、何か審議会に聞いているようですが、こういうのは審議会に聞かぬで大臣の責任においてやるべきことだと私は考えますが、事務当局とも相談をして、いまの御発言の趣旨が通るように早急に話を進めてまいります。これは多分、私の想像ではお医者さん側からどうも厄介者扱いにされたということが原因で、そこで事務当局が少し足並みがたつておると。しかし、近ごろ日本歯科医師会等でも直接私話をしておりますが、これに対する理解がふえてまいりまして、ボランティアでやるというふうな意見さえ出てきているわけでありまして、この問題は私にそう困難じゃないと考えます。特に、都道府県についてもそういう方向で相談をし、指導してまいります。

○小笠原貞子君 先ほども申しましたけれども、そういう子供が生まれたときにこういうお医者さんもいると。そして、その子供さんが生まれたときに、それじゃ一体どうしたらいいんだらうと迷うわけですね。だから、その子供さんが生まれたそのお母さんに、いまはこうだけれども医学も発達してきますと、だからこうこうこういう手だてでこうこうこういう年を追って治療すればこういふふうに治りますよというふうな、そういう指導が下に徹底しなければ、本当に子供と一緒に死んじやったという人もあるわけですから、だから、そういう意味でこれに対する指導を徹底させてください。これはお金がかかりませんというところで、これも五十二年のときに申し上げました。そうし

たら、渡辺厚生大臣が、そういうことは実現できることは早急にやると、保健所などにも知らせるようなことは通達を出したいというふうにおっしゃったわけですね。四年近うたちました。通達は出されたわけですか。どのような対策がその間に行われましたか。お答えをいただきたい。簡潔にお願いします。

○政府委員(金田一郎君) ただいま先生御質問の通達は、実はまだ形式的には出しておりませんが、昭和五十四年二月の全国母子衛生主管課長会議の席におきまして、保健所における相談指導体制の一層の整備を各県で図るよう指示いたしております。特に保健所等行政機関と医療機関の連携を密にして、十分な体制を整えるよう指示いたしております。

○小笠原貞子君 五十二年に私がお願いをいたしました。厚生大臣は、早急に金もかからないから徹底したいとおっしゃいました。それでいま御報告を聞きますと、五十四年の二月に初めておやりになりました。これも手おくれでございます。そしてその中身と言え、衛生主管課長会議、それから母子衛生の主管課長会議で御報告、御指導なすつたと。しかしその御指導の中身が私たちが願っているような具体的な、本当にお母さんたちを励ますような内容であったかといったら、全然そういうものじゃないんです。その中の一つとしてこうだと言われただけにすぎない、非常に不十分だと。時間はおくれるし中身は不十分だということをごにこにはっきりさせたいと思うわけなんです。

五十四年にアンケートを実施いたしました。お母さんたちに対して。産院において適切な説明がなかったというお母さん五〇%です。保健所の訪問指導がなかったとお答えだったお母さんは六四%もございました。そして五十六年の二月にまたアンケートをいたしました。産院において適切な説明が何もなく、これまたやっばり五〇%なんです。それから保健所からも指導がなかった、これもやっばり五十六年に至りまして六〇

%という状態でございます。そういうことから考えますと、そういうお金もかからないよと、通達も出して下りまで指導をしたいというお考えであれば、もっと私は徹底した指導を体制としてとつていただきたい。そして、ただ会議で言ったというんではなくて、この問題についても通達というようなきちんとした形でぜひ出していただきたい。こういうふうにお願いたしたいんですけれども、大臣いかがでございますか。無理でございますか、私の申し上げていること。

○国務大臣(園田直君) 渡辺厚生大臣のおっしゃったように、金はそうかかるものではないし、また通達とか行政指導というのはそれそのものが目的ではなくて手段であつて、徹底することが目的でありますから、そのつもりで改めて、こういういいことは何回やってもいいんですから、通達を正式に出して正式に徹底するようにやつてくださるよう局長さんにお願いをして答弁にいたします。

○小笠原貞子君 ありがとうございます。すぐ実行していただきたいと思つています。生まれて、そこでそういう障害児が出たという場合には、保健所にも連絡して、そして保健所から指導も受けられるというふうな、これはシステムが義務化されておられないのでなかなか徹底しにくいというふうな状態になっておりますので、やっばりそういう障害児が生まれたというときに、産院なり医師なりが保健所の方に連絡をして、そしていま大臣おっしゃったように、保健所まで、未端まで徹底させていただければ非常に大きな役割に私はなると思つています。そういうふうなシステムにすべきであると思つています。いかがでございますか。

○国務大臣(園田直君) そのとおりでございます。○小笠原貞子君 それから、これもこの前申し上げましたけれども、知らないお母さんがたくさんいるわけですね。いままで、歯列矯正抜かしてはいろいろ保険対象になつて

た、これもやっばり五十六年に至りまして六〇

た、

た、

と、そのことも知らないお母さんもあるわけなんですね。私いろんな方の母子手帳拝見させていただいたわけですが、ここに主な母子医療の補助制度というふうなものも書かれています、大変気を配っていただいていると思うんですけれども、ここでは小児ぜんそくなど九つの病気がかかった場合医療費が支給されますと、悪性新生物だとか慢性腎疾患、ぜんそく、糖尿病、膠原病、慢性心疾患、いろいろこう書かれていますけれども、ここに口唇口蓋裂というふうな言葉を一言入れてもらえば、ああこれにも保険適用もできるし御相談にも行けるんだなということになるわけでございますからね。だから、こういうところにもちよつと配慮していただけたら私は大きな力になると思っていますけれども、大臣、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(金田一郎君) それにつきましては実は、もちろん全部の方ではございませんが、一部の方におきまして、まあこういった事実を書面上残すことにつきまして若干の抵抗のある方もありますように私も承っておりますので、先ほどもちよつと申し上げましたが、母親学級等の機会にいろいろ指導するとか、あるいは関係医療機関につきましては、これからそういった御協力をいろいろ私どもの方からお願いたしまして、できるだけ先生の御趣旨に合うようにしてまいりたいと思っております。

○小笠原貞子君 お母さんの気持ちは私わかります。ここで医者さんが出産のときの異常であったか異常でなかったかという欄がございますよね。私らにしてみれば、これ異常なんだから異常と書いて、そして具体的に進めばいいと思うけれども、やっぱりお母さんにしたらつらいことではないですか。だから、この異常とか異常でないとかという欄に異常だと書くというのを言っているんじゃないんです。こういう疾患のときには保険適用になりますよという中の一つとしてお書きいただくには、いまおっしゃったようなお母さんへの配慮なんではないんですからね。

ぜひそれ御検討いただきたいと思えます。大臣、よろしゅうございます。

○國務大臣(園田直君) 私のところは田舎でございますが、そういう例がありまして、私のところへ東京へ相談に来られて手術をされた方がありまして、やっぱりお母さんは田舎でなさらないのはいいお医者さんがないということもあるが、一つは世間知られたくないという恥ずかしさがあるわけでありまして、いまの点は非常に大事なことでございますので、そのように取り計らうようにいたします。

○小笠原貞子君 再形成手術の対策でございますが、先ほどから申し上げましたように、これはもう口唇口蓋裂児の場合には、一定の時間、長期にわたっているような角度から対処していかないとばならないわけですね。まず出生のときに異常はすぐわかります。発見されます。二カ月から五カ月の間に口唇部の閉鎖手術をやりまして、六カ月たつと乳歯が出てまいりまして、一年半から二歳くらいになりますと口蓋部を閉鎖するという手術が行われると。そして、二歳くらいからは言語治療が必要になると。そして、六歳ころになりまして永久歯が生え始めますので、混合歯列を矯正していかなければならない。七歳からになりますと、もうこれはまさに歯列矯正治療から補綴治療。そして、いろいろと無理がかかっていますので鼻がちよつとこう片一方低くなつたりというふうなもの、いろいろな年に応じて変化に応じての再形成手術ということも必要になってくるわけでございます。

さつきおっしゃいましたように、その再形成手術をめぐって四十五年の八月に厚生省通達を出しになりました。それ、私も読ませていただきました。これもこの前からいろいろ申し上げておりました。社会通念上医師が必要と認める手術は保険給付対象としてよいと、こう書かれていますわけでございます。そうすると、社会通念上というところは非常に抽象的な言葉でございます。この口唇口蓋裂によってそういう鼻が低くな

って、学校へ行ったら鼻べちゃだと言われると。もうつい最近も、私北海道から親子呼んだんですよ。そして私の家で、東京の方、群馬のお母さん、もう一生懸命仲間だからというので三組の口唇口蓋裂のお母さんたちがわが家に集まって、そしていろいろ経験も話されて、そして東京のお医者さんに診てもらって、ああいま私は中学、だけれどももうこの夏休みには手術してもらえたらいいなと、非常に結果はこういふふうなお嬢さんがいるんだというのを目で見て、もう本当に泣きの涙だった。私、北海道へ電話かけたとき、どうしてと言ったら、それで、もうすぐ呼び寄せました。で非常に励まされて帰ったわけなんです。ね。そうしますと、この再形成というのは唇裂と

いう、口唇口蓋裂というその障害のための再形成手術ということになるわけですから、この唇裂による再形成手術は当然保険の対象になりますというところ、これをもっとはっきりさせて、そしてみんなに徹底させていただきたいと思えます。いかがでございますか。

○政府委員(大和田清君) これは先生おっしゃいました四十五年八月の通達でございます。いわゆる美容といったようなものにつきましては給付外でございますけれども、その唇裂のような、たとえば大部分の場合にはもう発声がおかしくなるとかいったようなことになっておるわけでございます。そういうようなものにつきましては、もう当然これは給付の対象になるというふうなことでございまして、これにつきましては特に何と申しますか、給付の対象になるというふうな取り扱いをしておるわけでございます。それにつきましては十分指導を徹底していき。

○小笠原貞子君 おわかりになつておる方はそうなんです。だけれども、さつき言ったような指導徹底がないから、だからこれはだめなんです。徹底的に断られる。そして大変なお金が取られるというふうなことが実際に起きているんですから、だから私がかんどうに言っていますけれども、このところの指導をきちつと下まで徹底させていた

だきたいということをお申し上げたわけでございます。もう時間なので、三十分までですか、もう一つと済みません、サービステクニク。

もう一つ問題は、私、時間ないから申し上げますが、今度は脳性麻痺児の対策についてでございますけれども、これも早期発見、早期治療いたしますと、非常に治つていくというふうなことがもうすでに実験をされているわけです。これは北海道の「公衆衛生」という本を見ておりましたら、北海道の岩見沢市の保健所で五十三年九百名の乳児に対し、まずアンケートでチェックし、そのうちから百三十一名が精密検査を受け、その中で九名異常が発見された、実に九百名の九名だから一%ですよ。そういう高い率で異常児が発見されてきたわけですね。これは北海道だけでなく大津や京都、大阪などでも先進的にいまやられているわけですね。これが放置されたままに置かれるならば社会的損失は六千万以上だと、こういうふうな言われているんだから、何としてもこの検診とかそれからまたこういった専門的な診断というものを自治体任せではなくて、国としても大変でございます。国として積極的にやつていく御努力をいただきたい、そして調査研究も進めていただきたい、そしてOT、PTというふうなもの、少しずつはふえてきたようでございますけれども、この直接のOT、PTの充実についても、先ほど申しましたが、STの充実と一緒に具体的に取り組んでいただきたいというのが最後のお願いでございますし、どの程度までST、OT、PTは進んでおるのかということ、事務当局の方から結構でございますが、お答えいただければと思えます。大臣と両方お答えください。

○政府委員(田中明夫君) PT、OTにつきましては、昭和五十五年末の免許取得者はPTが二千七百七十八人、OTが九百七十八人ということでございます。これは日本の医学のこの分野にお

ける立ちおくれのために非常に不足いたしており
ます。

私どもといたしましては、官公立の養成所のほ
かに民間立の養成施設につきましては整備費の補
助をしているほか、昭和五十六年度から民間立の
養成施設の開設を促進するために、新たに運営費
の補助金を交付するということにならしておるわ
けでございます。幸いにしてここ数年非常な勢い
でPT、OTの養成所の施設数はふえてきており
ますので、引き続き今後努力を続けたいと思つて
おります。

○小笠原貞子君 ST.

○政府委員(田中明夫君) STにつきましては、
これはPT、OTと次元の違った問題が一つござ
いまして、まだ身分法が制定されておられません
ので、まずこの身分をはっきりさせるという観点か
ら、本年の三月の上旬から学識経験者からなる検
討会を発足いたしました。多角的な見地からいま
検討をお願いしているところでございます。この
検討会におきまして成案を得ることができれば、
早速法制化に取り組んでまいりたいというふう
に思っています。したがっていまはSTとい
う実態はございますけれども、はっきりとした法
律上のあれはございませんので、教等ははっきり
いたしておりません。

○小笠原貞子君 大臣、脳性麻痺の……。

○国務大臣(園田直君) 子供さんの病気は何でも
そうでありまして……

○委員(片山益市君) 黙ってやっちゃあかん。
そういうことはだめなんです、大臣。勝手に発言
したら困ります。厚生大臣、気をつけてくださ
い。

○国務大臣(園田直君) はい、申し訳ありませ
ん。
子供さんの病気は何でもそうでありまして、特
にこの病気は早期発見、早期療育が非常に大事で
ありまして、これについての施策は充実をしてま
います。

○柄谷道一君 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の

一部を改正する法律案につきまして、私は、昭
和五十年以来毎年本委員会にて年金額の増額、支給
範囲の拡大等について質問を続けてまいりまし
た。あわせて戦後処理対策として、中国未帰
還者と中国遣戻対策、中国引揚者の雇用と就学
対策、警防団等防空従事者対策、旧満洲青年移
民・旧満洲開拓義勇隊員対策、元日赤軍看護婦
対策、元陸海軍従軍看護婦対策、遺骨収集と墓参
対策、北朝鮮日本人妻問題、元日本国籍のあるサ
ハリン在任朝鮮人の帰国対策などの問題につきま
して、提言を含めて質問をし続けてまいりました。

その結果、逐年援護法の内容が改善され、戦後処
理も相当程度前進し、今回も満洲開拓青年義勇隊
の訓練を修了して、集団開拓農民となった者によ
り構成された義勇隊開拓団員中、軍事に關係して
死亡し、障害者となった者やその遺族が対象に加
えられたことを評価するものでございます。

しかし、きょう多くの委員から質問が出ており
ますように、戦後処理はまだまだ終わっておりませ
ん。戦後処理には一世紀を要するという言葉もご
ざいます。残された問題は数多いわけございま
すが、他の委員との重複を避けまして私は本日、
元南満洲鉄道株式会社社員の社員に対する処遇を中
心として御質問をいたしたいと思っております。

まず総理府にお伺いしたいわけございま
すが、昭和二十八年八月恩給法附則第四十三条に
よりまして、外国特殊法人職員期間のある者の特
例が認められ、三十八年六月二十七日の政令第二
百二十号で旧南満洲鉄道株式会社の公務員に相当
する職員につきましては、他の八特殊法人とも
に恩給法の適用が認められることになっておりま
す。まずその理由と根拠についてお伺いいたした
いと思っております。

○説明員(勝又博明君) 恩給法上、満鉄等特定の
特殊法人あるいは外国特殊機関につきまして、そ
の職員期間を一定の条件のもとに通算しておりま
すのは、これら法人等の組織の性格あるいは業務
の内容、さらには人事交流の実態等を考慮いたし

まして、やむを得ない特例措置として認めたもの
でございます。御指摘の満鉄等特殊法人、これは
九法人指定しておるわけでございますが、これら
の法人は満洲国等におきましてわが国の国鉄、電
電、専売といった三公社の業務に非常に近い業務
を行っておったということ、及び国策上多数の公
務員がこれら法人に派遣されたという事情にあつ
たことを考慮いたしまして、先生御指摘のとおり
昭和三十三年にこれら社員期間を恩給公務員
として通算することにしたというわけござい
ます。

○柄谷道一君 恩給法及び政令を讀んでみま
すと、「日本政府又は外国政府と特殊の關係があつ
た法人で外国において日本専売公社、日本国有鉄
道又は日本電信電話公社の事業と同種の事業を行
なつていたもの」と、こう書かれておるわけござ
います。したがって、恩給法上南満洲鉄道は
いわゆる国鉄と同種の事業を行つていたものとの
ように解したと、こう理解してよろしゅうござい
ますね。

○説明員(勝又博明君) 満鉄は満洲におきま
して、日本の現在の国鉄とわけて近い業務を行つ
ていたというふうに認識いたしております。
○柄谷道一君 それでは援護局長にお伺いいた
しますが、私の認識では昭和三十三年改正で、南満
洲鉄道の職員で軍事に關係して死亡し、または傷
病により障害者となった者に対して援護法の適用
が受けられるようになった。これもたまたま恩
給法と同様の解釈に基づくものと理解して間違
いございませんか。

○政府委員(持永和見君) 先生御指摘の、満鉄の
職員を援護法に取り入れられたのは昭和三十三年
の改正でございます。その理由といたしましては
は、満洲におきましては、軍人なりあるいは軍属
が行う兵員輸送、そういったものの装甲列車なり
先駆列車、そういったものの乗務などを満鉄が軍
に協力する特殊会社というふうな形で、軍の直接
の指揮監督のもとに満鉄の職員が行つたという事
実がございます。したがって、こういった満

鉄職員の方々の実態はほかの戦地におきます軍人
なり軍属の方々の任務と同様だったというふうな
ことで、処遇の対象にしたものというふうな考え
ております。

○柄谷道一君 私が満鉄会等を通じまして、私自
身の調べたところによりますと、昭和二十三年三月
末現在、満鉄社員は十三万七千八百四十五人おり
ました。このうちいわゆる恩給法と共済組合法の
適用を受ける、そのために証明書を交付いたしま
した件数は三万八千件、現在、現職にありまして
退任をすれば共済組合法の適用を受けられるとい
う有資格者がこれは推定でございますが、約五千
人。そこで戦後何名の方がすでに亡くなつておら
れるのか、これはつまびらかではございませんけ
れども、恩給や共済の適用を受けない旧満鉄社員
は七、八万人に及ぶと私は承知いたしてございま
す。この七、八万人の旧満鉄職員は厚生年金では
全く配慮の外に置かれております。

そこで年金局長にお伺いしたいわけござ
います。同種の仕事をいたしておりました旧朝
鮮總督府交通局共済組合、旧台湾總督府交通局共
済組合など八つの旧共済組合につきましては、厚
生年金の昭和四十年改正におきまして法附則第二
十八条の三により組合員期間を算入することによ
つて通老に準じた特例老齢年金を支給することに
なつて通老に準じた特例老齢年金を支給する、すな
わちから期間とみなすことにより受給資格に結び
つけるという措置がとられております。

さらに四十四年の改正時、これは衆議院の修正
によるものでございますが、附則二十八条の二に
より、労働者年金施行日である昭和十七年六月か
ら二十年八月までを第一、第二種期間として定額
部分の計算に入れるという措置をとりまして、こ
れに実を入れたと承知をいたしておるわけござ
います。これによりまして、当然附則二十八条の
四による特例遺族年金の支給対象にもなつたとい
うことでございます。このように旧朝鮮及び旧台
湾の交通関係の従業員に対して特例の措置が講ぜ
られたにもかかわらず、旧満鉄関係についてはその
列外に置かれておるといふ根拠について御説明を

願いたいと思ひます。

○政府委員(松田正君) 先生御指摘の昭和四十年及び四十四年の制度改正につきましてはそのとおりでございます。この場合、共済組合の組合員の方々のみを厚生年金保険の対象にいたしました趣旨は、本来、これらの対象になります方々が厚生年金保険法、これは労働者保険ということでございますけれども、昭和十七年に発足をいたしましたときに、いわゆる勅令をもちまして設立をされました官業共済組合の組合員につきましては、同法からの適用除外する旨の規定がございました。したがって、もし共済組合がないとすれば当然厚生年金の適用対象者となり得た方であろうと思ふわけでございます。そういうような対象でありましたために、終戦によりまして昭和二十年の八月以降、共済組合が消滅をいたしましたので、内地に帰つてこられて一般の事業所に勤める方につきましては同質の事業、こういう趣旨をもちまして通算措置を講じた、かように承知をいたしております。

○柄谷道一君 大臣、法律論をずつとひもといひたい。いま局長のようなお答えになつてしまふんです。ところがこれ、私たちがよく戦争中歌いました鴨緑江、鴨緑江は東洋一——朝鮮鉄道と満鉄とは鴨緑江にかかった鉄橋をもつて連結されているわけでございます。たまたま満鉄は民間会社の形をとつておりました。しかし、私はいろいろ調べてみたんですけれども、昭和二十年九月三十日、連合軍最高司令官指令第七十四号によつて満鉄は閉鎖を命ぜられたわけでございますけれども、この満鉄は明治三十九年八月、勅令百四十二号をもつて南滿州鉄道株式会社設立に関する件が制定公布されております。そして明治四十年三月五日、勅令二十二号をもつて大連に本社が置かれております。すべてこれ勅令に基づいて設置されております。

草柳大蔵さんの「実録満鉄調査部」というのを私読んでみたんですが、それによりまして、当時國

鉄にすべしとの意見が論議された、しかし、結局は勅令による特殊法人として株式会社とした、その理由は、明治三十八年九月の日露講和条約によりロシアが建設、経営していた鉄道とその附属施設を継承し、同三十八年十二月、日清兩國政府間において調印した日清滿州善後条約並びに同附属協定によつて清國の承認を得たという経緯もあり、かつ滿州国が独立国家である、しかもこれが國連脱退の大きな理由ともなつたという経緯もありません。よつて、このように、國際情勢を考慮して、あえて勅令による特殊法人という形をとつたということが史実に明確に記載されているわけでございます。

私は、このように満鉄の創設がすべて國家の意思に基づき、法令的には勅令をもつて設置されたというところは一点の疑いもない事実であると思ひます。さらに、その役員はすべて政府の任命によつて決められました。正副總裁は勅裁を必要としておりました。さらに、毎年の予算、決算、事業計画、株式募集、社債発行、権利及び財産の処分、その他重要事項はすべて政府の許可を必要としておつたことは疑いもない事実でございます。

こうした設立の経過と事業の実態、さらに一つの鉄橋をもつて連結されておつたというこの事実からいいたしますと、形式的には株式会社ではございますけれども、その本質は國策遂行のための國家機關であつたことは疑いのない事実であるという理解をいたします。そういう理解があればこそ総理府は恩給法の対象とし、援護法ではまたこれをその対象にしたものと理解するのでございます。しかし、年金法の上では明らかに、形式によつて旧朝鮮及び台湾鉄道と異つた扱いがされておるというところは、私は公正の原則に照らし問題ではないか、こう思ふんでございますが、政治家として園田大臣の御感想をお伺ひたいと思ひます。

○政府委員(松田正君) 旧滿州鉄道におきまして従業された方々、こういった方々はある意味では、國策に沿ひまして滿州の地で骨を埋めるといふような心情をお持ちで行かれたことかと思ひま

す。ただ、非常に冷たい議論でございますけれども、恩給法なり現行の共済組合が引き継いでおりますのはやはりその身分關係、公務員に準ずるといふような身分關係に着目して必要な措置を講じたわけでございます。厚生年金につきましても、そういうような身分に着目した制度ではございませんので、ただいま申し上げましたような非常に冷たいお答えにならざるを得ないかと思ひます。

ただ、御承知のように現在八つに分かれておりますそれぞれの年金制度、分立をいたしておりますために、それぞれの縦の系列で救つておれば、どうしてもその中から漏れるものが出てまいりま。そういう網の目に漏れたものを今後どうするか、これは将来の公的年金制度のあり方とも関連をいたします問題でございますので、なお研究の余地が十分あるかと思ひますので、そういう問題については重ねて勉強をしてまいりたいと、かように考えております。

○柄谷道一君 大臣、私はいま設立の経過とその運用の問題について指摘をしてきたわけでございますが、共済の内容についても配慮にとどめなければならぬと思ひます。満鉄共済がつくられたのは、大正十二年に制定されました恩給法より早く、大正四年八月一日でございます。当時は年金制度の概念のなかつた時代でございます。そこで、年功金制度と退職慰勞金制度が併用されました。しかし、ここで考えなければならぬのは、満鉄共済は社員、准職員、雇員という身分や男女の性別を超えまして、いわゆる強制加入の制度であり、任意加入ではございません。しかも、単なる会社の恩恵の福祉制度ではなく、現在の年金保険料、共済組合費に相当する拠金の支出が義務づけられておりました。その金額も私の調べたところによりますと、最低一円五十銭から最高十五円。当時の給料とすれば相当高額の拠金が、給料にランクして拠出が定められております。しかも、共済給付の内容も疾病等に対する短期給付と合わせまして、退職、死亡による脱

退時には年功金が給付されましたが、これはもちろん社員退職金規程による退職慰勞金とは別個に支給されたものでございます。しかも昭和二十年三月には千五百十三万八千三百五十九円の共済基金残高がございましたけれども、終戦による退職者には何らの給付も補償も行われておりません。それは当時の旧滿州の混乱した実態の上からはやむを得なかつた措置ではないかと思ひます。

私は、こうした共済の実態から見ましても、確かに身分關係または形式的には朝鮮鉄道や台湾鉄道と異つておりますけれども、その実態論からこれを区別する根拠というものは乏しいのではないかと、いま、この際直ちに年金の方で同様の扱いをするということを御答弁されることは非常にむづかしいと思ひますけれども、戦後処理の一つとしてこれは十分に検討を要するべき問題ではないかと、こう思考するのでございますけれども、大臣いかがでございますか。

○國務大臣(園田直君) 今後十分検討してまいります。

○柄谷道一君 満鉄が閉鎖されましたので三十五年を経過いたしております。同じ満鉄社員でありながら、職員は恩給法の適用を受けております。戦後共済組合のあるところに入りました者は、共済組合に通算措置がとられております。にもかかわらず、約七、八万人の者は全くその恩恵に浴していません。何回も指摘いたしましたように、同じ外地鉄道職員でありながら、朝鮮鉄道と台湾鉄道に対しては特別措置の救済を受けておりますが、満鉄職員にはその配慮がなされていません。また、心情的に考えましても、國策の命ずるままに旧滿州に出向しまして、國家の意思に従つて國策遂行の第一線に挺身したのが旧満鉄職員でございます。これに対しては、私はやはり終戦処理の一つとして、ここにも一つの落ちこぼれがある、こういう認識に立つて、その対応策を真剣に検討することが國家としての責務ではないかと、こう思ふのでございます。

大臣、いまきわめて簡潔に、検討しますというお言葉をいただいたわけでございますけれども、國務大臣としてこの問題について御努力願えますでしょうか。

○國務大臣(園田直君) 努力をいたします。

○柄谷道一君 この問題は法律改正ではないのです。新しく立法化を必要とする問題でもないんです。私は、やはり最低限政令措置として、政令措置で措置できるわけですから、厚生年金の中に配慮するという決断がつけば政令一つで問題の解決ができる性質のものでございます。しかも、旧満鉄の全勤続期間を通算しと言っているわけじゃないんですね。朝鮮、台湾鉄道同様の横並びの措置をしてはどうかと、予算上そう大きな額を必要とするわけでもございませんので、ひとつ大臣、真剣にこの問題について御検討を煩わしいと、こう思います。

そこで、この旧満鉄関係をそのような措置にいたしますと、他に八つの特殊法人があるんですね。恩給法で認められている他の八つの特殊法人があるわけですね。いま大臣の検討したいというお言葉は、これらも含めての検討というふうな理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(松田正君) 旧満鉄と同様の事情があるものにつきましては、検討の対象に当然いたさなければならぬと思っております。

○柄谷道一君 そのほか援護法につきましては、私としてもいろいろ意見はございますが、後ほど各派共同提案に係る附帯決議の中にその趣旨はすべて盛り込まれておりますので、私といたしましては、今後援護法の改善としてその運用につきましては、附帯決議の意を体し、引き続きその拡充に努力されますように心から希望をいたしましたので、私の質問を終わります。

○前島英三郎君 本日議題となりました法律案の一つは、差別的な不快な用語を使っているのを改めるというのがその趣旨でございます。障害に関する用語の整理のための医師法等の一部を改正する法律案と表題がつけられております

が、言葉じりをつかまえるつもりはないんですけれども、用語の整理という表題をつけたのはなぜなのか、多少疑問があります。整理という言葉の意味は、たとえば辞苑を引きますと、——乱れた状態にあるものをととのえ、また不必要なものを取り除いて、秩序正しくすること——とございます。つまり、散らかっているのを片づけるとか、ばらばらなものを統一するとか、そういう感じの言葉でありまして、過去の誤りを正すとか反省するといったニュアンスは余り感じられませぬ。ところが今回の用語の改正は、単なる言葉の置きかえというだけではなく、差別的な、あるいは不快感を与えるような、そういう用語を不思議に思わずに法律に使っていた昔の考え方に對しまして反省を加えると同時に、その考え方や感覚が、現在でも残っているとしたらそれは間違っているんだと、こういうことをはっきりさせる、そういうふうな意図があるはずだと私は思っています。私は、整理という言葉にはおさまりに切らない、もっと面期的な意味が込められていると、そう理解したいと思っております。厚生省としては、昭和三十五年以降につくられた法律にはそのような用語は使っていないのであって、頭の切りかえはどの昔にすでにできておると、こう申されるかもしれないけれども、しかし、それならばなぜ二十年以上放置していたのかという問題が当然残ってまいります。やはり、今回一括して訂正するということは、解決済みの問題を処理するということにとどまらず、国民とともに頭の切りかえをはっきりとやろうではないかと、そういうことでなければならぬと考えます。

さて私は、昨年、用語の改善も大切でありますけれども、さらに突っ込んで法律の仕組みそのものを点検する必要があるというのを強く申し上げてまいりました。いま述べた頭の切りかえがきちんとなされたらすれば、必然的にその仕組みの問題に突き当たるはずでございます。今後どのような方向で取り組んでいくお考えか、厚生大臣にまずお伺いしたいと思います。

○國務大臣(園田直君) 御発言のとおり、言葉を簡単に変えるだけが目的ではなくて、その用語から来る心の構え方というのが一番大事であると、こう考えておりますので、医療やその他についても、そういう心構えで対応してまいります。

○前島英三郎君 そこでこの際、不快用語の一端に對しまして国会でもその機運が盛り上がっている折でもありますので、法律あるいは政令に限らず、いろいろな文獻をも一通り見直す必要があるのではないかと、私はそう思っています。すべての文獻を点検するのは大変むずかしいと思うんですが、たとえば大臣にもお渡ししたわけですが、ここにも日本国憲法の解説書というふうなものがあります。昨今は憲法問題が論議されておりますので、老若男女いろいろな方がこの手引書、一番新しい改訂は昨年の六月のことでありますが、こういう日本国憲法の解説書みたいな重要な文獻、まあたとえばこういう中をひもとくとき、この両院制「びつこの両院制」「びつこの両院制」、びつこ、びつこというところがあたるか当然のごとく書かれておりました、それならばびつこという言葉はどうかと広辞苑を引きますと——足の長さがそれぞれ違い、歩行が不自由であること——こういうふうな解説がつかますので、したがってそういう言葉を使うよりも、短絡にびつこ、びつこ、びつこ、こういう書き方に変えられてしまっておられるわけでありまして、こうした手引書みたいな重要な文獻に際しては、やはり不快用語のこういう機運の中に私は点検も必要ではないかと、こう思うのであります。厚生大臣はその辺どうお感じになりますでしょうか。個人的な見解で結構です。

○國務大臣(園田直君) いまのお話は、宮澤先生の解説の中に出てくる言葉であると思っております。これはまあ人様のつくられた本のことでありまして、私が訂正を望むわけでもありませんけれども、厚生大臣としては今後御注意を願いたいと思

います。

○前島英三郎君 今回の用語の改定は、視覚障害、聴覚、言語障害の人々についてでございますけれども、一つは肢体不自由者に対し、あるいは体の不自由な人々に対するいろいろな用語の使い方が、日常の会話の中に、あるいは短絡に使われている。やがてこれがやはり不快用語という形で、日本語の表現にはいろいろな形があるわけでありまして、こういう差別的な用語を使わずに、今後やはり厚生省としても御指導いただきたいというふうに思うわけでありまして、用語を改正してしまっても、実態としてこれらの人々の社会への進出が阻まれていく状況が変わらないとすれば、余りまた意味がないのではないかと、こういうような気がするわけでありまして。

法律の仕組みについては今後早急に検討してもらいたいわけですが、現行の施策の中でもやらなければならないことは大変多いわけですね。まず、視覚障害の人々との問題でありますけれども、現状において視覚障害者の有力な職業分野としてあんま、はり、きゅうと言われるこの三療というものがございまして。これは歴史的な背景もございまして、非常に大切な職業でもございまして。ところが最近、東洋医学ブームということもございまして、この仕事へのいわゆる嗜眼者、目の見える者ですね、目が見える人々の進出が大変著しい現象があります。厚生省が認可している養成学校で、目の見える人を水増し入学させている事実が新聞でも報道されました。それによりまして、私立の養成学校のうち六割が目に見える人を水増し入学させ、中には定員の六〇%もオーバーしていたということが明らかにされております。あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうの分野への嗜眼者の進出状況、あるいは養成校の実態、さらにこうした状況に今後どのように対処するか、厚生省としての答弁を求めたいと思っております。

○政府委員(田中明夫君) 視覚障害者のあんま、マッサージ、指圧師の職域の確保の問題につきましては、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう

う師等に関する法律第十九条の規定に基づきまして、視覚障害者の職域を確保するため、視覚障害者以外の者のあんま、マッサージ、指圧師の養成施設の認定数の増加を抑制いたしております。

それから、はり師及びきゅう師の養成施設の認定につきましても、設置計画につきまして、あんま等の中央審議会の意見を伺いまして慎重に検討を行うということで、実質的に抑制をいたしております。

いま先生御指摘のあんま、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師の養成施設におきまして、定員を著しく超過しているような養成施設が見られましたので、厚生省といたしまして、そのようなことがないように厳しく指導しているところでございます。

○前島英三郎君 やはり視力障害を持っている人たちにとりましての一つの自立への道にはこの分野が大変多いわけでありまして、ぜひともそういう意味では、そうした職域の確保という面で強力な御指導を今後もお願ひしたいと思っております。

次に、聴覚障害者の自立と社会への進出について質問したいと思っておりますが、まず聴覚及び言語によるコミュニケーションの障害が社会生活上どのような困難を伴うか、厚生省はどのように認識しているのかを伺っておきたいと思っております。とすれば、私のように歩けない者に比しまして外見上余り不自由でないように聴覚障害者は思われがちでございますが、情報化社会という今日におきましては、そういう意味ではコミュニケーション上の障害の及ぼすハンディキャップは大変なものだということには私は思っております。この点につきましても、そのためにどのような施策を配慮しておられるのか、伺いたいと思っております。

○政府委員(山下眞臣君) 聴覚、言語障害者、外面的には一見障害のない方々と区別がつかないように見えるわけですので、とすればその障害を見過ごしがちな傾向があることは、御指摘のとおりだと思っております。しかしながら、御

指摘のとおり、聴覚を通じましての知識の体得、涵養、そういったものあるいは言語を通じましての人間的交流、こういったものは非常に重要な意味を持っているわけでございます。この手段を失った方の日常生活における不利、ハンディキャップというものは非常に知れないものがあるかと私もは考えるわけでございます。この聴覚、言語障害者に対してどのような施策がなされ、また来年なされようとしているか、若干お時間をとって恐縮なんでしょうが申し上げます。

第一はコミュニケーションの手段といたしまして、手話用語の研究開発事業、あるいは日常生活上の問題として手話通訳、手話奉仕員に関する事業あるいは情報、文化活動に関する事業、あるいは働く場の確保の問題等があると思っております。これを若干時間とって恐縮ですが、まず最初は全日本聾啞連盟に対する委託事業といたしまして手話通訳の指導者養成事業、それから標準手話の研究開発事業、こういったことをいたしております。それから社会参加促進事業の中では、ただいま申しました手話奉仕員の養成、手話通訳の設置あるいは手話奉仕員の派遣、聾啞者日曜教室、音声言語機能障害者の発声訓練事業等を実施いたしております。ほか、手話教本や字幕入りフィルム、こういったものも配布いたしております。

五十六年度、今年度からは新たに取上げます事業といたしましては、中途失聴者のコミュニケーションの確保ということで、いわゆる要約筆記奉仕員、オーバーヘッドプロジェクトと言っておりますが、これが社会参加促進事業の中に取り入れられております。また日常生活用具事業の中におきましても、「あんしん」でありますとか「ひびき」でありますとかあるいは「めいりょう」というような特殊電話の貸与というのを新たに始めることになっております。また国の委託事業といたしましては、ビデオカセットライブラリーの製作、貸し出しというような事業も始めるとい

ことにいたしておるところでございます。できるだけ努力をいたしているところでございませう。

○前島英三郎君 大変積極的に取り組んでいる姿には評価をするところでありますけれども、今回の法律の見直しは用語の改定だけであるために、その対象に含まれなかったのがいわゆる道路交通法の八十八条も再検討されなければならぬというふうには私は思っているわけなんです。ところが道交法八十八条は自動車の運転免許の欠格事由として、「耳が聞こえない者」、「口がきけない者」と掲げております。つんぼ、おしと書いてないのが救いでございませうけれども、聴覚障害者からの批判が相当強い法律でもございませう。しかしながら最近ではかなり重度の聴覚障害者の人たちが率先して社会参加をする、いろいろな施策にそれぞれ社会参加をしなければその施策も生きていかなければなりませんから、そういう機運は大変ことしの国際障害者年を契機としても大きく進展するだろうと思っております。そこで、運転免許を取れるようになってきている現状もあるだろうと思っております。このことが聴覚障害者の自立と社会参加に大変大きな力を与えております。大変喜ばしい傾向だと思っておりますが、厚生省は当然こういう傾向には拍手を送る姿勢と見てよろしゅうございませうか。

○政府委員(山下眞臣君) 私どもとしても望ましいことと考えております。

○前島英三郎君 自動車の運転免許を取るために適性検査を受けることになっております。私も車いすになってから免許を取ったんですが、やはり適性検査を受けて、足を使わずに手だけで運転できる装置のついた車に限るといった制限つきで免許をいただいております。ところが、聴覚障害者の人の場合は、道路交路上に必要な警告音が聞こえるかどうか、かすかにあっても警告しているということがわかるかどうかというテストを受けるわけでございます。ところが、厚生省では聴覚障害者に限って運転免許の適性検査に合格

した者は、実際に免許を取っても取らなくても、福祉手当の対象からははずすという扱いをしていると聞かれましたが、そのような扱いをしているのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(山下眞臣君) 先生よく御承知のように、現在の福祉手当、重度障害者で日常生活で常時介護を要するようの方に差し上げるといふことで、聴覚障害者につきましては、補聴器を用いても音声を識別できない程度の重度の方、この方が福祉手当の対象になっているわけでございます。

一方、いまの運転免許でございますが、これは規則によりまして、補聴器をつけました場合におきましては、十メートルの距離でも九十ホンの警笛が十分聞こえるという者を対象に免許を差し上げていくという状態でございます。したがって、考え方といたしましては、運転免許を持っておるから福祉手当の対象にしないというのではございませぬ。現在の機器、現在の状況におきまして運転免許が取り得る程度になっておる障害の方、これは福祉手当で考えておりますところの常時介護を要するという重度障害者、その方とずればあるという考え方で御指摘のような解釈をただいまはいたしておるところでございます。

○前島英三郎君 移動という問題に限って言いますと、私は手動式ですから免許をもらえぬわけですね。しかし聴覚障害者の人が車の免許を取るといふことと、その部分は非常に接点があるだろうと、こういうふうにも思っておりますけれども、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の第二条第二項で「この法律において「重度障害者」とは、別表第二に定める程度の廃疾の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者」と、いま局長のおっしゃったような形になっております。そして別表第二においては、その第二項で「両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの」と、こういうふうな書き方があるわけですね。自動車を運転できるような人は常時介護を必要とするとは言えないというの、

やっぱりこの聴覚障害者の日常生活上の困難さを軽く考えていると言わざるを得ないと思はる。障害者を克服して自立して社会に進出することを援助することにあると私は思っています。聴覚障害者が車の免許を取ろうとするのは、まさに自立と社会参加に向けてみずから前向きに努力しようとするにほかならないと思はる。ところが、免許が取れるなら福祉手当は打ち切りです。というあり方は、その自立への努力の足を引っ張るような形となるのではないかと。制度の基本的な目的に逆行するよう運用だと思はる。見ますと、幾つかの矛盾があるように思はる。

その第一は、聴力損失の測定方法の違いがあると思はる。福祉手当の支給を受けるには、指定された医師の認定診断書をもらうことになっております。その診断に当たっては、規格に合ったオーディオメーターを使いまして、さらに言語音によって聴力損失を測定することになっております。オーディオメーターを使う場合、通常五百ヘルツ、千ヘルツ、二千ヘルツと三段階の周波数について測定して、その平均値を出すことになっております。このような精密な測定に加えて、人間の声がどの程度聞こえるかということもあわせて判定することになっております。ところが、運転免許の適性検査というのはもっと簡単な方法でやっております。ですから、言葉ではなくて、警告音でやるわけです。道路交通法施行規則によれば、「一〇メートルの距離で、九〇ホンの警告音の音が聞こえるものであること。」と、こうなっているから、つまり厚生省は自分のところでちゃんと決めたやり方よりも、他省庁がほかの目的で行う聴力検査を尊重するということになってしまふんじゃないかというように思はる。私は何か非常に割り切れない感じがするわけでありませぬ、いま私が申ししたことに対して局長はどのようにお感じになるでしよ

うか。

○政府委員(山下眞臣君) たいまも申し上げたつもりでございますが、基本といたしましては、特別児童扶養手当におきまして聴力障害者の一定の重度の方に、常時介護を要する方に福祉手当を差し上げる、それが基本でございます。したがって、運転免許があるか否かというのはまあいわば傍証的判断にすぎないのでございまして、これは自動車の機器の発達具合、そういったものによっても変化をしようと思はる。それが絶対の判断の要件になるわけではないと私は思はる。ございまして。ただ、現在の運転免許で書かれております十メートルで九十ホン聞こえるというのと、福祉手当の方で補聴器をつけても音声を解しないという程度のもとは差があるものでございまして、基本的な考え方は、福祉手当を支給する対象たる障害の程度がどうかとすることが判断の基本になる、このように考えております。

○前島英三郎君 数年前から音を光に変えたり、あるいは振動に変えたりという装置の研究開発も行われておりますし、そういう意味ではどんなに重度なハンディキャップを持った人たちもいろんなまた科学の進歩によりましてみずからのハンディキャップを補う形で社会参加ということが出てまいりますので、それがまた一つの厚生省の考えるいろんな諸手当の運用の中で、また障壁が出てくるようなことがあるとやっぱり困るといふふうにも私は思はるわけですね。そういう意味では、手当をもらうにはなるべく表に出ない方がいいという感覚もいけませんし、また表に出て自立の意向が高まれば高まるほどみずからをそうした形で大きく発展、それから、努力をするというまた障害者の気持ちをもやはり裏づける結果になると思はる。ですから、その辺の運用はひとつ的確にやっていた方がいい、かように思っております。

に關する制限がきわめて厳しいと思はる。で、補装具に取り入れる際にもそのあたりの点を指摘したいんですけれども、とりあえず厳しい制限のまますたうたいして、三カ年たつたら検付するところ、答弁でございまして、

○政府委員(山下眞臣君) 先生のお話にもございまして、従来、三分の一の国庫補助でございまして日常生活用具の給付事業の中で行っております。一昨年補装具に取り入れたということでございます。

○政府委員(山下眞臣君) 先生のお話にもございまして、従来、三分の一の国庫補助でございまして日常生活用具の給付事業の中で行っております。一昨年補装具に取り入れたということでございます。

ございまして、そう長くはない期間のうちに結論を出しまして緩和する方向で物をお考えしていきたい、かように考えております。

○前島英三郎君 そういう意味では、電動車いすは所得制限の撤廃の問題、さらに表は電動車いすでも、どうしても家の中には電動車いすというわけにはまいりませんので、併給という形に非常に近いときにそれはそういう形で前向きに対処される、こう理解してよろしいでしょうか。

○政府委員(山下眞臣君) そのように考えております。

○前島英三郎君 どうもありがとうございます。

○委員長(片山基市君) 他に御発言もないようです。両案に対する質疑は結局したものと認めさせていただきます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようでございますから、両案に対する討論は結局したものと認めさせていただきます。

○委員長(片山基市君) 全会一致と認めさせていただきます。

○委員長(片山基市君) 全会一致と認めさせていただきます。

○委員長(片山基市君) 全会一致と認めさせていただきます。

○高杉通忠君 私は、たいま可決されました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社

会、これに賛成をいたします。高杉君。

○高杉通忠君 私は、たいま可決されました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社

会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、新政クラブ及び一の会各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項につき、速やかに格段の努力を払うべきである。

一、一般戦災者に対し、戦時災害によつて身体に障害を受けた者及び死亡した者に関する援護の検討を目的としてその実態調査を実施すること。

二、戦没者遺族等の老齢化の現状及び生活の実態にかんがみ、国民の生活水準の向上等にあつて、今後とも援護の水準を引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。

三、戦没者遺族等の老齢化の現状にかんがみ、海外旧戦域における遺骨収集、慰霊巡拝等について、更に積極的に推進すること。

四、生存未帰還者の調査については、引き続き関係方面との連絡を密にし、調査及び帰還の促進に万全を期するとともに、中国からの引揚者が一日も早く日本社会に復帰できるようにその対策に遺憾なきを期すること。

五、中国残留日本人孤児の肉親調査を今後とも積極的に推進するとともに、帰国を希望する孤児の受入れについて、関係各省及び地方自治体が一体となつて必要な措置を講ずること。

六、法律の内容について必要な広報等に努める等更にその周知徹底を図るとともに、相談体制の強化、裁定等の事務の迅速化に更に努めること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(片山基市君) たいま高杉君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(片山基市君) 全会一致と認めます。よつて、高杉君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、園田厚生大臣から発言を求められておりますので、これを許します。園田厚生大臣。

○園田大臣(園田直君) たいま御決議になられました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして、努力いたす所存でございます。

○委員長(片山基市君) なお、たいま可決されました両案に対する審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(片山基市君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(片山基市君) 次に、戦時災害援護法を議題とし、発議者高杉君から趣旨説明を聴取いたします。高杉君。

○高杉君 私は、たいま議題となりました戦時災害援護法案につきまして、日本共産党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合、新政クラブ及び一の会を代表いたしまして、提案の理由を御説明申し上げます。

すでに戦後三十五年を経て、あのいまわしい戦争への記憶が一段と風化しつつある中で、なお、戦争の傷跡が生活を圧迫し、生命と健康を失った多く一般戦災者が、いまなお、国から何らの援護を受けることなく、戦争犠牲者として、傷病苦と生活苦にあえぎながら、余命をつないでいる現実を放置することはできません。

私は、これら戦災者の心情と、報われることなく高齢で亡くなる方々の続出する日々を思いをいたすとき、援護の手が、一刻も早く差し伸べられる必要を痛感せざるを得ないのであります。

振り返つてみますと、さきの大戦では、原爆投下を含め、米軍の無差別爆撃はとどまることなく、銃後と思われていた非戦闘員と、その住居までも、一瞬にして戦場に変え、わが国土にわたる諸都市を焼き払っていきました。

昭和二十年四月十三日「状況窮迫せる場合に応ずる国民戦闘組織に関する閣議決定は、新たなる兵役義務により、兵として動員し、統帥権下に服従せしめ得る必要な法的措置を講ずること」を定め、昭和二十年六月二十二日に、即時公布された義勇兵役法では、「国民義勇隊に参加せしむべきものは、老幼者、病弱者、妊産婦等を除くの外は、可及的広範に包含せしむるものを徴兵し、」

いわゆる国民皆兵体制をつくり上げたことによつても、当時、すでに平和な銃後は存在せず、戦場そのものとなつていたことは明白であります。

これによる一般市民の死傷被害は、沖繩を除いても、僅に八十万人を越え、罹災人口は、実に一千万人を越すと言われています。

中でも昭和二十年三月十日の、東京大空襲は、わずか二時間余の爆撃によつて、全都の四割が一瞬にして灰じんと化し、炎の中で、約十万人の市民の生命を奪いました。その惨状は、イギリスの物理学者が、原子爆弾攻撃による荒廃化を除けば、今までになされた空襲のうち、最も惨害をほしいままにした空襲と、指摘するほどであります。

昭和十七年二月二十四日に公布された戦時災害保護法では、昭和二十一年に廃止されるまでの間に十二万七千人の民間戦災者、傷死者、同遺族に対し、救済、補償もなされました。

しかるに、政府は、今日まで、戦争犠牲者対策を、軍人軍属及びその遺族など、昭和五十五年三月末現在約十四万人に限定してきていたのであります。

法制定後、準軍属と言われる人々など、わずかな範囲の拡大はあったものの、銃後の犠牲者に対する援護の手は、基本的に皆無に等しいまま、今日に至つていたのであります。

一方、今次大戦の同じ敗戦国である西ドイツでは、すでに昭和二十五年に、戦争犠牲者の援護に関する法律を制定し、公務傷病と同視すべき障害者の範囲をきわめて広範に規定したため、援護の手はあまねく一般市民にまで行き届き、その対象は、昭和五十二年六月末現在においても、実に二百七十八万人にも上つております。

わが国の戦争犠牲者対策は、原爆被爆者に対する特別措置は別として、あくまでも軍人軍属等に限定しようとするものであり、こうした政府の態度は、大戦の過ちを、衷心から悔い改めようとする姿勢に欠けるばかりか、その態度のよつて来るところが、軍事優先の思想であるのではないかと、の疑念さえうかがわせるものであります。

戦後三十五年を経て、いまだに放置されたままの一般戦災者に対し、国の援護措置を望む国民の声は、戦災地域にとどまらず、それ以外の自治体から決議、意見書が多く寄せられている事実とともに、もはや一刻の猶予も許されないとともに、信を持って作成し、再び提案するものであります。

次に、本案の要旨について、簡略に申し述べますと、さきの大戦で空襲その他の戦時災害によつて身体に被害を受けた者及び死亡した者の遺族に対し、戦傷病者特別援護法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下それぞれ特別援護法、遺族援護法という)に規定する軍人軍属等に対する援護と同様、国家補償の精神に基づき、援護を行おうとするものであります。

ただし、遺族に対する援護については、遺族年金にかえて、一時金たる遺族給付金百万円を支給することとしております。

援護の種類別に申しあげますと、第一に、療養の給付、療養の手当一万九千三百円支給及び葬祭費九万七千円を支給することであり、第二は、更生医療の給付は、補装具の支給及び修理、国立保養所への収容並びに日本国有鉄道へ

の無償乗車等の取り扱ひであります。
第三は、障害年金または障害一時金を支給することでありませう。

以上、支給要件、給付内容はすべて軍人軍属等におけると同様であります。

第四は、遺族給付金、五年償還の記名国債として百万円の支給であります。

遺族の範囲は、死亡した者の父母、子、孫、祖父母で、死亡した者の死亡の当時、日本国籍を有し、かつその者によって生計を維持し、またはその者と生計をともにしていた者としておりませう。

第五は、弔慰金五万円の支給、遺族の範囲はおおむね軍人軍属等におけると同じであります。

なお、この法律による援護の水準を特別援護法、または遺族援護法による軍人軍属に対する援護の水準と同じレベルにしたことに伴ひ、これらの法律による準軍属に対する援護で、なお軍人軍属に対する援護の水準に達していない者については、同一レベルに引き上げる措置を講ずることといたしました。

最後に、施行期日は、公布の日から、一年以内で政令で定める日としております。

何とぞ、御審議の上、速やかに本案の成立を期せられんことをお願いいたしまして、提案理由の御説明を終わります。

○委員長(片山基市君) 以上をもって趣旨説明の聴取は終わりました。本案の自後の審査は後日に譲ります。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十九分散会

四月九日本委員会に左の案件が付託された。
一、戦時災害援護法案(高杉勉忠君外五名発議)

戦時災害援護法案
戦時災害援護法

(援護)

第一条 先の大戦の際に、本邦その他の政令で定める地域において、これらの地域ごとに政令で定める期間内に、空襲その他の政令で定める戦時災害にかかつた者で当該戦時災害にかかつた当時日本の国籍を有していたものの当該戦時災害による負傷、疾病、障害及び死亡に関する援護に関しては、この法律に別段の定めがあるものを除き、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号。以下「特別援護法」という。)及び戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号。以下「遺族援護法」という。)(公務上の負傷又は疾病に係る障害年金及び障害一時金並びに弔慰金に係る部分(第三十五条第二項において準用する第二十四条第三項に係る部分を除く。)に限る。)の例による。

2 前項に規定する負傷又は疾病が特別援護法に規定する公務上の傷病に該当する場合においては、同項中同法に係る部分の規定は適用しない。

第二条 前条第一項に規定するもののほか、同項に規定する者で当該戦時災害により死亡したものの(以下この条において「戦災死亡者」という。)の遺族には、遺族給付金として百万円を支給する。

2 遺族給付金を受けることができる遺族の範囲は、戦災死亡者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第四項及び第六項において同じ。)、子、父母、孫、祖父母で、戦災死亡者の死亡の当時日本の国籍を有し、かつ、その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものとする。

3 戦災死亡者の死亡の当時胎児であつた子が出生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したときは、将来に向かつて、その子は、戦災死亡者の死亡の当時日本の国籍を有し、かつ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた子とみなす。

4 遺族給付金を受けることができる遺族の順位

は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とする。ただし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

5 遺族援護法第三十六条第二項の規定は、前項の規定により遺族給付金を受けることができる順位にある遺族が生死不明である場合について準用する。この場合において、同条第二項中「弔慰金」とあるのは「遺族給付金」と、「昭和二十七年四月一日」とあるのは「戦時災害援護法(昭和五十六年法律第 号)の施行の日」と、「昭和二十七年四月二日」とあるのは「同法の施行の日」と読み替へるものとする。

6 第二項に規定する遺族が、戦災死亡者の死亡の日以後この法律の施行の日(次項において「施行日」という。)前に、次の各号のいずれかに該当したときは、遺族給付金を支給しない。
一 日本の国籍を失つたとき。
二 離縁によつて、戦災死亡者との親族関係が終了したとき。
三 配偶者については、婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき。

四 配偶者、子及び孫については、第二項に規定する者及び戦災死亡者の兄弟姉妹で、戦災死亡者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの以外の者の養子となつたとき。
五 禁錮以上の刑に処せられ、施行日(戦災死亡者の死亡の日)が同日後であるときは、その死亡の日)において、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの遺族(刑の執行猶予の言渡しを受けた遺族を除く。)には、遺族給付金を支給しない。

8 遺族給付金は、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。この場合においては、遺族援護法中国債に係る部分の規定を準用する。

9 遺族援護法第六條、第十六條、第二十八條本

文、第三章、第四十五條から第四十八條まで及び第五十條の規定は、遺族給付金について準用する。
(調整規定)

第三条 第一條第一項に規定する負傷、疾病、障害又は死亡が、他の法令(行政措置を含む。)による給付(遺族に対する年金たる給付を含む。)でこの法律による援護に相当する給付として政令で定めるものの支給事由に該当する場合においては、政令の定めるところにより、この法律による援護の全部又は一部を行わないことができる。
(政令委任)

第四条 遺族援護法に規定する日又は月の読替えその他特別援護法及び遺族援護法の例によることとが困難と認められる場合における特例に関しては、この法律による援護の趣旨に照らして合理的に必要と判断される範囲内で、政令で必要な規定を設けることができる。

2 第一條第一項の規定に基づく政令の改正により新たに遺族給付金を受ける権利を有する者があることとなる場合においては、日の読替え等について、政令で必要な規定を設けることができる。

附則
(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(特別援護法の一部改正)

第二條 特別援護法の一部を次のように改正する。

第四條第一項第一号中「又は別表第一号ノ三」を「若しくは別表第一号表ノ三に定める程度表の障害又は旧恩給法施行令(大正十二年勅令第三百六十七号。恩給法施行令の一部を改正する勅令(昭和二十一年勅令第五百四号)による改正前のものをいう。)(第三十一條第一項)に改め、同條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、

遺族給付金を受けることができる遺族の範囲は、戦災死亡者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合において同じ。)、子、父母、孫、祖父母で、戦災死亡者の死亡の当時日本の国籍を有し、かつ、その者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものとする。

戦災死亡者の死亡の当時胎児であつた子が出生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したときは、将来に向かつて、その子は、戦災死亡者の死亡の当時日本の国籍を有し、かつ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた子とみなす。

遺族給付金を受けることができる遺族の順位

は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とする。ただし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

遺族援護法第三十六条第二項の規定は、前項の規定により遺族給付金を受けることができる順位にある遺族が生死不明である場合について準用する。この場合において、同条第二項中「弔慰金」とあるのは「遺族給付金」と、「昭和二十七年四月一日」とあるのは「戦時災害援護法(昭和五十六年法律第 号)の施行の日」と、「昭和二十七年四月二日」とあるのは「同法の施行の日」と読み替へるものとする。

第二項に規定する遺族が、戦災死亡者の死亡の日以後この法律の施行の日(次項において「施行日」という。)前に、次の各号のいずれかに該当したときは、遺族給付金を支給しない。
一 日本の国籍を失つたとき。
二 離縁によつて、戦災死亡者との親族関係が終了したとき。
三 配偶者については、婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしたとき。

四 配偶者、子及び孫については、第二項に規定する者及び戦災死亡者の兄弟姉妹で、戦災死亡者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの以外の者の養子となつたとき。
五 禁錮以上の刑に処せられ、施行日(戦災死亡者の死亡の日)が同日後であるときは、その死亡の日)において、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの遺族(刑の執行猶予の言渡しを受けた遺族を除く。)には、遺族給付金を支給しない。

遺族給付金は、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。この場合においては、遺族援護法中国債に係る部分の規定を準用する。

遺族援護法第六條、第十六條、第二十八條本

同条第四項中「又は第二項」を削り、「第一項第二号」を「同項第二号」に改め、同項を同条第三項とする。

第六條第一項中「(同条第二項の規定に該当する者にあつては、同条同項。以下この条において同じ。)」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

(特別援護法の一部改正に伴う経過措置)

第三條 この法律による改正前の特別援護法第四條第二項の規定により交付された戦傷病者手帳は、この法律による改正後の特別援護法第四條第一項の規定により交付されたものとみなす。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第四條 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第十三條第二項中「業務の外」を「業務のほか」に「第六十八号」を「第六十八号。戦時災害援護法(昭和五十六年法律第 号)によりその例によるものとされる場合を含む。以下この項において同じ。」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第五條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「の外、左に」を「のほか、次に」に改め、同項第二号中「戦没者遺族」の下に「戦時災害傷病者、戦時災害死亡者遺族」を加える。

第五條中「左に」を「次に」に「但し」を「ただし」に「基づく」を「基づく」に「基づき」を「基づき」に「行ない」を「行ない」に「取消」を「取消し」に改め、同条第二十五号中「まん延」を「まん延」に改め、同条第三十四号の二中「行なう」を「行う」に改め、同条第三十五号の四中「行なわす」を「行わす」に改め、同条第四十五号中「聞いて」を「聴いて」に改め、同条第六十三号の三中「第六十八号」を「第六十八号、戦時災害援護法(昭和五十六年法律第

号)によりその例によるものとされる場合を含む。第二十九條第一項において同じ。」に改め、同条第六十三号の六の次に次の一号を加える。

六十三の七 戦時災害援護法の定めるところにより、障害年金等を受ける権利を裁定し、及び障害年金の額を改定すること。

第五條第六十七号中「ものの外」を「もののほか」に改める。

第十四号の三中「左の」を「次の」に改め、同条第四号の六の次に次の一号を加える。

四の七 戦時災害援護法を施行すること。

第十四條の三第九号中「ものの外」を「もののほか」に改める。

第二十六條の二第一項中「戦傷病者」の下に「戦時災害傷病者」を加える。

第二十九條第一項の表援護審査会の項中「戦傷病者戦没者遺族等援護法」の下に「(戦時災害援護法によりその例によるものとされる場合及び同法の規定により準用される場合を含む。)」を加える。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第六條 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十九條の二第二項中「更正医療の外」を「更正医療のほか」に「第六十八号」を「第六十八号。戦時災害援護法(昭和五十六年法律第 号)によりその例によるものとされる場合を含む。第四項において同じ。」に改める。

(精神衛生法の一部改正)

第七條 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二條第六項中「第六十八号」を「第六十八号。戦時災害援護法(昭和五十六年法律第 号)によりその例によるものとされる場合を含む。」に改める。

(地方税法の一部改正)

第八條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の十四第一項中「第六十八号」を「第六十八号。戦時災害援護法(昭和五十六年法律第 号)によりその例によるものとされる場合を含む。第七十二條の十七第一項ただし書において同じ。」に改める。

(結核予防法の一部改正)

第九條 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項中「但し」を「ただし」に「第六十八号」を「第六十八号。戦時災害援護法(昭和五十六年法律第 号)によりその例によるものとされる場合を含む。次条第二項において同じ。」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十條 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第二項第一号中「第六十八号」を「第六十八号。戦時災害援護法(昭和五十六年法律第 号)によりその例によるものとされる場合を含む。」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第十一條 国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「基づく」を「基づく」に改め、同項第四号中「基づいて」を「基づいて」に改め、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 戦時災害援護法(昭和五十六年法律第 号)に基づく年金たる給付

第七條第二項第四号中「第五号」を「第五号の二」に改める。

(通算年金通則法の一部改正)

第十二條 通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項第四号中「第二百二十七号」の下に「若しくは戦時災害援護法(昭和五十六年法律第 号)を加える。

(児童扶養手当法の一部改正)

第十三條 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 戦時災害援護法(昭和五十六年法律第 号)に基づく年金たる給付

この法律施行に要する経費は、七十三億五千万円の見込みである。

四月十日日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は二月十日)

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

附則

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一條、第六條、第八條及び第十一條の規定 昭和五十六年四月一日

二 第二條の規定 昭和五十六年六月一日

三 第三條及び第七條の規定 昭和五十六年八月一日

四 第四條、第九條、第十條及び次項の規定 昭和五十六年十月一日

五 第五條の規定 昭和五十六年十二月一日

2 次の各号に掲げる規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

一 第一條の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法第八條第一項から第三項まで及び第七項、第八條の二第一項及び第三項、第二十六條第一項、第二十七條第一項及び第三

項並びに第三十二条第三項の規定
 二 第六条の規定による改正後の未帰還者留守家族等援護法第八條の規定
 三 第八条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百八十一号)附則第十八項の規定
 四 第一条の規定による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第五十一号)附則第八條第四項の規定

12³ 第四条の規定による戦傷病者戦没者遺族等援護法第二条第三項第四号の規定の改正により障害年金、障害一時金、遺族給与金又は弔慰金を受ける権利を有することとなるべき者に關し、第四条の規定による改正後の同法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。

第七條第一項及び第九項	昭和三十四年一月一日	昭和五十六年十月一日
第十三條第一項第二号		
第二十三條第二項第三号		
第二十五條第三項		
第七條第十項	昭和四十八年十月一日	昭和五十六年十月一日
第十三條第一項第五号		
第七條第十一項	昭和四十六年十月一日	昭和五十六年十月一日
第十三條第一項第三号		
第七條第十二項	昭和五十五年十二月一日	昭和五十六年十月一日
	同日	昭和五十六年十月一日
第十一條第三号	昭和三十三年十二月三十一日	昭和五十六年九月三十日
第二十九條第一項第三号及び第四号		
第十一條第三号	昭和四十六年九月三十日	昭和五十六年九月三十日
	昭和四十八年九月三十日	昭和五十六年九月三十日
第十三條第一項第二号	昭和三十四年一月	昭和五十六年十月
第三十條第三項		
第十三條第一項第三号	昭和四十六年十月	昭和五十六年十月
第十三條第一項第三号、第五号及び第七号	同月一日	昭和五十六年十月一日
第十三條第一項第五号	昭和四十八年十月	昭和五十六年十月
第十三條第一項第七号	昭和五十五年十二月	昭和五十六年十月
第二十五條第三項	昭和三十四年一月二日	昭和五十六年十月二日
第三十條第三項	同年同月一日	昭和五十六年十月一日
第三十六條第一項第一号	昭和二十七年三月三十一日	昭和五十六年九月三十日
第三十八條第二号		

第三十六條第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項	昭和二十七年四月一日	昭和五十六年十月一日
第三十八條第三号		
第三十六條第一項第二号	同年四月二日	昭和五十六年十月二日
第三十六條第二項	昭和二十七年四月二日	昭和五十六年十月二日
第三十八條第三号		

四月十日日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願(第一九六〇号)
- 一、婦人差別撤廃のため雇用機会の平等に関する請願(第一九六一号)
- 一、個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第二〇〇一号)(第二〇〇二号)
- 一、旅館業の経営安定のため旅館業法改正等に関する請願(第二〇二三号)
- 一、原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願(第二〇一五号)
- 一、旅館業の経営安定のため旅館業法改正等に関する請願(第二〇四八号)(第二〇四九号)(第二〇五〇号)
- 一、寡婦福祉法制定等に関する請願(第二〇五一号)
- 一、原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願(第二〇五二号)(第二〇八六号)(第二〇八七号)(第二〇八八号)(第二〇八九号)(第二〇九〇号)(第二〇九一号)(第二〇九二号)(第二〇九三号)(第二〇九四号)(第二〇九五号)(第二〇九六号)(第二〇九七号)
- 一、婦人差別撤廃のため雇用機会の平等に関する請願(第二一〇四号)
- 一、原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願(第二一〇五号)
- 一、寡婦福祉法制定等に関する請願(第二一〇六号)(第二一〇七号)(第二一〇八号)(第二一〇九号)

一、個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第二一八号)

- 一、原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願(第二二二五号)
- 一、個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第二二七三号)(第二二七四号)
- 一、婦人差別撤廃のため雇用機会の平等に関する請願(第二二七五号)
- 一、視覚障害者の雇用促進に関する請願(第二二七六号)
- 一、原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願(第二二七九号)(第二二八〇号)(第二二八一号)(第二二八二号)(第二二八三号)(第二二八四号)(第二二八五号)(第二二八六号)(第二二八七号)(第二二八八号)
- 一、寡婦福祉法制定等に関する請願(第二二四三号)(第二二四四号)
- 一、個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第二二五一号)
- 一、原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願(第二二五二号)(第二二五六号)(第二二五七号)(第二二五八号)(第二二五九号)(第二二六〇号)
- 一、個室付浴場業(トルコぶろ)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願(第二二六一号)
- 一、原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願(第二二八四号)(第二二八五号)(第二二八六号)(第二二八七号)(第二二八八号)
- 一、寡婦福祉法制定等に関する請願(第二三〇〇号)

一、原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願(第二三〇二号)

一、原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願(第二三三三二号)(第二三三三五号)(第二三三三六号)(第二三三七七号)(第二三三八八号)(第二三三九四号)

一、老齢福祉年金・国民年金に関する請願(第二三三六九号)

一、旅館業の経営安定のため旅館業法改正等に関する請願(第二二七九号)

一、寡婦福祉法制定等に関する請願(第二三八〇号)

一、原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願(第二三八六号)(第二二八七号)

第一九六〇号 昭和五十六年三月二十七日受理
原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 東京都江東区佐賀一ノノ九 半田照男外百名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第一九六一号 昭和五十六年三月二十七日受理
婦人差別撤廃のため雇用機会の平等に関する請願(四通)

請願者 名古屋市南区元桜田町四ノ一六ノ一 長井きよ子外千九百九十九名

紹介議員 勝又 武一君
この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第二〇〇一号 昭和五十六年三月二十七日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場法の一部改正に関する請願

請願者 茨城県土浦市霞ヶ岡一ノ二六 滝川誠一外十四名

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三七三号と同じである。

第二〇二号 昭和五十六年三月二十七日受理
個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場

法の一部改正に関する請願

請願者 鳥取市田園町三ノ二八五 林愛子外十四名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第三七三号と同じである。

第二〇一三号 昭和五十六年三月二十七日受理
旅館業の経営安定のため旅館業法改正等に関する請願

請願者 鳥取県気高郡気高町浜村 奥村元治外千六百五十一名

紹介議員 石破 二郎君
この請願の趣旨は、第七四〇号と同じである。

第二〇一五号 昭和五十六年三月二十七日受理
原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市新堀一、二六〇ノ一ノ八〇 矢崎永外一万三千二百名

紹介議員 藤原 房雄君
この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二〇四八号 昭和五十六年三月二十八日受理
旅館業の経営安定のため旅館業法改正等に関する請願

請願者 群馬県前橋市本町二ノ一ノ一五 金子桂三郎外二百九十五名

紹介議員 福田 宏一君
この請願の趣旨は、第七四〇号と同じである。

第二〇四九号 昭和五十六年三月二十八日受理
旅館業の経営安定のため旅館業法改正等に関する請願

請願者 群馬県吾妻郡端恋村千俣二、四〇一 黒岩林八外五百十七名

紹介議員 丸茂 重貞君
この請願の趣旨は、第七四〇号と同じである。

第二〇五〇号 昭和五十六年三月二十八日受理
旅館業の経営安定のため旅館業法改正等に関する請願

請願者 群馬県前橋市東大室町一九四 小林信康外二百七十六名

紹介議員 山本 富雄君
この請願の趣旨は、第七四〇号と同じである。

第二〇五一号 昭和五十六年三月二十八日受理
寡婦福祉法制定等に関する請願(三通)

請願者 群馬県富岡市大島一九六 松井タカ外四百二十名

紹介議員 福田 宏一君
この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第二〇五二号 昭和五十六年三月二十八日受理
原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 埼玉県川越市宮元町七五ノ二二 佐藤米美外四百三十九名

紹介議員 小平 芳平君
この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二〇八六号 昭和五十六年三月三十日受理
原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市新堀一五ノ三 棚沢勝夫外七千七百二十八名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二〇八七号 昭和五十六年三月三十日受理
原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市東別府五四三ノ四 大谷竹茂外七千七百二十八名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二〇八八号 昭和五十六年三月三十日受理
原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市西別府一、八〇〇ノ四三 常泉高広外七千七百二十八名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二〇八九号 昭和五十六年三月三十日受理
原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市久保島五一八ノ一七 吉井善次郎外七千七百二十八名

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二〇九〇号 昭和五十六年三月三十日受理
原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市新堀七九六 滝口茂男外七千七百二十八名

紹介議員 沓脱タケ子君
この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二〇九一号 昭和五十六年三月三十日受理
原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市東別府三〇一ノ三 清水芙蓉外七千七百二十八名

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二〇九二号 昭和五十六年三月三十日受理
原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市東別府五四三ノ二 栗原又治外七千七百二十八名

紹介議員 佐藤 昭夫君
この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二〇九三号 昭和五十六年三月三十日受理
原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 埼玉県熊谷市西別府一、八〇〇ノ四四 宮田政則外七千七百二十八名

紹介議員 下田 京子君
この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二〇九四号 昭和五十六年三月三十日受理
原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願
請願者 埼玉県熊谷市新堀新田五四〇ノ
四 中野昭三外七千七百二十八名
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二〇九五号 昭和五十六年三月三十日受理
原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願
請願者 埼玉県熊谷市東別府五二七 富沢
泰夫外七千七百七十九名
紹介議員 宮本 顕治君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二〇九六号 昭和五十六年三月三十日受理
原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願
請願者 埼玉県熊谷市新堀五七四ノ六 北
岡義博外七千七百二十八名
紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二〇九七号 昭和五十六年三月三十日受理
原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願
請願者 埼玉県熊谷市久保島九一八ノ一
九 菅原忠男外七千七百二十八名
紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二一〇四号 昭和五十六年三月三十日受理
婦人差別撤廃のため雇用機会の平等に関する請願
請願者 川崎市幸区遠藤町三七 秦野節子
外四百九十九名
紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第二一〇五号 昭和五十六年三月三十日受理
原子爆弾被爆者等の援護法制定に関する請願(二
通)
請願者 静岡県浜名郡雄踏町宇布見九、四

二五ノ三 宮崎一外四千一名
紹介議員 桑名 義治君
この請願の趣旨は、第一九三八号と同じである。

第二一〇六号 昭和五十六年三月三十日受理
寡婦福祉法制定等に関する請願
請願者 福井県小浜市住吉 池田ひろ外二
百三十九名
紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第二一〇七号 昭和五十六年三月三十日受理
寡婦福祉法制定等に関する請願(四通)
請願者 福島県田村郡滝根町神俣入新田一
四三 長谷川マキ外四百九十九名
紹介議員 鈴木 正一君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第二一〇八号 昭和五十六年三月三十日受理
寡婦福祉法制定等に関する請願
請願者 山口県柳井市魚町 朝倉章子外二
千四百四十一名
紹介議員 竹内 潔君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第二一〇九号 昭和五十六年三月三十日受理
寡婦福祉法制定等に関する請願(四通)
請願者 埼玉県川口市本町一ノ七ノ六 永
瀬アキ外六百三十三名
紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第二一一八号 昭和五十六年三月三十日受理
個室付浴場業(トルコ浴室)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願
請願者 徳島市北前川町四ノ二三ノ一〇
木村優子外十四名
紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三七三号と同じである。

第二一二五号 昭和五十六年三月三十一日受理
原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願
(二通)
請願者 愛知県瀬戸市菱町地蔵山台二五
ノ四ノ五〇四 梅本秀子外三百六
十七名
紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二一二七号 昭和五十六年三月三十一日受理
個室付浴場業(トルコ浴室)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願
請願者 東京都清瀬市中里四ノ一、二九六
ノ八ノ三 露木謙外十四名
紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三七三号と同じである。

第二一二四号 昭和五十六年三月三十一日受理
個室付浴場業(トルコ浴室)をなくすため公衆浴場
法の一部改正に関する請願
請願者 鳥取市西町一ノ四二五日本基督教
団鳥取教会内矯風会鳥取支部内
宇山晶子外百四十一名
紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第三七三号と同じである。

第二一二五号 昭和五十六年三月三十一日受理
婦人差別撤廃のため雇用機会の平等に関する請願
(八通)
請願者 札幌市中央区南十六条西一六丁
目 長洲文枝外三千九百九十九名
紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第九九四号と同じである。

第二一二七号 昭和五十六年三月三十一日受理
視覚障害者の雇用促進に関する請願
請願者 名古屋市守山区大森西新二、〇一
九ノ五 富田弘子外二百七十四名
紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第一一三七号と同じである。

第二一七九号 昭和五十六年三月三十一日受理
原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願
(二通)
請願者 愛知県春日井市熊野町九三ノ六
九 水谷昇治外五百二十七名
紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二一八〇号 昭和五十六年三月三十一日受理
原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願
請願者 名古屋市千種区田代町瓶杣一ノ二
〇一ハイツ星ヶ丘内 小西次郎外
百八十二名
紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二一八一号 昭和五十六年三月三十一日受理
原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願
(二通)
請願者 愛知県岩倉市東町白山三五ノ一
榊川浩子外六百名
紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二一八二号 昭和五十六年三月三十一日受理
原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願
請願者 名古屋市名東区猪高町上杜池ノ浦
四八 牧野凱二外二百五十名
紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二一八三号 昭和五十六年三月三十一日受理
原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願
請願者 名古屋市名東区平和が丘五ノ二〇
七第二平和が丘住宅Cノ一〇六
片山球外四百四十一名
紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二二八四号 昭和五十六年三月三十一日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

(四通)

請願者 愛知県小牧市小木三、〇九六ノ

一 舟橋節子外千九百七十名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二一九一号 昭和五十六年三月三十一日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 名古屋市中区富が丘二一五小

原佐知子外三百八十三名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二一九二号 昭和五十六年三月三十一日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

(四通)

請願者 愛知県豊明市栄町養元五七〇一ク

ラハイツ内 入江理外九百四十八

名

紹介議員 安恒 良一君

第二二五一号 昭和五十六年三月三十一日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場

法の一部改正に関する請願

請願者 京都府綾部市広小路三八 藤田進

外十四名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第三七三号と同じである。

第二二五二号 昭和五十六年三月三十一日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 名古屋市中区自由ヶ丘一ノ一八

ノ三ノ一〇三 浅井美子外二百三

十二名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二二五六号 昭和五十六年三月三十一日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 名古屋市中区鶴見通五ノ三 松木

昌子外百九十五名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二二五七号 昭和五十六年三月三十一日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 名古屋市中区植園町二ノ一虹ヶ

丘南二三ノ二〇三 門野幸一外百

五十二名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二二六〇号 昭和五十六年四月一日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

(二通)

請願者 名古屋市中区新守町二二二 鈴

木悦子外四百十五名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二二六一号 昭和五十六年四月一日受理

個室付浴場業(トルコ風呂)をなくすため公衆浴場

法の一部改正に関する請願

請願者 福井市みのり三ノ二〇ノ一一 近

藤さきり外十五名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三七三号と同じである。

第二二八四号 昭和五十六年四月一日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

第二二八六号 昭和五十六年四月一日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

(二通)

請願者 愛知県大山市上野新町一一五 山

本豊元外三百十九名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二二八七号 昭和五十六年四月一日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

(二通)

請願者 名古屋市中区星ヶ丘二ノ五〇打

越住宅三ノ一一〇 吉本勝外三百

六十六名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二二八八号 昭和五十六年四月一日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 名古屋市中区平和が丘五ノ一二

一 佐々木孝外百八十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二三〇一号 昭和五十六年四月一日受理

第二三〇二号 昭和五十六年四月一日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

(二通)

請願者 鹿兒島県揖保郡頰畑町別府八、三

六四 榎木クメ外二百一名

紹介議員 田原 武雄君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第二三三二号 昭和五十六年四月一日受理

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 愛知県大府市森岡町山田中ノ坪三ノ五三 西田智子外百八十九名

紹介議員 吉田 正雄君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二三三三三号 昭和五十六年四月二日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 埼玉県東松山市松葉町二ノ一六ノ三六 坂口和男外六千二百九十二名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二三三三六号 昭和五十六年四月二日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 愛知県尾張旭市城山町城山一八ノ七 石田辰弥外二百八名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二三三七七号 昭和五十六年四月二日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 名古屋市緑区鳴海町若田二二緑ヶ丘住宅一九ノ三ノ五 小長寛子外三百六十七名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二三三三八号 昭和五十六年四月二日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 名古屋市守山区牛牧字牛牧七ノ一 山岡かよ外四百二十六名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二三三四三号 昭和五十六年四月二日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

(三通)

請願者 埼玉県熊谷市十六間七七八ノ四

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二三三六九号 昭和五十六年四月二日受理

老齢福祉年金・国民年金に関する請願

請願者 岡山市内山下二ノ四ノ六岡山県議会議長 元浜貫一

紹介議員 加藤 武徳君

我が国の年金制度は、遂次その改善が図られてきたところであるが、老齢福祉年金及び国民年金の現行給付内容は、最近の国民生活水準と対比し低く、また、近時の物価高騰により、受給者の生活は圧迫を余儀なくされている状況にある。よつて、高齢化社会に対応し、老後が安心して暮らせる年金の確保に努力されたい。

第二三三九七号 昭和五十六年四月二日受理

旅館業の経営安定のため旅館業法改正等に関する請願

請願者 長野県松本市浅間温泉三六四 木下文武外三百四十八名

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第七四〇号と同じである。

第二三八〇号 昭和五十六年四月二日受理

寡婦福祉法制定等に関する請願

請願者 和歌山県日高郡中津村舟津 西岡ひでこ外五千二百八十一名

紹介議員 前田 勲男君

この請願の趣旨は、第五四五号と同じである。

第二三八六号 昭和五十六年四月二日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

請願者 名古屋市緑区鳴海町一色三〇原住二ノ四ノ二〇七 榑原正明外四百三十一名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。

第二三三七七号 昭和五十六年四月二日受理

原子爆弾被爆者等の援護法早期制定に関する請願

(二通)

請願者 愛知県春日井市白山町一、八五九ノ七東高森台公社団地六四 岡本ヨシエ外四百六十八名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一八八一号と同じである。